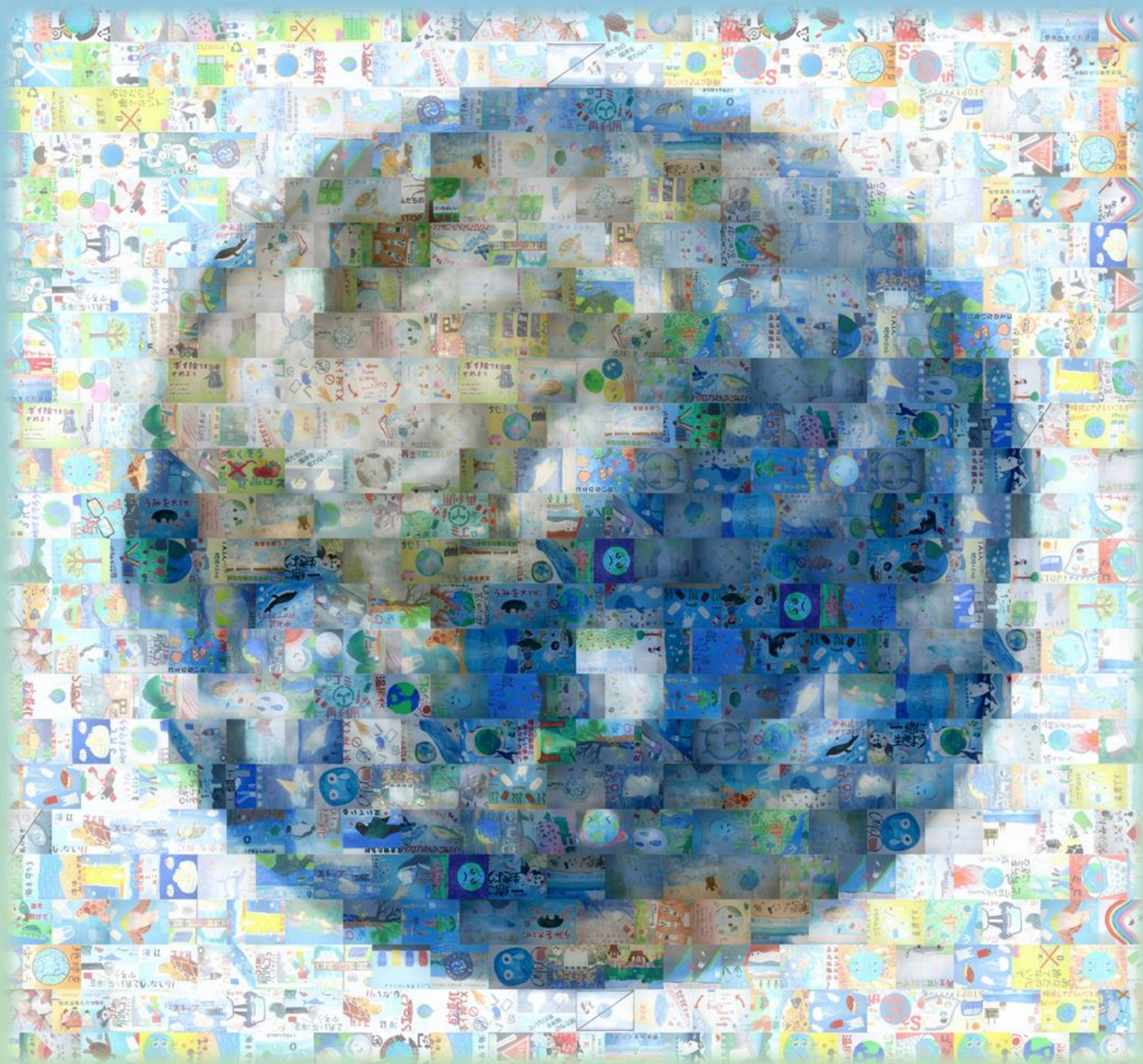


# 第4次日立市環境基本計画



令和5年3月  
日立市

## 日立市の環境行政の歩み

- 1905(明治38)年 日立鉱山の創業
- 1914(大正3)年 大煙突の築造
- 1952(昭和27)年 日立市天気相談所が日立鉱山神峰観測所を引き継ぎ観測業務を開始
- 1972(昭和47)年 環境を守る日立市民会議発足
- 1974(昭和49)年 日立市環境をまもる基本条例制定
- 1975(昭和50)年 日立市公害防止条例全面改正
- 1990(平成2)年 環境を守る日立市民会議を環境を創る日立市民会議に改称  
市民環境展を開催(その後、ひたち環境フェア、ひたち環境都市フェスタに名称を変更)
- 1994(平成6)年 日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例制定
- 1998(平成10)年 日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例制定
- 1999(平成11)年 日立市環境基本条例制定
- 2000(平成12)年 日立市環境基本計画策定
- 2005(平成17)年 日立市環境都市宣言**
- 2006(平成18)年 日立市環境教育活動支援事業開始
- 2007(平成19)年 日立市落書きの防止に関する条例制定
- 2008(平成20)年 鞍掛山さくらの山づくり整備活動開始
- 2009(平成21)年 日立市太陽光発電システム普及促進事業開始  
久慈川菜の花エコネットワーク事業開始
- 2012(平成24)年 市役所において電気自動車急速充電器の運用開始  
ひたち環境都市フェスタをエコフェスひたちに改称して開催  
日立市天気相談所開設60周年
- 2013(平成25)年 第2次日立市環境基本計画(含 日立市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))策定
- 2016(平成28)年 日立市新エネルギー機器普及促進事業開始  
日立市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン施行  
日立市環境教育活動支援10周年記念事業開催
- 2017(平成29)年 日立市新エネルギービジョン策定
- 2018(平成30)年 第3次日立市環境基本計画(含 第2次日立市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))策定
- 2020(令和2)年 ひたちこどもエコクラブ創設
- 2022(令和4)年 ゼロカーボンシティひたちを表明**  
日立市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の施行  
日立市天気相談所開設70周年

## はじめに



本市は、東に青く輝く太平洋、西に四季折々の彩りを見せる阿武隈山系の山々に挟まれ、豊かな自然と美しい景観を持ち、四季を通じてとても過ごしやすいまちです。

この豊かな自然環境と景観、そして環境への思いを引き継いでいくため、平成12年に「日立市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、平成17年には「環境都市・日立」を宣言しました。

その後、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化の進行に伴う気候変動による豪雨災害等の激甚化・頻発化や生物多様性の危機、さらにはプラスチックごみによる海洋汚染など地球規模の環境問題に直面しております。

こうした中、国連による「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組や、COP（国連気候変動枠組条約締結国会議）において気候変動に関する「パリ協定」が採択されるなど、地球規模で環境問題に取り組む意識が高まっており、我が国においても平成30年に気候変動適応計画が公布され、令和2年に2050年カーボンニュートラルが宣言されるなど、環境を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えております。

本市においても、こうした社会の潮流をとらえ、環境問題に取り組むべく、環境都市宣言に新たな命を吹き込み、その取組を一層推進する決意を新たにするため、令和4年に「ゼロカーボンシティひたち」を表明するとともに、今般、今後8年間における本市の環境行政の指針となる総合的な計画として、「第4次日立市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、令和4年4月にスタートした「日立市総合計画」の環境分野をより具体化する計画とし、自然と調和したまちを目指すため、「地球温暖化による気候変動」や「生態系のバランスが崩れることによる生物多様性の喪失」「ライフスタイルの変化によるごみ処理体制の再構築の必要性」など、地球規模のものから身近な地域の環境問題を総合的に捉えたものとなっております。

また、脱炭素の取組をより一層推進し、「ゼロカーボンシティひたち」を実現するため、本計画にこれまで含まれていた「日立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「ひたちゼロカーボンシティビジョン」として本計画から切り分け、脱炭素に特化した計画として新たに策定いたしました。

環境を守り、育んでいくためには「過去に学び、今に努力し、未来につなぐ」取組が重要です。本市といたしましては「日立市環境基本計画」と「ひたちゼロカーボンシティビジョン」を車の両輪とし、ひたちらしさをいかした取組により、市民・事業者・市が連携・協働して、環境の保全と創造に関する施策を積極的に進めてまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントに御協力をいただきました市民の皆様、事業者の皆様、また、答申書を提出いただいた日立市環境審議会委員の皆様、心から御礼申し上げます。

令和5年3月

日立市長

小川 春樹

# 日立市環境都市宣言

—うるおいが活力を生むまち—

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

- 1 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。
- 1 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。
- 1 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。
- 1 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。
- 1 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップでより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日  
日立市





# ゼロカーボンシティひたち

～2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など、様々な問題が顕在化しています。

日本で唯一、行政が運営する気象予報機関である、日立市天気相談所の観測データには、市内においても「桜の開花時期が早まっている」ことや「真夏日の増加」など、私たちの生活に直接的に影響を及ぼすような変化が表れています。地球温暖化がこのまま進行すると、さらなる自然災害の発生、深刻な食糧不足や生物多様性の損失など、私たちの子孫が損害を被る状況になりかねません。

国は、国内外に向けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、温室効果ガスの排出量を削減していくことは世界的な目標となっています。この喫緊の課題に対し、私たちは国際社会の一員として、一人ひとりが当事者としての危機感を持ち、今すぐ温室効果ガスの排出量削減に向け行動しなければなりません。

日立市はかつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など、深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。また、2005年には、この先人の偉業に学び、協力して環境問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことの決意表明として、「環境都市・日立」を宣言し、今日まで行動してきました。

今こそ、この環境都市宣言に新たな命を吹き込むために、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に挑戦することをここに表明し、市民、企業の皆様とともに総力を挙げて「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいります。

令和4年3月2日

日立市長

小川 春樹



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の担い手と役割.....	4
<b>第2章 環境の特性と現況</b> .....	<b>5</b>
1 国内外の動向.....	5
(1)SDGsについて.....	5
(2)地球温暖化対策の動向.....	6
(3)第五次環境基本計画.....	9
(4)プラスチックごみ問題への対応.....	9
(5)情報通信技術(ICT)の急速な進展.....	10
(6)新型コロナウイルス感染症.....	10
2 地域の特性.....	11
(1)本市の沿革.....	11
(2)自然的特性.....	12
(3)社会的特性.....	17
<b>第3章 目指すべき環境のすがた</b> .....	<b>24</b>
1 本市の目指すべき環境の将来像.....	24
(1)基本理念.....	24
(2)目指すべき環境の将来像.....	25
2 目指すべき環境の将来像の実現に向けた環境目標.....	26
<b>第4章 環境目標実現のための施策の展開</b> .....	<b>27</b>
1 環境施策の体系.....	27
環境目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち.....	28
行動方針1 脱炭素のまちづくりの推進.....	28
行動方針2 気候変動に適応したまちづくりの推進.....	30
行動方針3 環境負荷の少ない都市空間の形成.....	34
環境目標2 豊かな自然を未来につなぐまち.....	39
行動方針1 生態系及び生物多様性の確保.....	39
行動方針2 「ひたち」らしい自然環境の保全.....	42
行動方針3 豊かな自然環境等の活用.....	45
環境目標3 健やかで快適に暮らせるまち.....	49
行動方針1 大気・水・土壌等環境の保全.....	49
行動方針2 暮らしやすい生活環境の確保.....	54
行動方針3 きれいなまちづくりの推進.....	56

環境目標4 資源を有効活用する循環型のまち .....	60
行動方針1 効率的・効果的なごみ処理体制の構築 .....	60
行動方針2 資源循環の推進 .....	62
行動方針3 廃棄物の適正処理 .....	66
環境目標5 持続可能な環境活動が広がるまち .....	69
行動方針1 環境教育・環境学習の充実 .....	69
行動方針2 連携・協働による環境活動の促進 .....	72
行動方針3 人材の活用・育成 .....	74
2 市の取組一覧表 .....	76

## 第5章 計画の推進 ..... 81

1 計画の推進体制 .....	81
(1)市民・市民団体・事業者 .....	81
(2)市(関係課所) .....	81
(3)日立市環境審議会 .....	81
(4)広域的な連携 .....	82
2 計画の進行管理 .....	82

## 資料編 ..... 83

1 計画策定の経過 .....	83
2 日立市環境審議会委員名簿 .....	84
3 日立市環境基本条例 .....	85
4 日立市環境審議会への諮問書 .....	90
5 日立市環境審議会からの答申書 .....	91
6 市民・事業者への環境に関するアンケート調査 .....	92
7 パブリックコメントの概要 .....	107
8 用語解説 .....	108

本文中に※がついている単語は、資料編の用語解説(108ページ～113ページ)にて、解説を記載しています。



タイトル	掲載ページ
暑さ指数(WBGT)とは	32
茨城県北ロングトレイルとは	47
汚れた水をきれいにするために必要な水の量	51
典型7公害とは	55
ごみ減らし4R運動	63
食品ロスとは	65

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

### (1)地球温暖化に対する国内外の動き

近年、地球温暖化の進行による平均気温の上昇や、氷河の融解、海面水位の変化、洪水や干ばつ、生態系<sup>※</sup>や食糧生産、健康面への影響が生じるなど、気候変動への対策は、喫緊の課題となっています。こうした問題は、地球規模で発生しており、地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス<sup>※</sup>排出量を削減する目的で、脱炭素化に向けた動きが世界的に広まっています。

我が国においても2020(令和2)年に「2050年カーボンニュートラル<sup>※</sup>」を目指すことを宣言し、脱炭素化に向けた動きが加速しており、環境を取り巻く社会情勢は大きな変革期を迎えています。

### (2)持続可能な社会の実現への動き

2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標である「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」達成に向け、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための動きが加速しています。

### (3)日立市の動き

日立市(以下、本市という。)はこれまで、市民、事業者、市が一丸となって公害問題や環境に関する施策を推進してきましたが、更なる連携・協力を図り、良好な環境を創造する社会を目指すために、1999(平成11)年に、「日立市環境基本条例」(以下、基本条例という。)を制定し、2000(平成12)年には、基本条例に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「日立市環境基本計画」を策定しました。

本市では、2005(平成17)年に環境を未来に引き継ぐことの決意表明として、「環境都市・日立」を宣言し、各種施策を推進してきましたが、今般の状況を踏まえ、この環境都市宣言に新たな命を吹き込み、その取組を一層推進する決意を新たにするため、2022(令和4)年に「ゼロカーボンシティひたち」を表明し、2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」に挑戦することを宣言しました。

### (4)策定について

2018(平成30)年に策定した、第3次日立市環境基本計画(含第2次日立市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))(以下、第3次計画という。)では、地球温暖化対策等の施策に取り組んできましたが、第3次計画が、2022(令和4)年度末をもって終了することから、脱炭素化の動きやSDGsなど社会情勢の変化を踏まえ、「第4次日立市環境基本計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

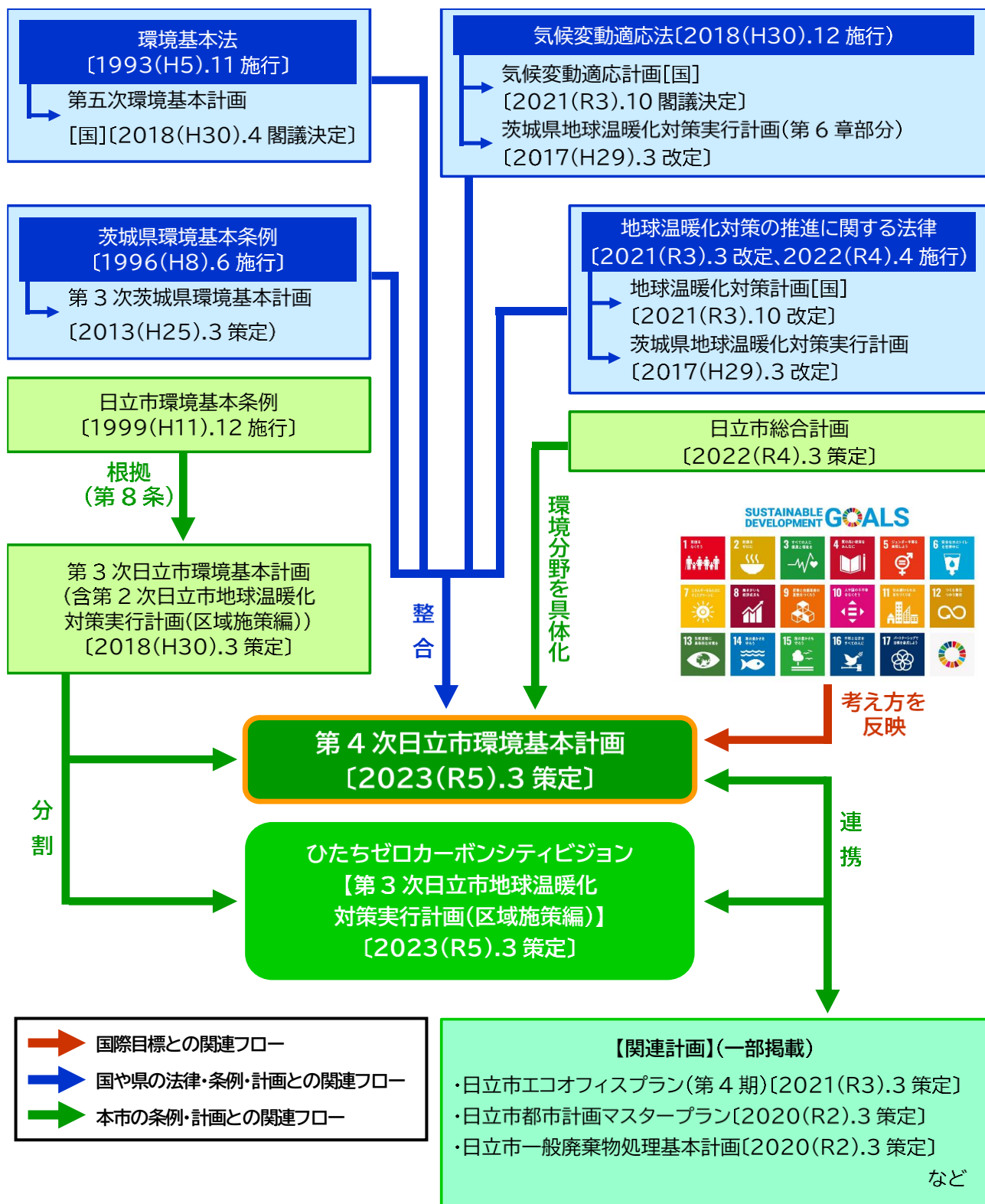




## 2 計画の位置付け

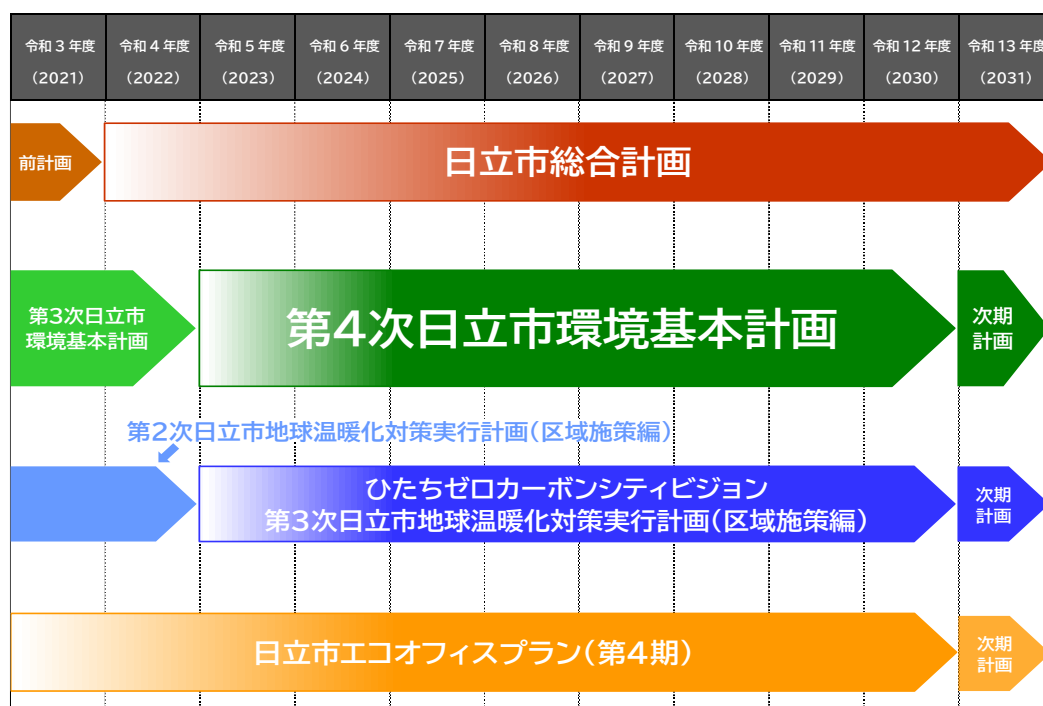
本計画は、基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、上位計画である「日立市総合計画」の環境分野の施策との整合を図り、環境の保全及び創造に関する施策は本計画に沿って推進します。

第3次計画に包含されていた地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、脱炭素化に向けてより具体的に取り組むため、「ひたちゼロカーボンシティビジョン【第3次地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】」として計画を別に策定しました。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画<sup>\*</sup>」において、2030(令和12)年度に温室効果ガス46%削減を目指すこととなったことを踏まえ、2023(令和5)年度から2030(令和12)年度までの8年間とします。ただし、目標の達成状況や、環境問題・環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等が大きく変化し、本計画との整合が図れなくなった場合は、適宜見直しを行います。



### 4 計画の対象

本計画の対象地域は本市全域とし、国、県、他自治体との連携にも配慮します。

また、本計画で対象とする環境分野の対象範囲は、以下の6分野とし、地球規模の環境問題から身近な地域の環境問題までを総合的に捉えていきます。

環境分野	対象となる範囲
地球環境	グローバルな視点に立った地球全体の環境 (地球温暖化(自然災害・健康含む)、再生可能エネルギー、省エネルギーなど)
自然環境	動植物や生態系に係る環境(動植物、自然保全、生物多様性など)
快適環境	快適な生活空間に係る環境(都市基盤、都市景観、環境美化など)
生活環境	日常の生活活動に係る環境(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、放射性物質など)
資源環境	ごみ、資源リサイクル、廃棄物など
環境教育等	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報など

## 5 計画の担い手と役割

市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たすことに加え、各主体が連携・協働して本計画の取組を推進していくことが重要です。また、各主体が環境への意識や責任感を持ち、環境保全のために行動していくことが求められます。

### 市民

市民は、地域環境だけでなく地球規模の環境の保全と創造を担う役割を持つことを理解し、生涯学習※に参加するなど、環境への関心を常に高めるとともに、日常生活において、省エネルギー※・省資源※など環境への負荷が少ない生活の実践に努めます。

また、市が実施する環境施策や事業に積極的に参加・協力することが望まれます。

### 事業者

事業者は、事業のあらゆる段階において、環境に配慮した活動を意識し、公害の防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努め、省エネルギー・省資源など環境への負荷の少ない事業活動に努めるとともに、環境産業分野への積極的な参入など、持続可能な社会※の発展に貢献します。

また、地域住民や市と協力しながら良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する環境施策や事業に協力します。

### 市

市は、良好な環境の保全と創造に向けて、本計画に示した各施策を展開するとともに、自身の事務事業において率先して環境配慮に努めます。

また、森林・緑地・水辺等の自然環境を適正に保ち、人の健康を保護することなどを目的に、市民、事業者及び他自治体とも連携を図りながら、環境情報の提供や環境活動の支援、環境保全に関する基盤づくりを行い、持続可能な社会の構築を図ります。

# 第2章 環境の特性と現況

## 1 国内外の動向

### (1)SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2015 (平成27)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030(令和12)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しており、SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

そして、SDGsを達成するには、各国政府による取組だけでなく、事業者や地方自治体、市民社会を含めたすべての人の行動が必要であり、SDGsの達成は一人一人の行動に委ねられています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センターホームページ

## (2)地球温暖化対策の動向

### ア 国際的な動向

世界の温室効果ガス排出削減については、1992(平成4)年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP\*)において議論が行われてきました。

しかし、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設け、先進国にしか削減義務が課されなかったこともあり、開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出する結果となりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして2015(平成27)年12月にパリで開催されたCOP21においてパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

そして2021(令和3)年10月、英国グラスゴーでCOP26が開催され、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求」「必要に応じて2022年末までに2030年の削減目標を再検討」などが合意され、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030(令和12)年に向けて野心的な「緩和策」及び更なる「適応策」を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

### 緩和策と適応策

## 緩和

とは？  
原因を少なく

## 2

つの

## 適応

とは？  
影響に備える

### 気候変動対策

緩和策の例



CO2 ↓  
温室効果ガスを減らす

適応策の例



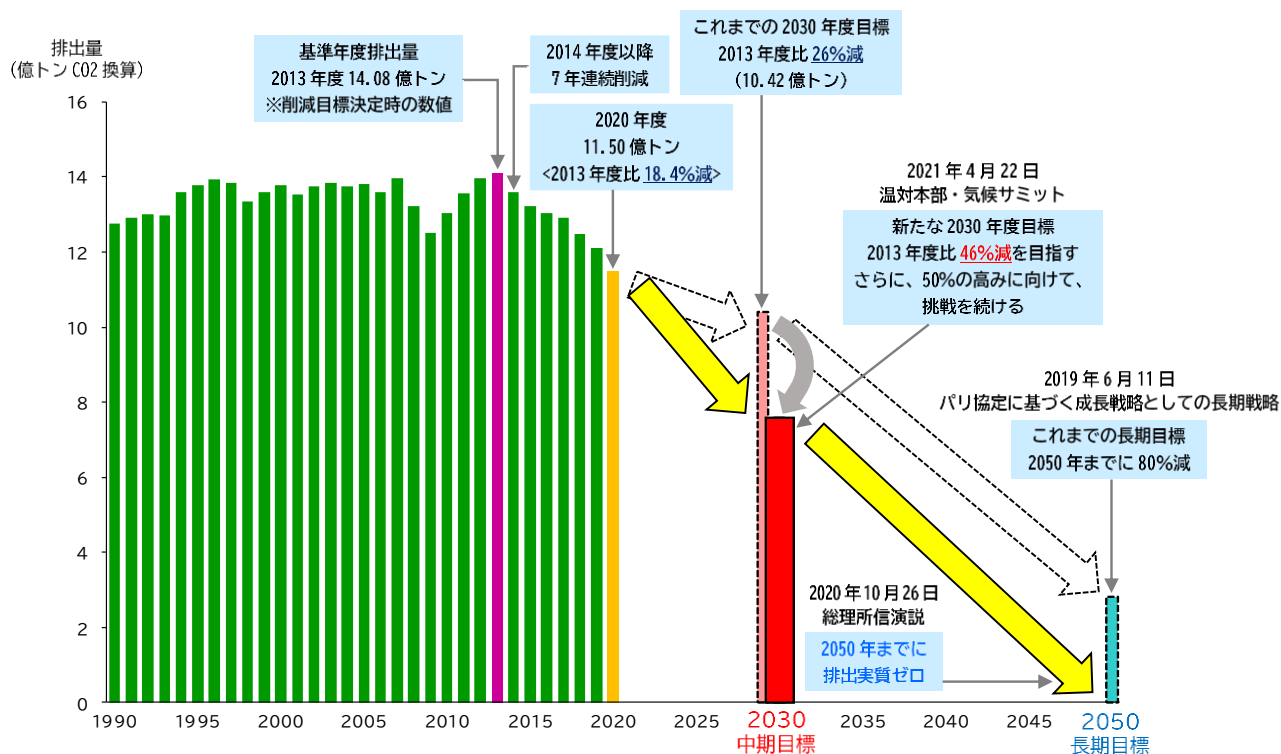
気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

### イ 国内の動向

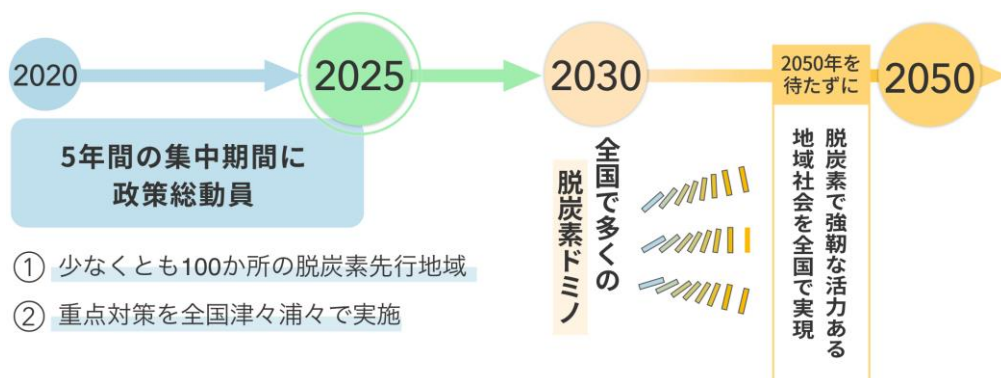
2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。



日本の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の推移イメージ

出典:環境省

また、2021(令和3)年6月に国民・生活者目線での実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、地域の豊富な再生可能エネルギー※ポテンシャルを最大限活用して2050(令和32)年脱炭素と、経済活性化、防災等の地域課題の同時解決を目指した取り組みの方向性が掲げられました。

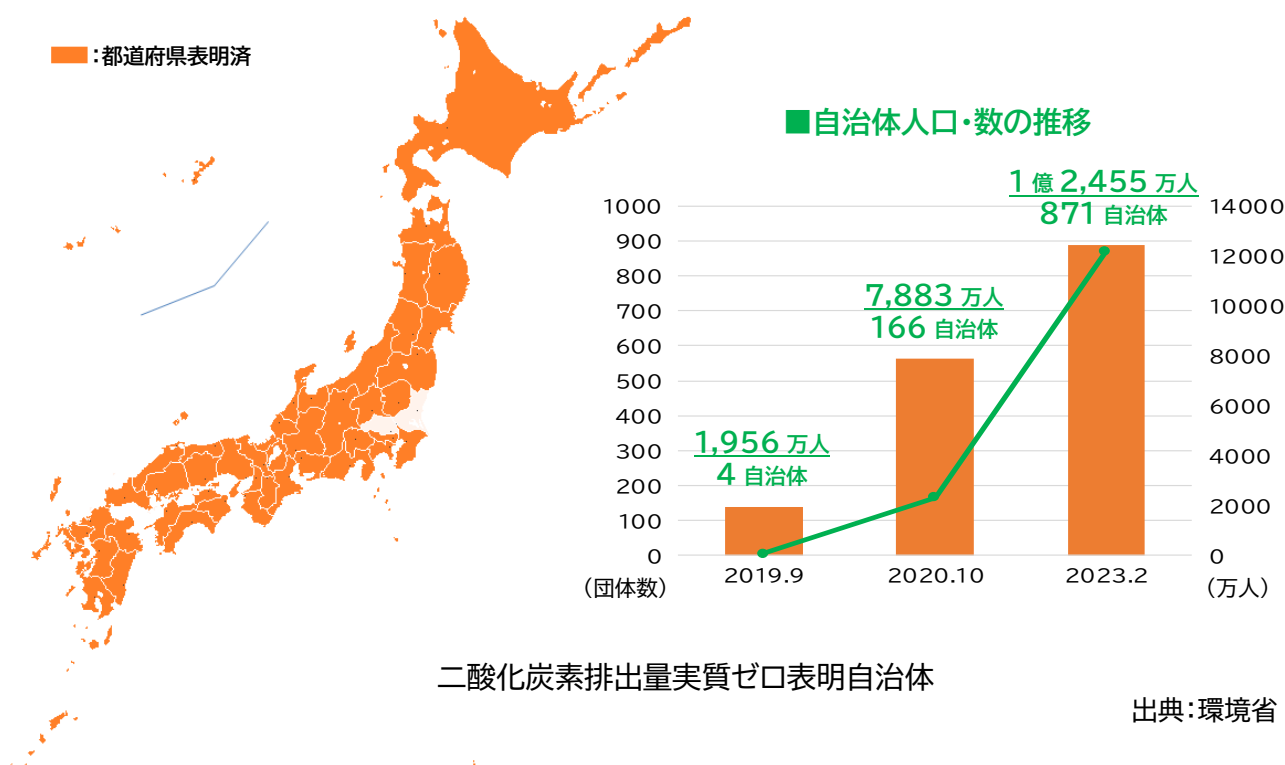


脱炭素ロードマップの概要イメージ

出典:脱炭素地域づくり支援サイト(環境省)

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律では、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地方公共団体実行計画(区域施策編)に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーション<sup>\*</sup>を促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定するよう努めるものとされました。

「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019(令和元)年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023(令和5)年2月末時点においては871地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,455万人を超える計算になります。



他に、気候変動への適応を推進することを目的として、2018(平成30)年6月に「気候変動適応法」が公布され、我が国における適応策が初めて法的に位置づけられることとなり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。

そして、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018(平成30)年11月に気候変動適応法第8条に基づき「気候変動適応計画」が策定され、2021(令和3)年10月には計画の改定が行われました。改定内容としては、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充するとともに、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」などが追加されました。

### (3)第五次環境基本計画

国では、2018(平成30)年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏<sup>\*</sup>」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられました。

また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されました。



地域循環型共生圏のイメージ図

出典：環境省

### (4)プラスチックごみ問題への対応

プラスチックごみについては、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンが陸上から海洋への流出があると推計され、このままでは、2050(令和32)年までに海のプラスチック量が魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を、2019(令和元)年5月に策定しました。同戦略では、2030(令和12)年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指すことなどが位置づけられています。

また、2021(令和3)年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、2022(令和4)年4月に施行されました。



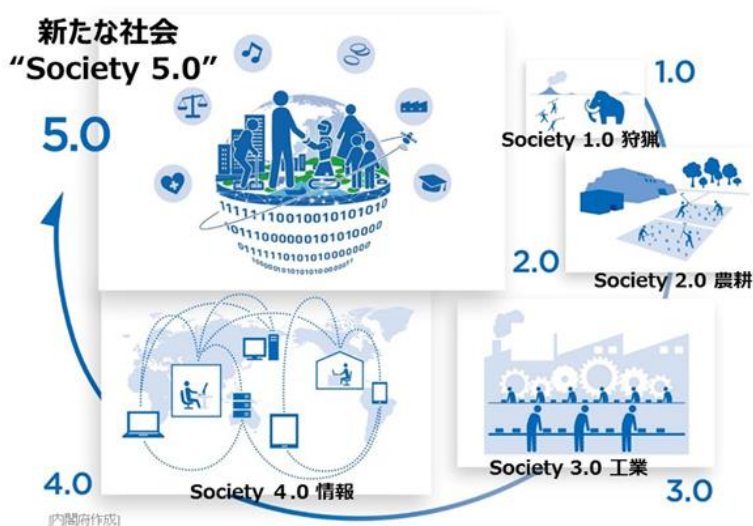
出典：環境省



### (5) 情報通信技術(ICT)の急速な進展

ICT<sup>※</sup>については、近年急速に技術革新が進んでおり、国ではサイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな社会「Society 5.0」を、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、目指すべき未来社会の姿として「第5期科学技術基本計画」において提唱しました。

環境分野においても、モノのインターネット(IoT<sup>※</sup>)による様々なデータの収集・蓄積や、人工知能(AI<sup>※</sup>)の活用による現状把握及び将来推計・予測等が可能となってきており、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS<sup>※</sup>)が、コミュニケーションツールとしてだけでなく、災害時には重要な情報源として利用されるなど、様々な活用に発展しています。



出典：内閣府

### (6) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、2020(令和2)年1月に国内初の感染者が確認された後、感染が拡大し、2020(令和2)年4月には「緊急事態宣言」が発出され、2020(令和2)年5月には新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省から「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、生活や経済へ大きな影響を及ぼしました。

環境分野に関わる影響としては、感染拡大に伴う経済活動の停滞による二酸化炭素排出量の減少など、一時的な環境負荷の低減が報告されているほか、社会状況や生活様式の変容によるごみの排出量の変化や、オープンスペース<sup>※</sup>としての身近な公園緑地の再評価など、様々な変化が生じてきています。

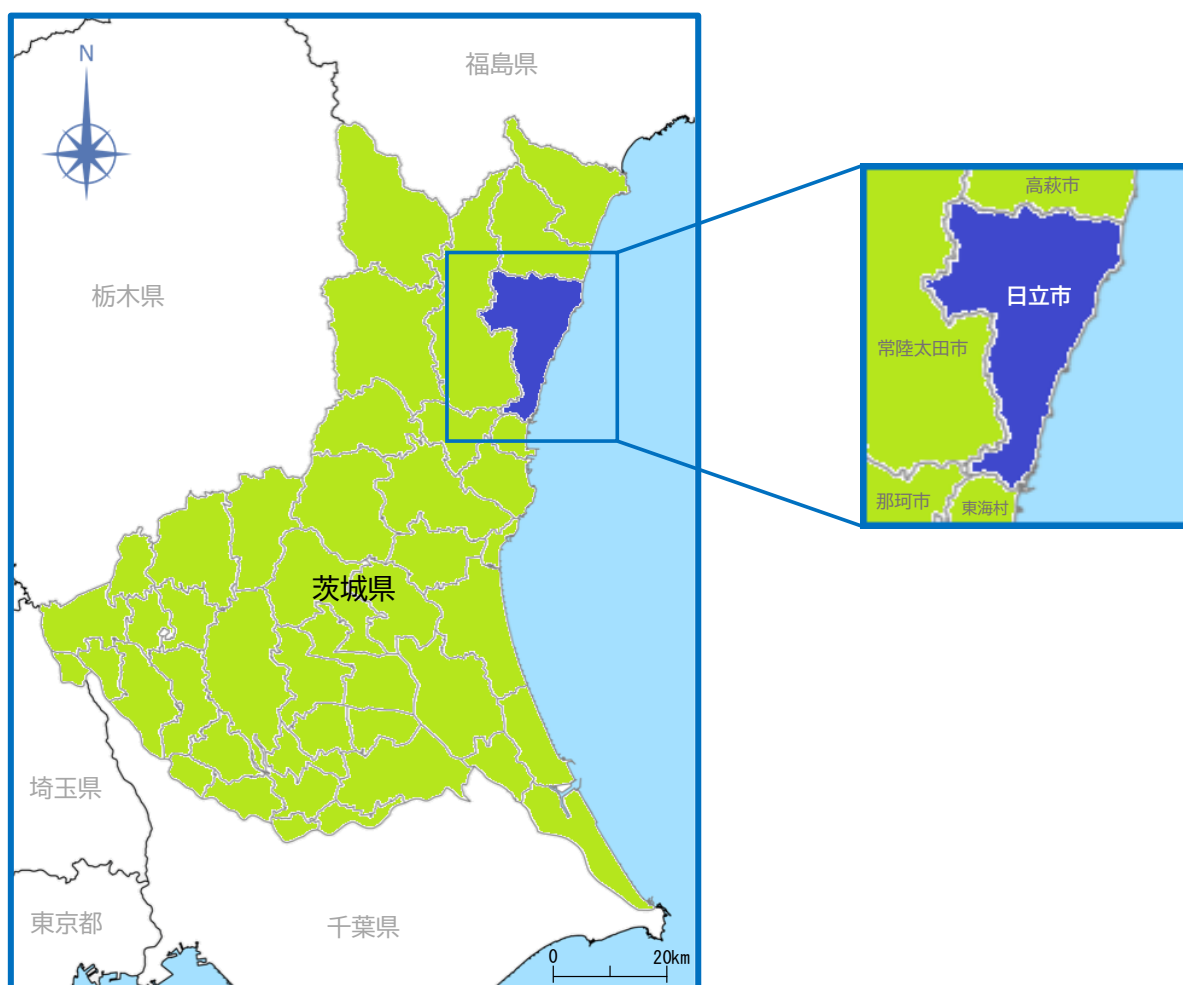
今後の経済回復のあり方については、脱炭素社会への転換に貢献する「グリーンリカバリー<sup>※</sup>」の議論が欧州連合(EU)を中心に始まっており、日本においても考えが広まりつつあります。

## 2 地域の特徴

### (1)本市の沿革

本市は、茨城県の北東部に位置し、北は高萩市、西は常陸太田市、南は久慈川を挟んで東海村と接し、東は太平洋に面しており、北西部は阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なり、面積は225.73 km<sup>2</sup>を有しています。南北に長い市域を縦貫するJR常磐線、国道6号、国道245号、常磐自動車道などを軸とした交通ネットワークが整備され、東京圏からのアクセスも良く、交通条件に恵まれており、水戸市、つくば市に次いで、県内3番目の人口を有し、市中心部に世界的な企業などの工場群が広がる国内有数の工業都市として発展してきました。

人口や都市機能、産業の集積を背景として、周辺自治体から本市へ、2万人を越える人々が通勤・通学する茨城県北部の中心都市となっており、電気、機械、非鉄金属、金属製品などが基幹産業です。さらに、北関東の海の玄関口として茨城港日立港区を有しており、日立LNG<sup>※</sup>(液化天然ガス)基地の稼働に伴い、首都圏を支える重要なエネルギー供給拠点となっています。

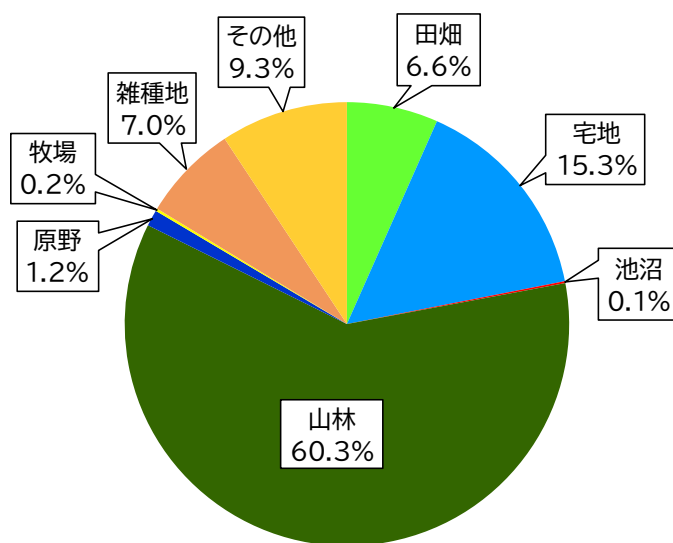


## (2)自然的特性

### ア 地形

本市の地形は、東側の太平洋と西側の多賀山地に挟まれ南北に細長く伸びており、常磐海岸台地、多賀山地、久慈川下流低地、十王川扇状地、里川の谷に大別され、海岸線に沿った地域が可住地となっています。

市域全体の60.3%(136.1km<sup>2</sup>)を山林が占めており、次いで宅地15.3%(34.45km<sup>2</sup>)、雑種地7.0%(15.85km<sup>2</sup>)、田畑6.6%(14.99km<sup>2</sup>)、原野1.2%(2.65km<sup>2</sup>)、牧場0.2%(0.42km<sup>2</sup>)、池沼0.1%(0.32km<sup>2</sup>)、その他9.3%(20.93km<sup>2</sup>)となっています。



地目別面積(2022(令和4)年1月1日現在)

出典: 日立市資産税課

### イ 気象等

#### (ア)特徴

本市は、海と山に挟まれた地形により、夏は涼しく、冬は温暖で、四季を通じて寒暖差の少ない、暮らしやすい気候となっています。

また、台風などによる自然災害も比較的少ないという特徴があります。

市全域にわたり、海、山、川などの豊かな自然が織りなす美しい景観が広がり、野鳥や昆虫も含め、海辺の生物や川に住む生き物にも、身近な生活の場で接することができます。

海の自然と山の自然が共存する環境と気候の特徴をいかした農業や漁業が行われています。



古房地公園

### (イ)他都市との比較

本市と関東地方の都市の真夏日(日最高気温が30℃以上)の日数等を比較すると本市は26.5日なのに対し、関東南部の東京、横浜、千葉、北部内陸部の宇都宮などは50日前後、茨城県内の水戸、つくばは40日前後と、本市の真夏日の日数は東京の約半分、水戸よりも10日少なくなっています。

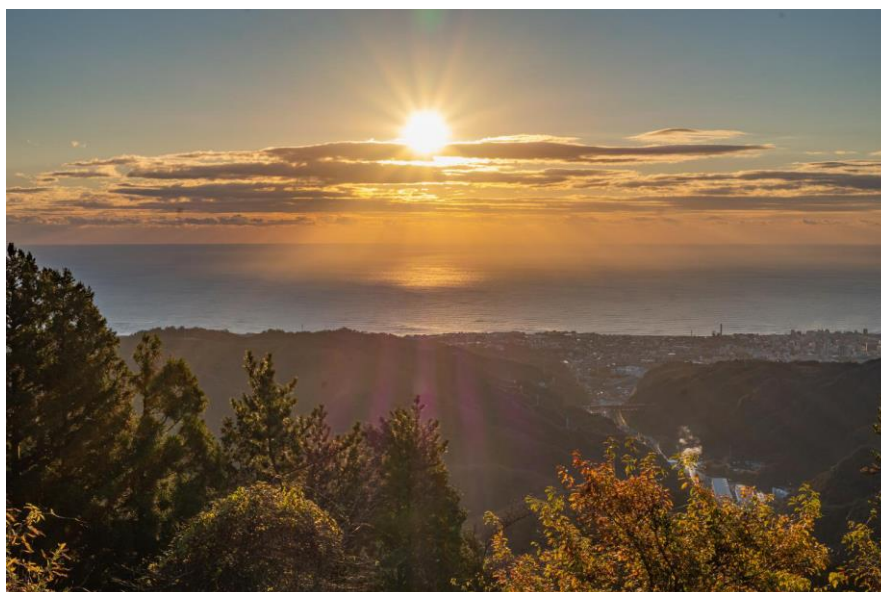
猛暑日(日最高気温が35℃以上)の日数も、本市は年間に1日ですが、水戸で3日、東京や宇都宮は5日前後と本市の猛暑日の日数は他地域に比べ少なくなっています。

冬日(日最低気温が0℃未満)の日数は関東南部と比べると2倍ほど多くなっていますが、宇都宮や水戸、つくばと比較すると40%近く少なくなっており、北に位置しているため、関東南部よりは寒い日が多いものの、海に面しているため、内陸部ほど冷えることは少なく、気温の変動が少ないことがわかります。

真夏日・猛暑日・冬日の比較

都市	真夏日	猛暑日	冬日
日立	26.5日	1.1日	39.0日
東京	52.1日	4.8日	15.2日
横浜	48.8日	2.0日	3.8日
千葉	49.1日	2.2日	5.7日
宇都宮	49.6日	5.9日	72.9日
水戸	38.0日	3.1日	69.0日
つくば	43.6日	4.1日	80.3日

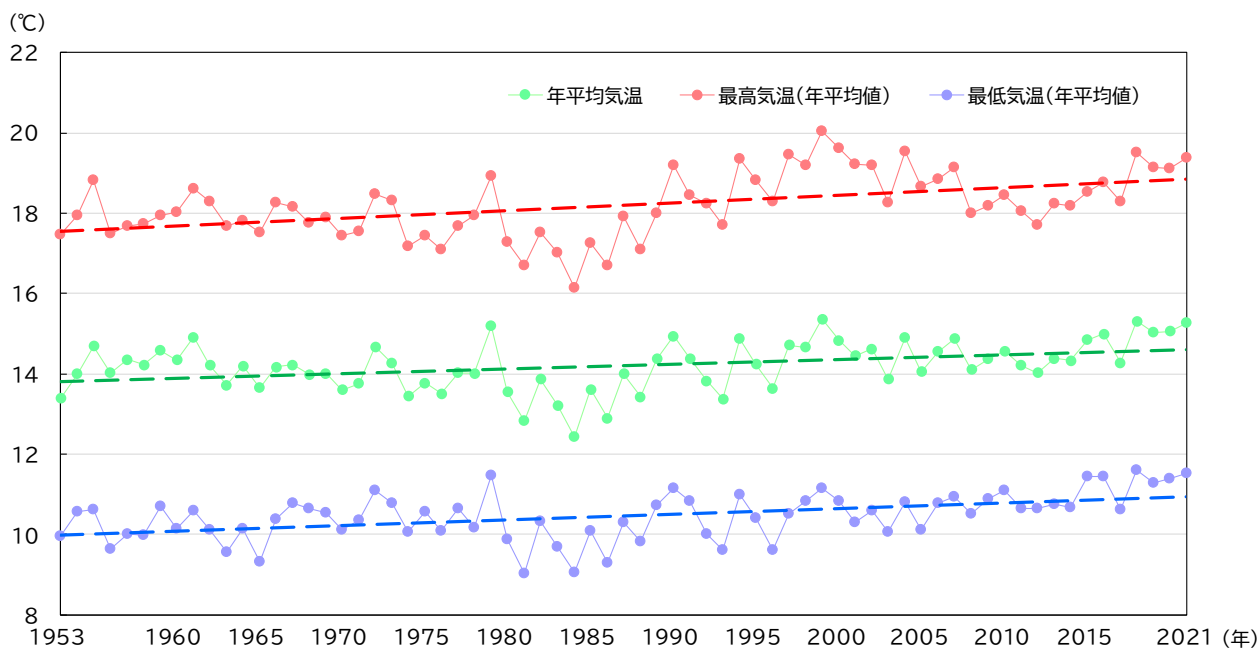
※数値は全て平年値(1991年～2020年)



神峰山山頂から見た日の出

### (ウ)年平均気温・最高気温・最低気温

市役所観測所における年平均気温、最高気温(年平均)、最低気温(年平均)については、年ごとの変動は大きいものの、長期的な視点では、それぞれに上昇傾向が見られます。

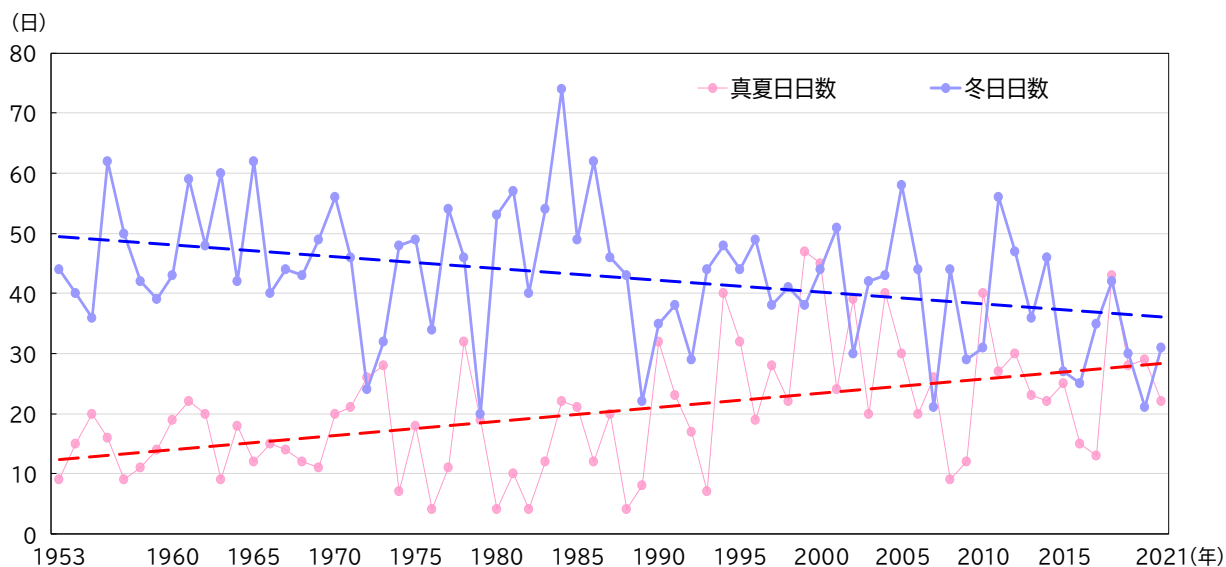


年平均・最高気温・最低気温の経年変化(1953(昭和28)年～2021(令和3)年)

出典: 日立市天気相談所(市役所観測所)

### (エ)真夏日と冬日

真夏日(日最高気温が30℃以上)の日数については、年ごとに増減を繰り返しながら、長期的な視点では、増加傾向が見られます。一方、冬日(日最低気温が0℃未満)の日数については、年ごとに増減を繰り返しながら、長期的な視点では、減少傾向が見られます。

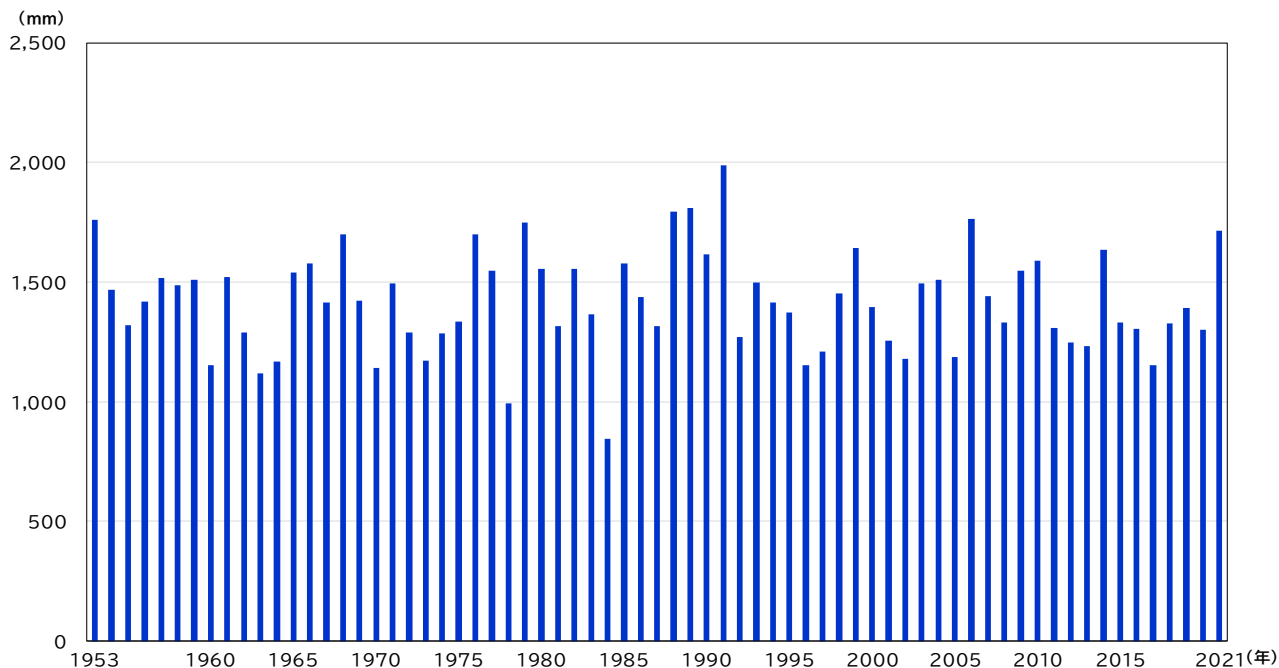


真夏日と冬日日数の経年変化(1953(昭和28)年～2021(令和3)年)

出典: 日立市天気相談所(市役所観測所)

### (オ)降水量

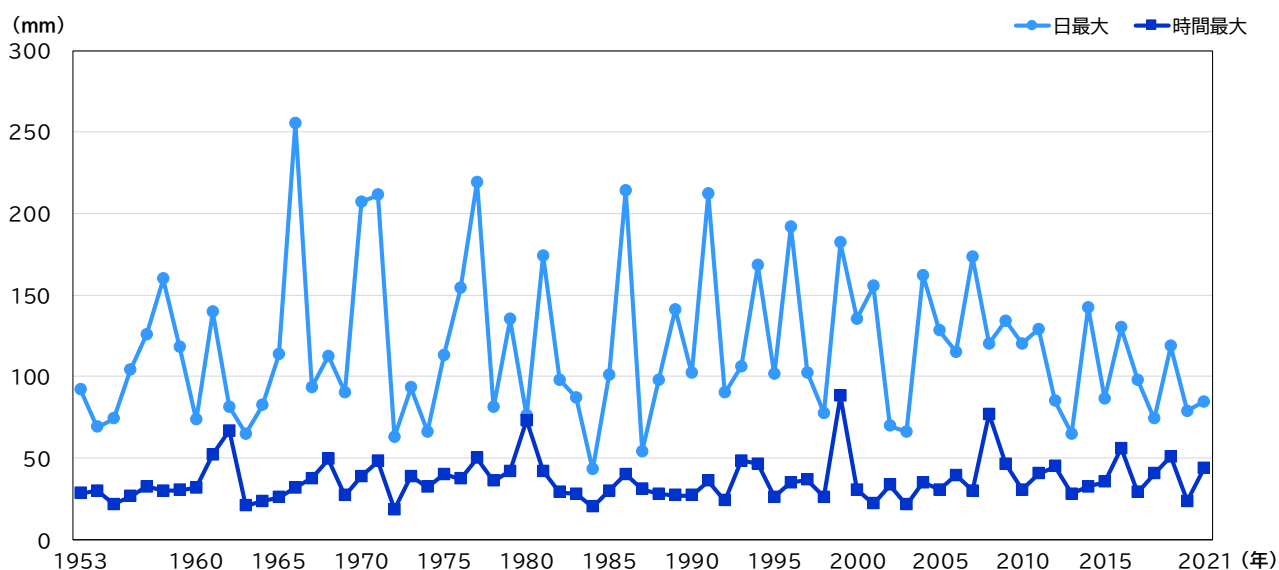
1年間の合計降水量については、観測年によりばらつきがあり、これまでの最大は1,989mm(1991(平成18)年)、最小は844mm(1984(昭和59)年)となっています。長期的な視点では、大きな変化は見られません。



年間降水量の経年変化(1953(昭和28)年～2021(令和3)年)

出典:日立市天気相談所(市役所観測所)

1日の合計降水量のこれまでの最大は255.5mm(1966(昭和41)年)、1時間の合計降水量のこれまでの最大は88mm(1999(平成11)年)となっています。年により台風の影響などで増減を繰り返していますが、長期的な視点では、大きな変化は見られません。



日最大降水量、時間最大降水量の経年変化(1953(昭和28)年～2021(令和3)年)

出典:日立市天気相談所(市役所観測所)

## (カ) 日立市天気相談所

日立市天気相談所は、日立市役所4階に事務所を構え、気象業務法上の天気予報業務許可を取得し、市内の天気・気象に関する業務を取り扱っています。この許可を取得している地方自治体は、全国で本市と広島県広島市の2団体だけであり、市役所に気象予報士が所属し、独自の天気予報を行っているのは、本市のみとなっています。

日立鉱山が、煙害対策のために神峰山頂に設置した気象観測所を、中央气象台(現在の気象庁)の存続要望を受けて本市が引き継ぎ、1952(昭和27)年6月1日に全国初の市営天気相談所として開設したのが始まりです。

### 天気相談所の歴史

- 1909(明治42)年 日立鉱山が大雄院で煙害対策のため気象観測を開始
- 1910(明治43)年 神峰山に気象観測所設置
- 1914(大正3)年 大煙突完成(使用開始は1915(大正4)年3月1日)
- 1951(昭和26)年 日立鉱山の硫酸工場完成(煙害の原因物質除去ができる)
- 1952(昭和27)年 観測所の日立市への移管(日立市天気相談所誕生)
- 1953(昭和28)年 予報業務許可第2号取得

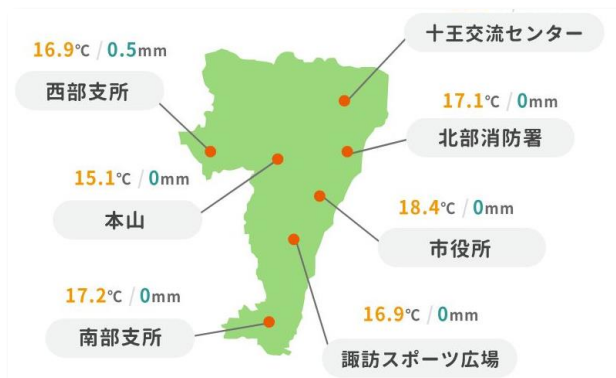
### 気象観測

観測機器による自動観測を市内7箇所で実施するとともに、目視による観測を行っています。「晴れ」や「曇り」など目視できないと観測できない天気や気象現象を観測しており、65年以上にわたる毎日の記録が蓄積されています。

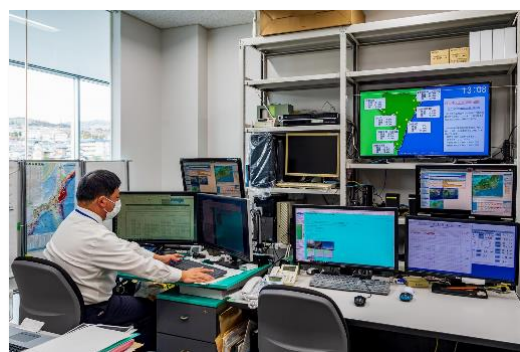
### 天気予報

気象庁より天気予報を行うための許可を取得(許可番号第2号)しています。日立市を対象とした明後日までの天気予報を1日2回、午前9時と午後4時(休日は正午)に発表しています。

これらの情報は電話、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS、防災行政無線などでお知らせするほか、市の防災対応のための情報として活用されています。



市内7つの観測所



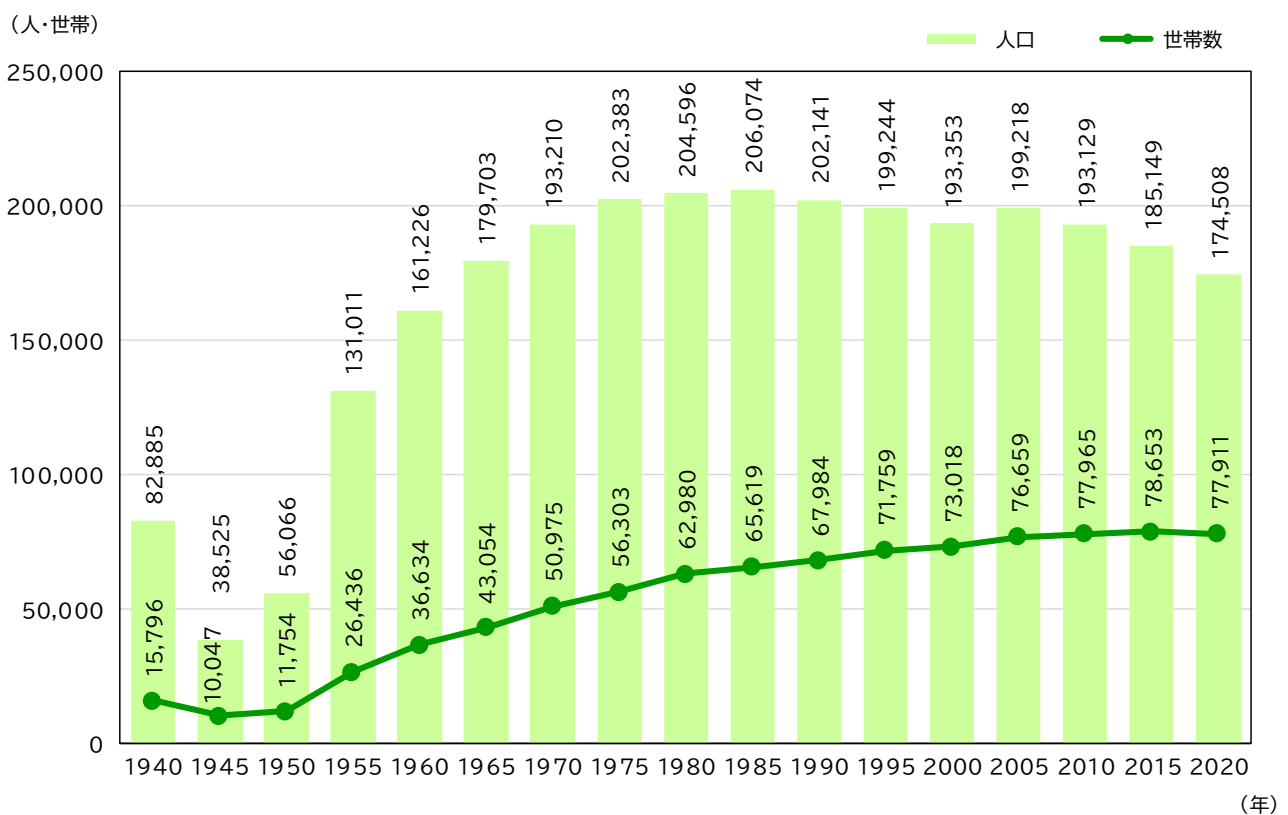
天気相談所の様子

### (3)社会的特性

#### ア 人口・世帯

1939(昭和14)年に日立町と助川町が合併し、本市が発足しました。当時の人口は82,885人〔1940(昭和15)年〕でしたが、その後、1955(昭和30)年と1956(昭和31)年に周辺町村との編入合併があり、1960(昭和35)年には人口161,226人となりました。その後は、経済成長とともに増加傾向を示し、1985(昭和60)年には206,074人となりましたが、以降は、減少傾向を示しており、2020(令和2)年には174,508人となっています。

世帯数については、2015(平成27)年までは増加傾向を示していましたが、2020(令和2)年は減少に転じ、77,911世帯となっています。



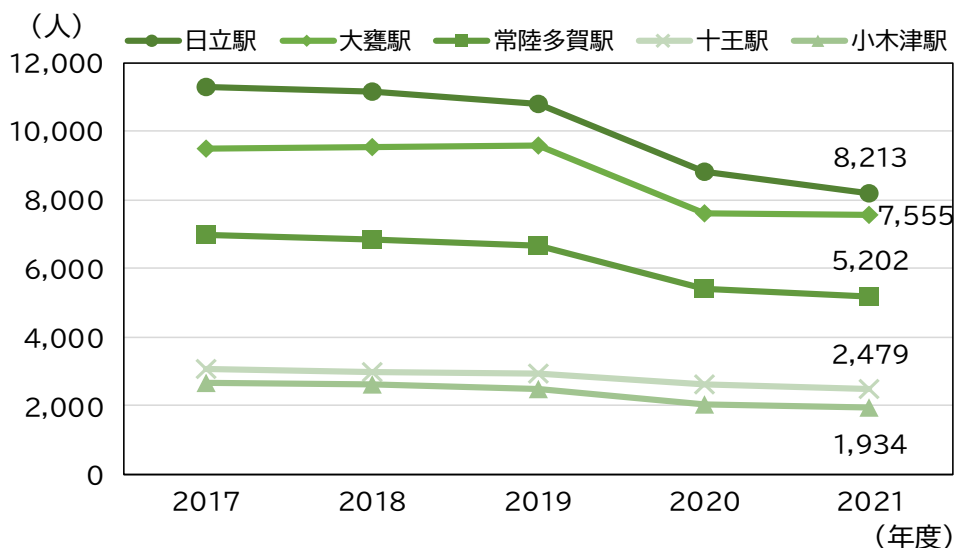
本市の人口・世帯数の推移

出典：日立市統計常住人口



## イ 交通 (ア) 鉄道

市内には、東日本旅客鉄道(JR東日本)常磐線の駅が5駅あります。乗車人数は各駅とも年々減少傾向にあり、2021(令和3)年度現在で、日立駅8,213人、大甕駅7,555人、常陸多賀駅5,202人、十王駅2,479人、小木津駅1,934人となっています。



JR東日本市内各駅1日平均乗車人数(年度別)

出典:JR東日本

## (イ) ひたちBRT

ひたちBRTとは、日立電鉄線跡地を活用した、定時性、速達性に優れたバス高速輸送システム(Bus Rapid Transit)のことで、2005(平成17)年に廃線になった日立電鉄線が、ひたちBRTに生まれ変わり、2013(平成25)年3月には、第I期区間として、道の駅日立おさかなセンターから大甕駅東口まで、2018(平成30)年3月には、一般道を経由する先行運行として常陸多賀駅までの運行を開始しました。

また、2019(平成31)年4月には大甕駅西口を経由する本格運行を開始し、道の駅日立おさかなセンターから常陸多賀駅までの大部分がバス専用道路で繋がりました。

今後は第III期の運行ルートとして、常陸多賀駅から日立駅までの延伸を予定しており、鉄道とひたちBRTの交通結節点となる常陸多賀駅周辺での「都市の拠点としての市街地の再生」と「交通結節点としての機能強化」に向けた整備や運行ルート沿線でのまちづくりを推進しています。



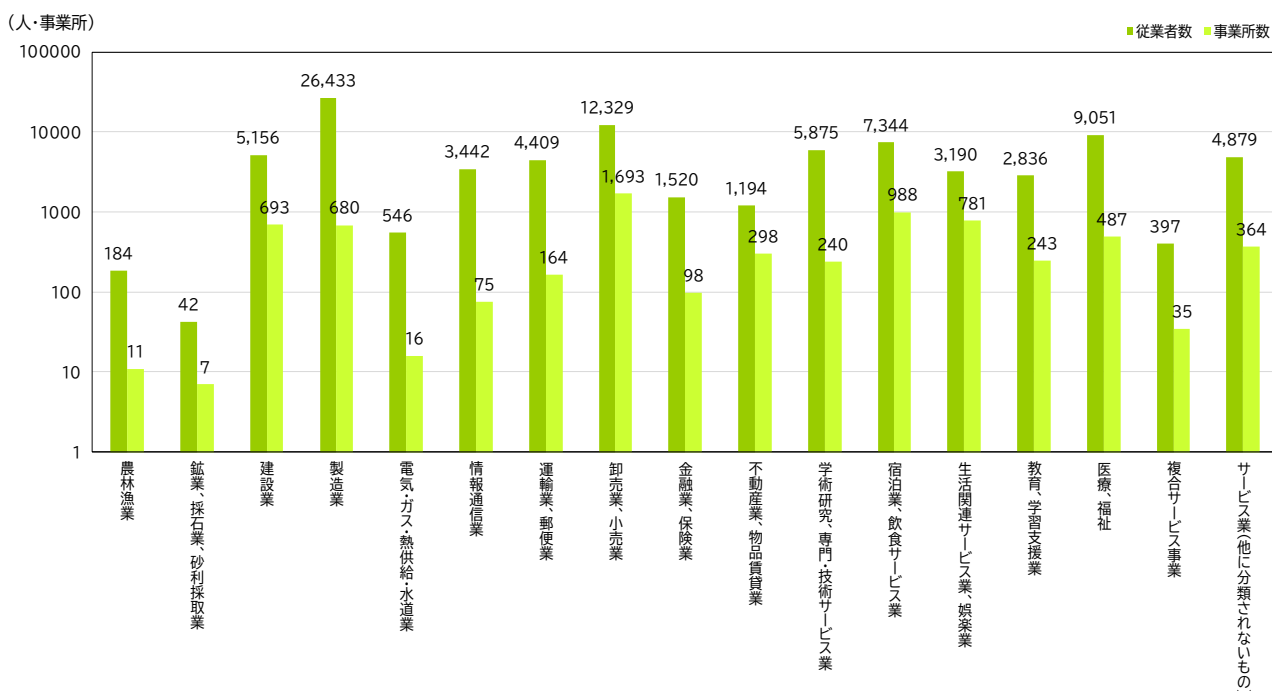
海をモチーフにしたブルーラピッド



桜のデザインのサクララピッド

### ウ 産業

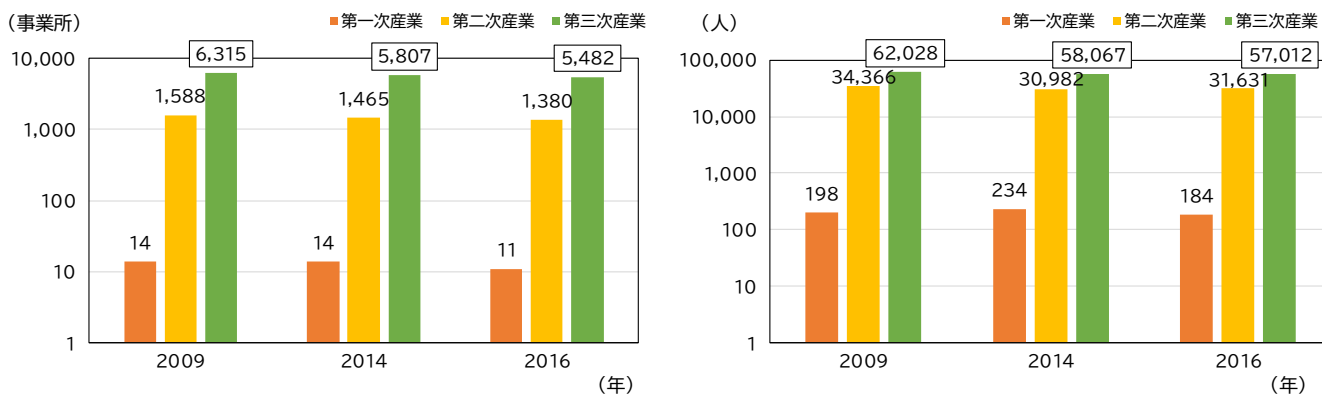
本市の産業別従業者は、製造業が一番多く26,433人(29.8%)、次いで卸売業、小売業12,329人(13.9%)、医療、福祉9,051人(10.2%)となっています。また、事業所数は、卸売業、小売業1,693事業所(24.6%)、宿泊業、飲食サービス業988事業所(14.4%)、生活関連サービス業、娯楽業781事業所(11.4%)、建設業693(10.1%)、製造業680(9.9%)の順となっています。



本市の産業別・従業者規模別事業所数及び従業者数(2016(平成28)年6月現在)

出典:工業統計調査(経済産業省)

また、産業種別事業所数・従業者の推移を見ると、やや減少傾向にあり、2016(平成28)年の事業所数に着目して見ると、第一次産業が11事業所(0.2%)、第二次産業が1,380事業所(20.0%)、第三次産業が5,482事業所(79.8%)となっています。

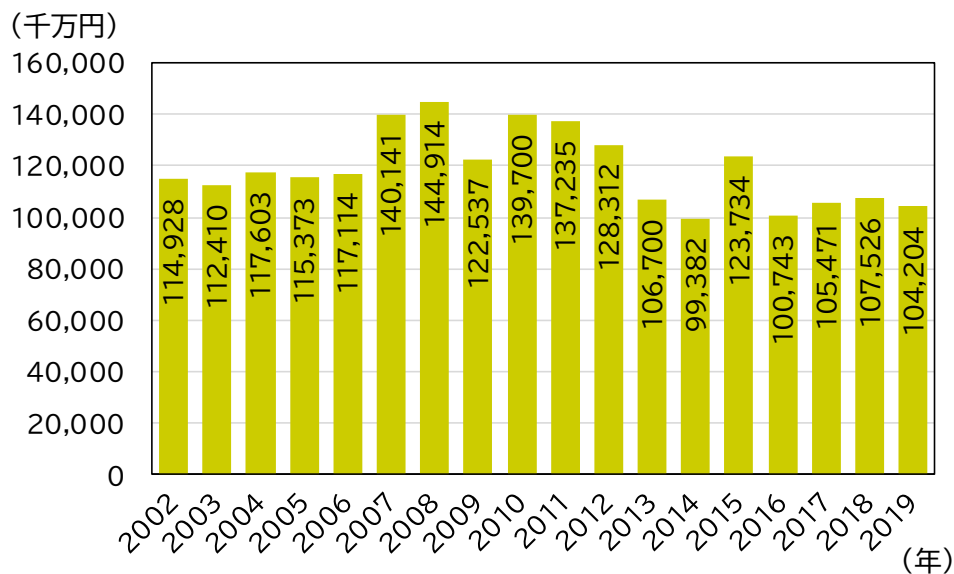


本市の産業中分類別事業所数及び従業者数(民営)

出典:工業統計調査(経済産業省)

## (ア)工業

製造品出荷額については、2015(平成27)年に123,734千万円を記録しましたが、その後の直近4年間は、ほぼ同額となっており、2019(令和元)年時点で104,204千万円となっています。



本市の製造品出荷額の推移

出典:工業統計調査(経済産業省)

## (イ)鉱業

本市の産業は、多賀山地から銅、石灰石、その他の鉱物資源が産出され、銅の精錬を主として早くから発達しました。また、これら日立鉱山を中心とした鉱工業から端を発し、発電機、各種家庭電気製品、各種電線などの製造工業も盛んとなり、重要港湾茨城港日立港区の流通体系と合わせ発展してきました。

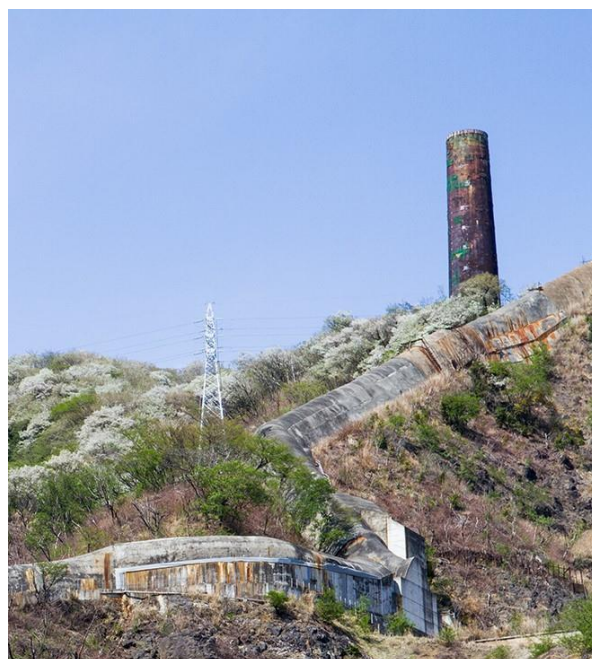
## 大煙突

建設当時(1914(大正3)年)の高さは155.7mと世界一でした。

工都日立のシンボルで、現在もJX金属株式会社日立事業所の設備として稼働しています。



建設当時の大煙突



現在の大煙突

### (ウ)運輸・流通

茨城港日立港区は、1959(昭和34)年の第一船入港から60年を超える歴史を持った重要港湾です。北関東の海の玄関口として5つのふ頭に14の公共岸壁を有しており、近年では、「LNG(液化天然ガス)の受入れ」と「完成自動車の輸出入」を中心に発展を続けています。



第5ふ頭地区に立地している日立LNG基地は、日立港区の利用拡大と新たな産業の立地による雇用創出などを目的に、茨城県と本市が共同で誘致を行い、今後の更なる都市ガス需要の増加への対応、及び関東圏全域の供給安定性の向上等を目的に2016(平成28)年3月に整備されたLNGの貯蔵、都市ガス製造施設です。

海上には、海外からLNGを運搬してくる船舶を受け入れるための大型栈橋があり、約14haの敷地には地上式では世界最大級の大きさとなるLNG貯蔵タンク(23万kl)が整備されています。なお、タンクの屋根には本市の花である「さくら」が描かれています。



日立LNG基地

また、第3ふ頭地区および第5ふ頭地区では、主に完成自動車の物流拠点として、メルセデス・ベンツ日本、日産自動車が利用しています。特にメルセデス・ベンツ日本は、常磐自動車道日立南太田IC付近に新車整備センターを設けており、日本国内における唯一の輸入拠点となっています。



メルセデス・ベンツ  
国内最大の輸入拠点



日産自動車(栃木工場)の  
北米向け輸出拠点

#### (エ)農業

十王地区では、米、大豆、野菜、柿、ポポーなどが栽培されています。また、十王町にあるみかん園のみかんは国内の露地栽培の北限とされています。

中里地区では、リンゴ、ブドウ、ブルーベリーなどの果樹栽培が行われており、秋にはレジャー農園で収穫を楽しめます。

南部地区では、米、きゅうり、白菜(茂宮白菜)、南瓜(茂宮かぼちゃ)、梨などを中心に栽培されています。

折笠地区では、巨峰を中心に、欧州系ブドウが栽培されています。

#### (オ)林業

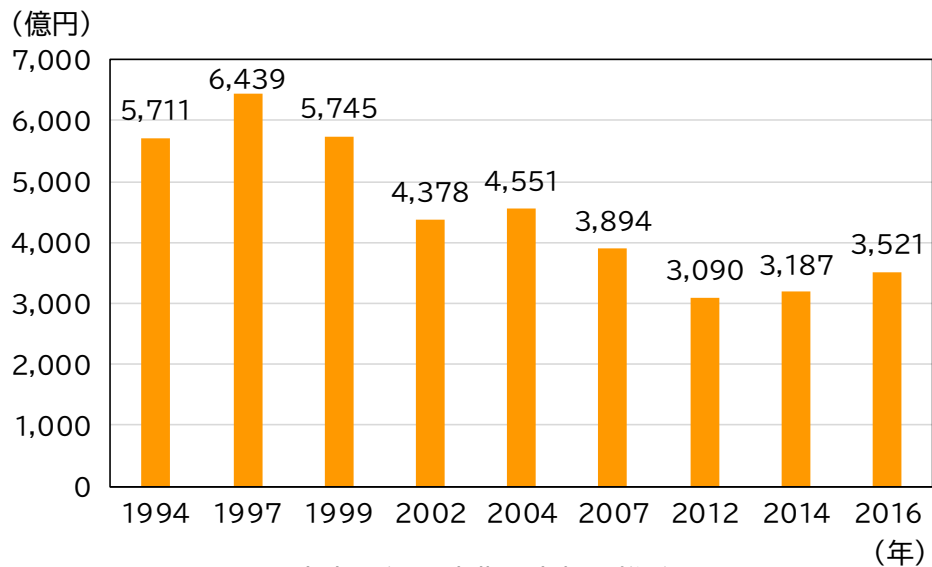
十王地区の黒坂・高原、中里地区、諏訪地区ではスギ、ヒノキの造林が行われ、またしいたけの栽培も特産物になっています。

#### (カ)水産業

久慈漁港をはじめ、川尻、会瀬、河原子などの漁港で地域ブランドのシラスをはじめ、ヒラメやタイ、アワビなどが水揚げされています。

## (キ)商業

本市の小売業・卸売業、年間商品販売額は、1997(平成9)年にピークを迎え、それ以降は2012(平成24)年まで減少傾向を示しましたが、2014(平成26)年以降は増加に転じています。

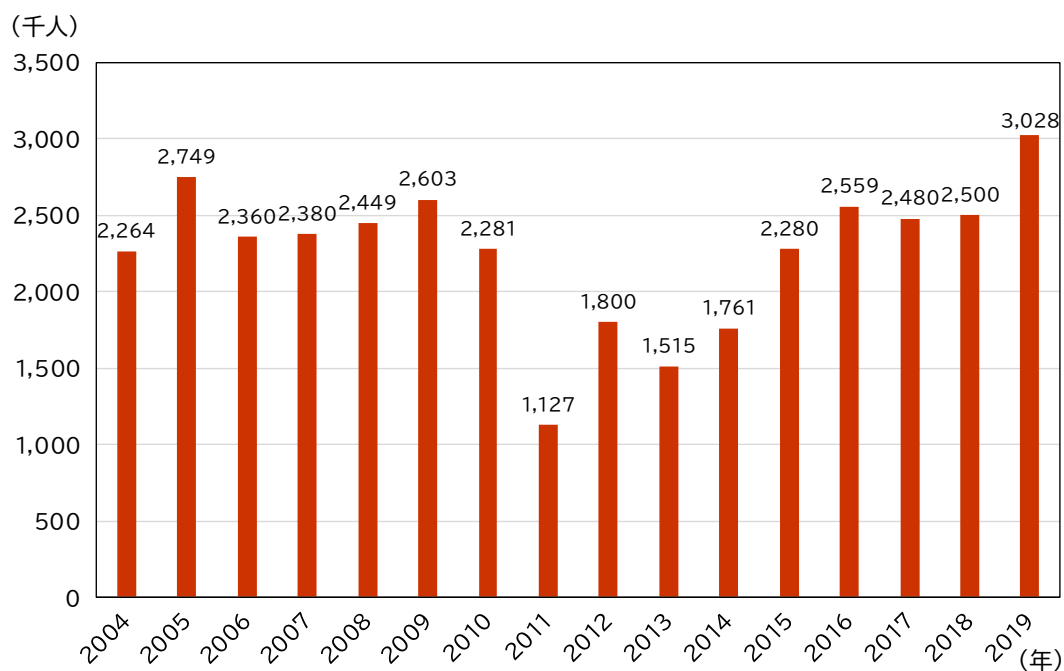


本市の年間消費販売額の推移

出典:商業統計調査(経済産業省)

## (ク)観光

観光客入込数は、2011(平成23)年に、東日本大震災の影響で大きく落ち込みましたが、それ以降は増加傾向に転じており、2019(令和元)年には、3,028千人と最も高くなっています。



本市の観光客入込数の推移

出典:観光客動態調査結果(茨城県)

## 第3章

# 目指すべき環境のすがた

### 1 本市の目指すべき環境の将来像

#### (1) 基本理念

本計画に掲げる基本理念は、基本条例と整合を図るため、基本条例第3条に掲げる基本理念とします。

## 基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しめるとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## (2) 目指すべき環境の将来像

本計画の上位計画である「日立市総合計画」では、将来都市像を「共創で新たな歴史を刻む 次世代型みらい都市 ひたち」と定め、将来都市像実現のため、生活環境の分野では、「自然と調和した安全・安心のまち」を掲げ、自然と調和した安全・安心な生活環境の創出を目指しています。

本計画においても、「日立市総合計画」の環境分野を具体化する計画として、目指すべき環境の将来像を以下のように定めます。

### 目指すべき環境の将来像

## 自然と調和した安全・安心の環境都市日立 ～循環型社会の形成と、安全で安心して暮らせるまち～

現在、世界的に地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など、様々な問題が顕在しており、地球温暖化の進行の原因と考えられる温室効果ガス削減のため、我が国においても2020(令和2)年に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しています。

本市は、2005(平成17)年に「環境都市・日立」を宣言し、将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命であり、先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意しています。そして、2022(令和4)年には、この環境都市宣言に新たな命を吹き込み、その取組を一層推進する決意を新たにすため、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。

本市では、地球温暖化への対策を講じていくだけでなく、他市に誇れるかけがえない財産である豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、環境負荷の少ない循環型社会の形成、そして、自然災害などから安心して暮らせるまちを目指すため、市民・事業者・市が連携・協働して、環境の保全と創造に関する取組を積極的に推進していきます。



## 2 目指すべき環境の将来像の実現に向けた環境目標

目指すべき環境の将来像を実現するために、本市を取り巻く社会経済情勢や、環境に関する現状と課題、市民・事業者の環境に関する意識調査等を踏まえ、対象とする環境の分野を体系的に整理・分類し、5つの環境目標を定めます。

そして、それぞれの環境目標の達成に向け、総合的・体系的に施策を展開します。

環境目標 1	<h3>脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち</h3> <p>地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進など、環境への負荷を最小限にとどめる脱炭素社会の実現及び、気候変動による影響への適切な備えや対応が進んだまちを目指します。</p>
環境目標 2	<h3>豊かな自然を未来につなぐまち</h3> <p>海や山など日立が誇る豊かな自然環境をはじめ、さくらなどの郷土の宝と暮らしやすい気候に恵まれた環境を次世代につなぐとともに、生態系や生物多様性<sup>*</sup>の恵みを大切に、未来につなぐまちを目指します。</p>
環境目標 3	<h3>健やかで快適に暮らせるまち</h3> <p>日常生活や事業活動などに伴い発生する大気汚染等の環境への影響の未然防止及び負荷低減に努めるとともに、地域の環境美化に取り組むことで、健やかで快適に暮らせるまちを目指します。</p>
環境目標 4	<h3>資源を有効活用する循環型のまち</h3> <p>ライフスタイルの変化に対応したごみ処理体制の見直しを図るとともに、排出者としての認識を共有し、ごみの減量化・資源化を更に進めることで、有限である資源を有効活用する循環型のまちを目指します。</p>
環境目標 5	<h3>持続可能な環境活動が広がるまち</h3> <p>次世代を担う子どもたちの環境教育を支援するとともに、市民や事業者、各種団体と行政が一体となり、人と自然が共生していくために、持続可能な環境活動が広がるまちを目指します。</p>

# 第4章

# 環境目標実現のための施策の展開

## 1 環境施策の体系

目指すべき環境の将来像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する基本施策の体系は、以下のとおりとします。15の行動方針と行動方針ごとに市民、事業者、市それぞれの取組内容を掲げるとともに、市の取組を実施する担当課所を明示しています。



## 環境目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち

地球環境  
など

地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進など、環境への負荷を最小限にとどめる脱炭素社会の実現及び、気候変動による影響への適切な備えや対応が進んだまちを目指します。

関連する  
SDGs  
のゴール



## 行動方針1 脱炭素のまちづくりの推進

### 現状と課題

「2050年カーボンニュートラル」に向けてゼロカーボンシティを表明している本市の2030(令和12)年度の温室効果ガス削減目標は、国の2030(令和12)年度削減目標である「2013(平成25)年度比46%削減」とします。

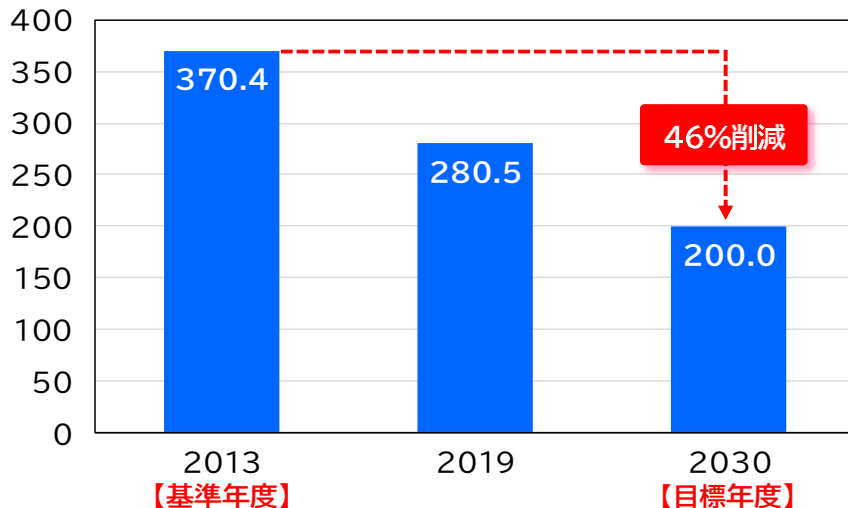
本市の2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は280.5万t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度である2013(平成25)年度と比較して89.9万t-CO<sub>2</sub>(24.3%)削減されていますが、2030年度における2013年度比46%削減目標値は200.0万t-CO<sub>2</sub>となっており、2019年度から、さらに80.5万t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となるため、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」の、より一層の推進を図ります。

### 数値目標

目標指標	基準値	目標値
温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量 (削減率)	370.4万t-CO <sub>2</sub> (2013年度)	200.0万t-CO <sub>2</sub> (▲46%) (2030年度)

■ 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)削減目標のイメージ図

(万t-CO<sub>2</sub>)



## 市の取組

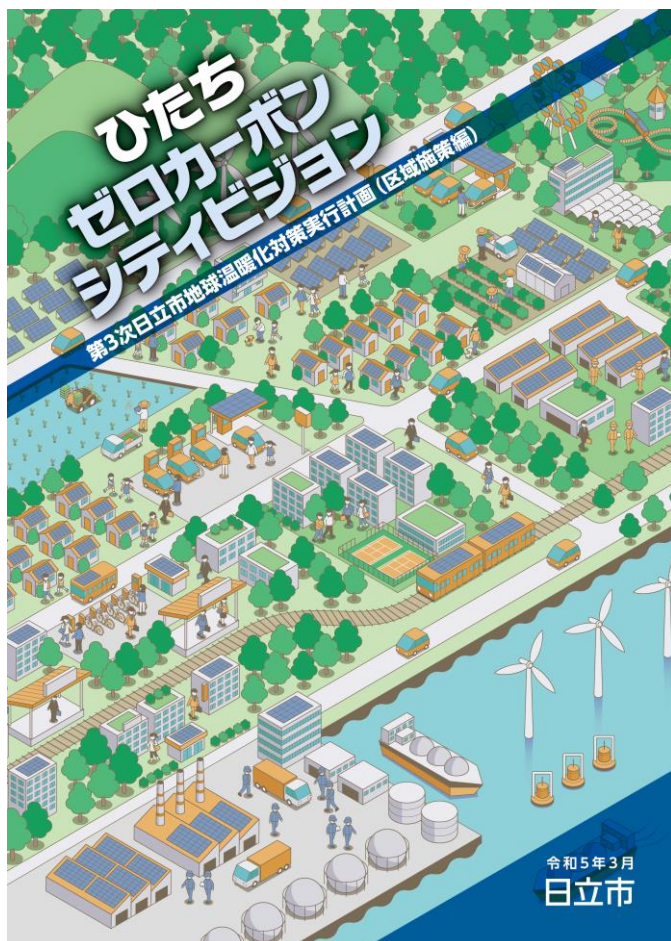
## ■脱炭素に向けた取組の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	CO2排出量46%削減実現に向けたあらゆる主体との協働	CO2排出量46%削減実現に向けて、市民・事業者・大学・行政などあらゆる主体が協働して脱炭素に関する取組を推進します。	ゼロカーボン推進担当 <span style="float: right;">ひたちらしさ</span>
2	市民・事業者等の行動変容・意識改革の促進	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会環境やライフスタイルの変化を踏まえ、グリーンリカバリーの観点からも市民・事業者等の行動変容・意識改革につながる取組を促進します。	ゼロカーボン推進担当 <span style="float: right;">ひたちらしさ</span>
3	ゼロカーボンシティひたちを実現するための取組の推進	本市の自然・風土・産業等の特色を効果的にいかし、ゼロカーボンシティを目指します。	ゼロカーボン推進担当 <span style="float: right;">ひたちらしさ</span>

※脱炭素に向けた取組の詳細は「ひたちゼロカーボンシティビジョン」に掲載しています。

日立市ゼロカーボン推進担当

URL <https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/011/p111241.html>



「ひたちゼロカーボンシティビジョン」表紙

## 4 CO2排出削減目標

## 4-1 総量削減目標

## (1) 目標の考え方

本市から排出される全てのCO2に対して、2030(令和12)年度を中期目標、さらには2050(令和32)年を長期目標としてそれぞれの削減目標を設定します。この目標は、国際合意に基づく削減目標及び国や県の動向を踏まえつつ、本市の自然的社会的条件に応じて設定する必要があります。

ゼロカーボンシティを表明した本市としては、国の2030年度削減目標である「2013(平成25)年度比46%削減」を目標として、各取組を推進していくこととします。

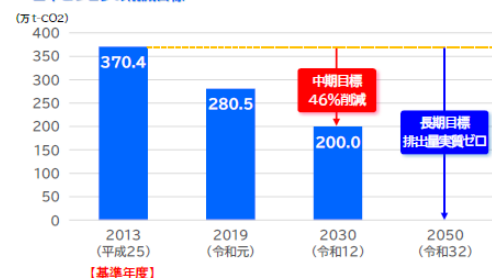
## (2) 中期目標(2030年度)

**本市全体のCO2排出量 46%削減(2013年度比)**

## (3) 長期目標(2050年)

**本市全体のCO2排出量の実質ゼロを目指す**

## ■本ビジョンの削減目標



「ひたちゼロカーボンシティビジョン」CO2削減目標

# 行動方針2 気候変動に適応したまちづくりの推進

## 現状と課題

地球温暖化は、自然環境や生態系のみならず、社会や経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。地球温暖化に対する取組としては、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と同時に、すでに発生している気候変動による被害を回避・削減し、将来予測される被害に備える「適応策」を進めていく必要があります。

気候変動による影響は、下表(国の気候変動適応計画)に示す様々な分野で既に出ており、今後さらに拡大・深刻化する可能性があります。本市では、特に関連する「自然災害」と「健康」の分野において、取組を進める必要があります。

### 7つの分野における気候変動の影響と適応策

農林水産業		水環境・水資源	
現状・将来予測	考えられる適応策	現状・将来予測	考えられる適応策
<p>品質低下 収量低下</p> <p>コメ (白米熟粒)    リンゴ (日焼け)</p> <p>他にも様々な農産物に影響が現れています。</p>	<p>高温耐性品種への変更、作付け時期の調整</p> <p>品質低下防止のための日よけ設置</p>	<p>渇水</p> <p>水質悪化</p>	<p>節水・雨水利用などの工夫</p> <p>水の循環装置などを使用した水質改善</p>
自然生態系		自然災害・沿岸域	
現状・将来予測	考えられる適応策	現状・将来予測	考えられる適応策
<p>希少な動植物絶滅の可能性</p> <p>サンゴ (白化現象)</p>	<p>森林のモニタリング、野生動物の個体群管理</p>	<p>土砂災害</p> <p>浸水被害</p>	<p>ハザードマップ(洪水被害予測地図)の確認、避難経路の確認</p> <p>治水安全度向上のためのハード整備</p> <p>雨水貯留槽など</p>
健康		産業・経済活動	
現状・将来予測	考えられる適応策	現状・将来予測	考えられる適応策
<p>熱中症</p> <p>ヒトスジシマカが媒介するデング熱</p>	<p>こまめな水分補給</p> <p>エアコンの適切な使用</p> <p>水たまりを作らない工夫</p> <p>ヒトスジシマカへの注意</p>	<p>生産設備などへの影響</p> <p>レジャー・観光などへの影響</p>	<p>事業継続計画 (BCP<sup>※</sup>) の策定</p> <p>災害時多言語支援</p>
国民生活・都市生活			
現状・将来予測	考えられる適応策		
<p>インフラへの影響</p> <p>伝統行事などへの影響</p>	<p>地下鉄等の浸水対策</p> <p>止水板</p> <p>植物の開花や紅葉など生物季節の観測</p>		

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
まちなかオアシスの設置報告及び クールスポット※紹介件数	0件 (2022年度)	300件 (2030年度)
天気相談所の情報への アクセス件数	669,267件 (2021年度)	704,000件 (2026年度)
市主催の防災訓練開催数	1回/年 (2021年度)	5回/年 (2026年度)

## 市の取組

## ■暑さに対する適応

No	項目	取組事項	担当課
1	まちなかオアシスの普及推進	夏の厳しい暑さ対策として、公共施設・商業施設等を利用した一時的な休憩所の普及を推進します。	環境都市推進課
2	クールスポットの紹介	市内に点在する夏も涼しく自然に恵みを感じられる場所等を調査し、ホームページ等で紹介します。	環境都市推進課
3	グラウンド芝生化の促進	スポーツ広場等の芝生化により、体感温度の上昇抑制や、熱中症リスクの軽減を図ります。	スポーツ振興課
4	グリーンカーテン等施設の普及促進	熱中症対策設備の設置可能な公共施設にグリーンカーテン等の設置を推進します。	環境都市推進課

ひたちらしさ



泉が森



御岩神社

## ■健康被害対策の推進

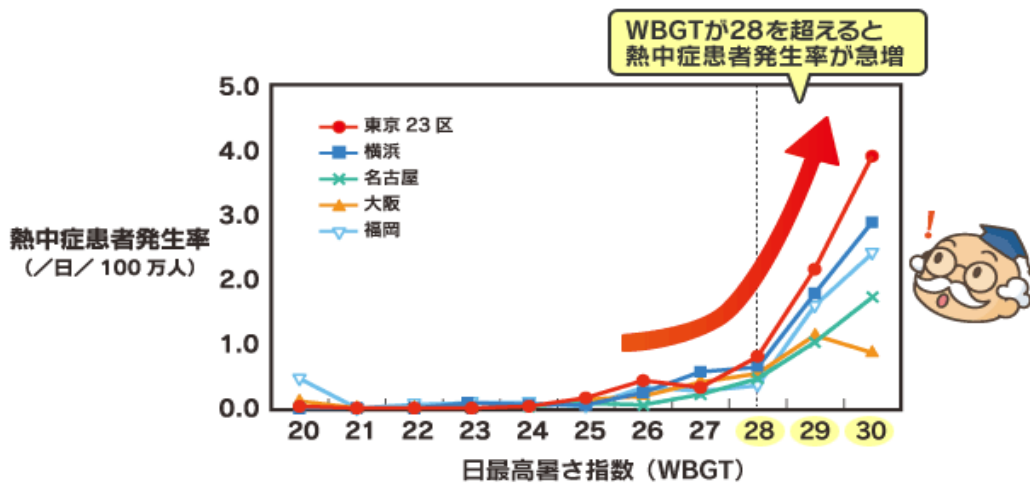
No	項目	取組事項	担当課
1	熱中症予防の普及・啓発	防災行政無線やホームページ等により、気象情報、暑さ指数(WBGT)及び熱中症警戒アラートの周知・啓発を行い、熱中症の予防・対処法の普及・啓発等を適切に実施します。	天気相談所 健康づくり推進課
2	感染症の情報提供	蚊媒介感染症やダニ媒介感染症などのリスクや、防除に関する情報提供を行います。	健康づくり推進課 環境都市推進課



### ■ ■ 暑さ指数 (WBGT) とは ■ ■

暑さ指数 (WBGT) は人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射 (ふくしゃ) など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。

暑さ指数 (WBGT) が高い時に熱中症が起こりやすいため、この指数が労働現場、スポーツ時、日常生活での熱中症予防の目安として使われています。



出典：熱中症予防情報サイト (環境省)

## ■自然災害対策の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	防災体制の整備 (災害時情報収集・ 伝達体制の充実)	住民データ及びハザード情報の可視化を行い、 市民の避難支援体制及び情報伝達に必要なシステ ムや機器類の整備を進めます。	防災対策課
2	総合防災マップ (ハザードマップ※)の 作成・活用	防災啓発情報及び各種ハザードマップを1冊に まとめた総合防災マップを作成し、より一層の防 災意識の向上を図ります。	防災対策課
3	緊急避難施設の確保	洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを目指し て避難施設の確保等を進めます。	防災対策課
4	避難行動計画 (マイタイムライン)の 作成	ハザードマップ内に居住する住民に対し、安全 な自主避難を意識付けるための避難行動計画の 作成に向けた講習等の取組を推進します。	防災対策課
5	治水対策の推進	住宅における雨水タンク設置や開発行為におけ る浸透施設の整備、公共施設における雨水貯留施 設の整備など、市民・事業者・市が協働して流域 の治水対策を推進します。	都市整備課
6	大規模盛土造成地の 状況調査	市内に存在する大規模盛土造成地の状況を調 査し、盛土の安定性を確認することにより、災害発 生の未然防止や被害軽減を図ります。	建築指導課
7	気象情報活用の充実	自治体で唯一の予報業務をいかし、公害克服の 歴史を始め、天気の特徴、防災上の注意点を講座 や行政放送で伝えるなど、市民の気象・防災知識 の普及に向けた取組を促進します。	天気相談所

ひたちらしさ

### 神田町洪水避難タワー

建築地:神田町1082番1  
 構造:鉄骨造、2階建て  
 高さ:緊急救助用スペース(屋上)9.7m  
       退避所(2階)7m  
       ※洪水時の最大想定浸水深:約5m  
 面積:緊急救助用スペース(屋上)  
       約120平方メートル  
       退避所(2階)約100平方メートル  
 収容人数:100人





## 行動方針3 環境負荷の少ない都市空間の形成

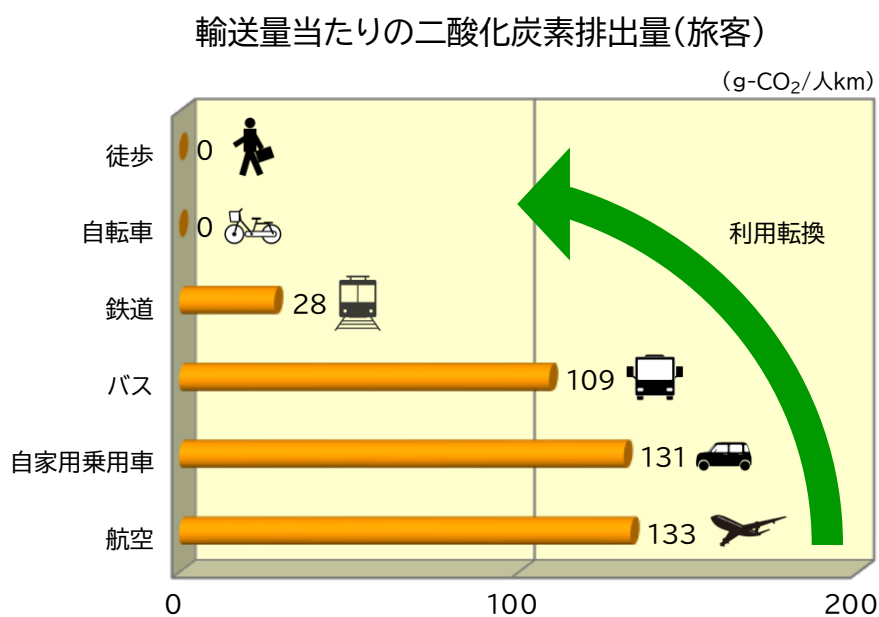
### 現状と課題

地球温暖化などの環境問題に関する課題を検討する上で、環境負荷の少ない都市空間を目指すことは重要な施策の一つとなります。そのためには、脱炭素化に向け、自動車から排出される二酸化炭素排出量を削減するため、個人の自家用乗用車の利用を減らし、人の移動を公共交通機関などを利用した、環境にやさしい移動へと転換していく必要があります。

### 環境にやさしい移動

私たちが使う移動手段は自家用車、バス、鉄道に航空機など様々なものがありますが、自家用車はその中でも二酸化炭素の排出量が多くなっています。

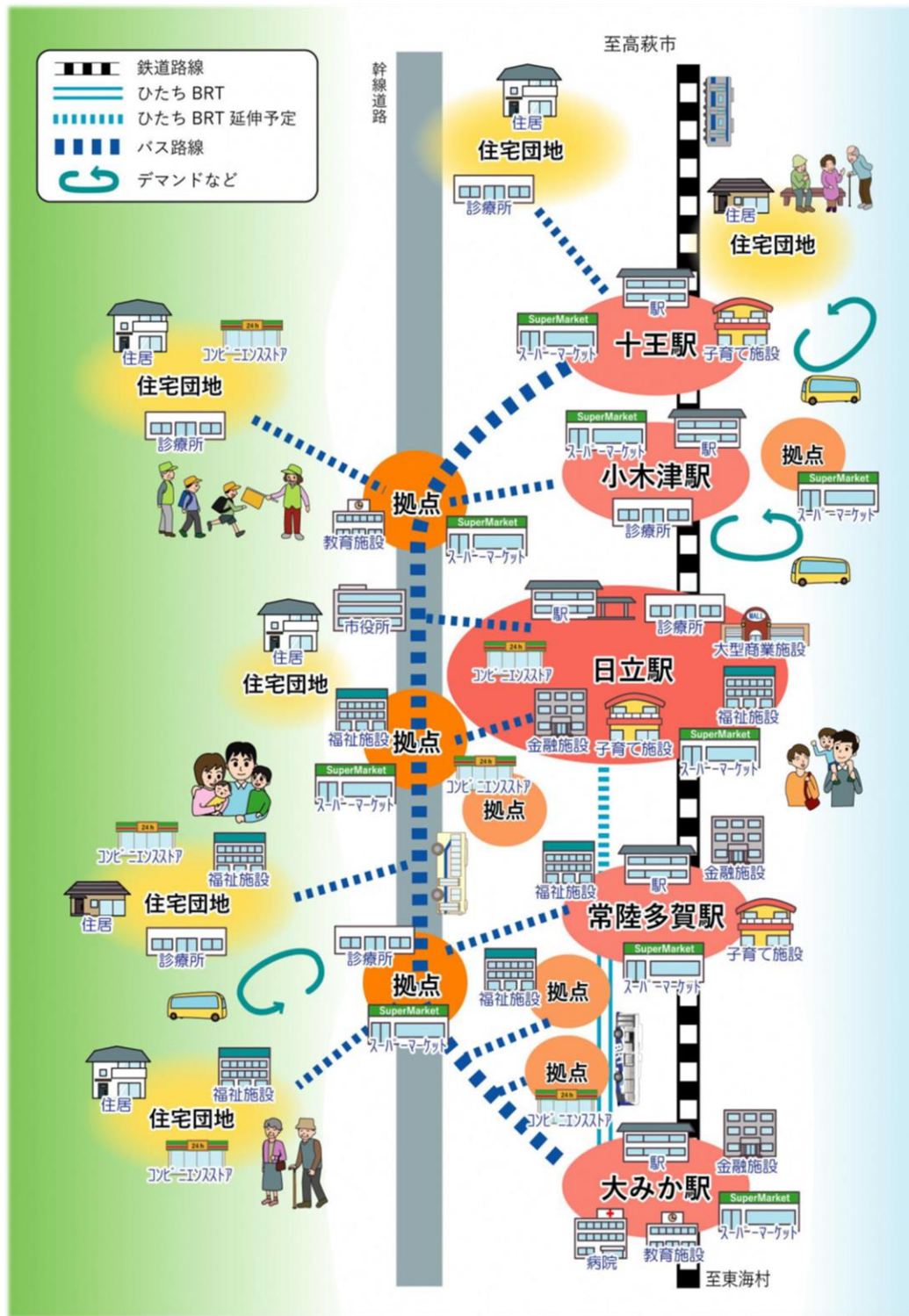
1人を1km運ぶ場合に排出される二酸化炭素の量は、自家用車では131g、バスでは109g、鉄道では28gとなっており、公共交通機関を積極的に利用することによって、二酸化炭素排出量を抑えることができます。状況に応じて徒歩や自転車も選択肢に入れることで、より高い効果が望めます。



出典:国土交通省ホームページ(2020年度)のデータを基に作成

環境にやさしい移動の推進のためには、公共施設や鉄道駅の周辺など、市街地における人々の生活や活動を支える拠点となるべき地区への各種都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等)の集約を促進するとともに、次ページに示すような都市拠点と生活拠点を公共交通ネットワークでつなぐ、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現による生活利便性の高い都市構造への転換が必要となります。

日立市の目指す多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ



鉄道駅周辺などの都市拠点への都市機能の集約を図り、公共交通の充実による拠点間のアクセス性を高めることで、生活サービスが効率的に提供される利便性の高い魅力ある都市空間

※詳細は「日立市都市計画マスタープラン」に掲載しています。

URL <https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/014/010/p084117.html>



## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
JR駅圏内の人口密度	28.19人/ha (2021年度)	30.00人/ha (2026年度)
ひたちBRT沿線地域での人口密度	35.28人/ha (2021年度)	38.00人/ha (2026年度)
路線バス年間利用者数	3,288千人(2019年) 2,455千人(2020年)	3,041千人 (2026年)
みなみ号、なかさと号年間利用者数	5,741人 (2021年)	7,700人 (2026年)

## 市の取組

## ■公共交通の利用促進とひたちBRT(バス高速輸送システム)の延伸整備

No	項目	取組事項	担当課
ひたちらしさ 1	多極ネットワーク型コンパクトシティの実現	「都市計画制度の活用」や「立地適正化計画」による拠点への誘導、「公共交通ネットワークの充実」によるコンパクトシティの推進により、エネルギー利用の効率化を図ります。	都市政策課
2	公共交通体系の再編と利用者の利便性の向上	市内バス路線の安定的な維持・確保を図るため、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を図ります。	都市政策課
3	交通空白地の地域公共交通の支援	公共交通空白地(坂下地区、中里地区)の地域の主体的な取組を基本とし、各地域に適した地域公共交通の導入を支援します。	都市政策課
ひたちらしさ 4	ひたちBRT自動走行の実証試験への協力	自動運転レベル4等の先進モビリティサービス※を実現・普及し、過度に自家用車に依存しない都市構造の形成を目指します。	都市政策課
ひたちらしさ 5	ひたちBRTの延伸整備	多極ネットワーク型コンパクトシティを推進する中、公共交通の基幹軸としてひたちBRTを延伸しながら都市拠点の連携を図り、過度に自家用車に依存しない都市構造の形成を目指します。	都市政策課
ひたちらしさ 6	ひたちBRTに係る駅周辺地区の歩道整備	「日立市交通バリアフリー特定事業計画」と「日立市バリアフリー特定事業計画(その2)」に基づき、大甕駅周辺地区・常陸多賀駅周辺地区のバリアフリー※化を図り、安全で快適な歩行空間の整備を推進します。	都市政策課

### ■幹線道路網の整備・充実

No	項目	取組事項	担当課
1	幹線道路網の整備・充実	国・県に対して、交通渋滞の緩和に向け、国道6号大和田拡幅や日立バイパスなど主要な広域幹線道路網の整備・充実を図るよう強く働きかけます。	幹線道路整備促進課 道路建設課
2	自転車の利用促進	自転車の利用を促進するため、関係課所と自転車通行帯の整備を検討していきます。	道路建設課
3	安全な歩道の整備	歩道の段差解消など交通のバリアフリー化を図り、安全で快適な歩道空間の整備を推進します。	道路建設課

### ■都市緑化の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	緑化意識の向上	日立市緑化月間事業において、花苗の配布などを実施し、緑化意識の向上に努めます。	都市整備課
2	沿道の植栽等の保全	沿道における植栽等の適正な管理を図ります。	道路管理課



ひたちBRTの自動運転システムの導入支援



国道6号大和田拡幅事業



沿道の植栽管理

市民

- ❁ 再生可能エネルギーなどの導入に努めましょう。
- ❁ 住宅等の断熱性能を高くする等省エネ性能を高めましょう。
- ❁ 家電製品を買い替える際は、省エネラベルを確認し、選択しましょう。
- ❁ 電気製品は、待機時消費電力の削減に努めましょう。
- ❁ 省エネルギーにつながる緑のカーテンの設置や服装への一工夫で冷暖房を適切に設定しましょう。
- ❁ 外出時には、マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車等を選択しましょう。
- ❁ 運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。
- ❁ ひたちナビに登録し、防災情報を確認しましょう。
- ❁ 環境に関するイベント、講座等に参加しましょう。



事業者

- ❁ 新エネルギー関連の技術・製品の研究開発の推進や普及を図りましょう。
- ❁ 工場などから排出される未利用エネルギーの有効利用を図りましょう。
- ❁ グリーン購入※に積極的に取り組みましょう。
- ❁ 自動車の購入・更新時は、環境負荷の少ないエコカーを選択しましょう。
- ❁ 再エネ電気等の購入を検討しましょう。
- ❁ 省エネルギー診断などの手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
- ❁ 従業員の熱中症予防対策を講じ、健康リスクに備えましょう。
- ❁ BCP(事業継続計画)を作成し、災害リスクに備えましょう。



## 環境目標2 豊かな自然を未来につなぐまち

自然環境  
など

海や山など日立が誇る豊かな自然環境をはじめ、さくらなどの郷土の宝と暮らしやすい気候に恵まれた環境を次世代につなぐとともに、生態系や生物多様性の恵みを大切に、未来につなぐまちを目指します。

関連する  
SDGs  
のゴール



## 行動方針1 生態系及び生物多様性の確保

### 現状と課題

生物多様性が失われる原因のほとんどが、私たち人間の暮らしによるものです。人間の生活・生産活動に伴って、生物のすみかとなる場所が減少しているほか、地球温暖化によって生態系のバランスが崩れつつあります。

本市は、多賀山地と太平洋に挟まれ、自然に恵まれています。山林や農地などの開発や荒廃により、貴重な動植物の生息・生育域の減少がみられ、また、外来種<sup>※</sup>などの影響により、その土地固有の生態系の衰退が懸念されているため、山林や農地など動植物の生息・生育環境の保全及び外来種への対策を図っていく必要があります。

### 自然の恵み



出典：生物多様性ウェブサイト(環境省)

私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取っています。生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えています。

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
認定農業者数	31人 (2021年度)	36人 (2026年度)
かみね公園利用者数	399,981人 (2021年度)	1,000,000人 (2031年度)

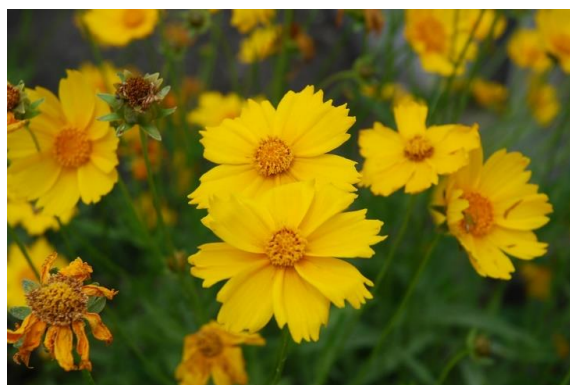
## 市の取組

## ■生態系及び生物多様性の確保

No	項目	取組事項	担当課
ひたちらしさ 1	貴重な動植物の生息・生育環境の保全	茨城県版レッドデータブック*等を参考にしながら、貴重な動植物(「ホタル」、「ヒカリモ」など)の生息・生育環境の保全活動を支援します。	環境都市推進課
ひたちらしさ 2	重要生態系監視地域の保全	環境省の「モニタリングサイト1000*」事業で指定された地域について、「環境を創る日立市民会議*」などと連携して保全活動を行います。	環境都市推進課
3	生物多様性の保全の取組	県生物多様性センターと協力して、生物多様性の保全に関する取組を推進します。	環境都市推進課
4	法令による適正な地域指定と管理	生物の生息・生育基盤を守るため、鳥獣保護区など法令による適正な地域指定と管理に努めます。	農林水産課
5	生存基盤としての農地の保全	地域や組織で農地の保全や農業用施設の維持管理をすることにより、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。	農林水産課
6	自然に配慮した河川整備・管理	河川が本来有している環境や景観を保全、創出するため、多自然川づくり基本方針(平成18年国土交通省策定)に基づき、河川整備、管理を進めます。	都市整備課
7	有害鳥獣による被害防止対策	有害鳥獣による農作物被害が増加しているため、日立市鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲を推進します。	農林水産課

■生物多様性に関する情報収集・普及啓発

No	項目	取組事項	担当課
1	貴重な動植物の生息・生育状況の把握・公表	環境省の「日本の重要湿地※」や「モニタリングサイト1000」のほか、「茨城県版レッドデータブック」等を参考にしながら、貴重な動植物などの生息・生育状況の把握・公表に努めます。	環境都市推進課
2	外来種に関する情報提供	県と連携し、オオキンケイギクやクビアカツヤカミキリなど、生態系などへ影響を与えるおそれのある「特定外来生物※」に関する情報の提供などに努めます。	環境都市推進課
3	動物園の情報発信	WEB等のメディア連携やイベント企画との連動などプロモーション企画を推進し、かみね動物園の魅力発信に努めます。	かみね公園 管理事務所 <span style="float: right;">ひたちらしさ</span>
4	動物園教育の普及	かみね動物園を通して、野生動物や家畜などの動物についての理解や自然環境及び生物多様性への理解促進を図ります。	かみね公園 管理事務所 <span style="float: right;">ひたちらしさ</span>



オオキンケイギク



クビアカツヤカミキリ



日立市かみね動物園

※クビアカツヤカミキリの写真出典:国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所



## 行動方針2 「ひたち」らしい自然環境の保全

### 現状と課題

本市は、四季折々の美しい自然を満喫できるまちであり、植生としては、海岸部、平地部、山地部のそれぞれに特徴があります。

海岸部は、タブノキ、ヤブツバキ、モチノキ、ヒサカキなどが生育しており、その一部には砂浜植生が残っています。平地部では、スダジイなどの照葉樹林が、鎮守の森として守られてきた泉が森、大甕神社などに残っています。山地の北西部では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、東部ではクヌギ・コナラ群集やヤマツツジ・アカマツ群集が中心となって、豊かな緑が続いています。

そのほか、大正期に日立鉱山の煙害により周辺の山々が荒廃しましたが、オオシマザクラ、ニセアカシア、ヤシャブシなどが植栽され、緑を回復させた歴史があります。

また、南北に長い海岸線には6箇所の海水浴場があり、その中でも伊師浜海水浴場、河原子海水浴場、水木海水浴場の3箇所は、環境省選定の「快水浴場百選」に選ばれるなど美しい自然が広がっています。

こうした豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、大規模な森林伐採を行う太陽光発電設備の設置など緑地の減少への対策を講じ、自然環境の保全を図っていく必要があります。



十王パノラマ公園



久慈浜海水浴場



小木津山自然公園



助川山の山頂から見た朝日

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
森林経営管理権集積計画に基づく 森林整備面積	0ha (2021年度)	(延べ)195ha (2026年度)

## 市の取組

## ■貴重な自然環境の保全・再生等

No	項目	取組事項	担当課
1	自然景観の源となる 森林保全	森林の適正な管理により、山地災害の防止や森林の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。	農林水産課
2	森林の再整備・維持 管理	森林等の再整備、維持管理について、引き続き適正に実施します。	農林水産課 都市整備課
3	鞍掛山のさくらの山 づくり	本市の環境対策の象徴となっている「オオシマザクラ」を守り育てるため、鞍掛山のさくらの山づくりを推進します。	さくら課 <small>ひたちらしさ</small>
4	日立アルプスなどの ハイキングコースの 整備	高鈴県立自然公園内に位置し、山々が連なる「日立アルプス」や御岩山などの自然豊かなハイキングコースの整備に努めます。	にぎわい施設課 <small>ひたちらしさ</small>
5	公園等の適正管理	草刈り及び樹木枝払いなど、適正な管理に努めます。	都市整備課
6	海岸清掃の実施	市を代表する観光資源である海水浴場の景観保全を図るため、海水浴シーズン前に、ボランティアによる海岸清掃「ビーチクリーンキャンペーン」を実施します。	にぎわい施設課 <small>ひたちらしさ</small>
7	河川の清掃活動等	地域の河川の環境保全を図るため、河川愛護団体と協働し、清掃や草刈活動を進めます。 また、久慈川クリーン作戦を実施し、地域住民や事業者等と協働し、久慈川の環境美化に努めます。	都市整備課 <small>ひたちらしさ</small>
8	農業生産基盤の整備	自然環境に配慮したほ場整備事業を促進し、農業生産力の増大及び生産性の向上を図ります。	農林水産課 <small>ひたちらしさ</small>
9	太陽光発電設備の適 正な設置及び管理	「太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」に基づき、生活環境及び自然環境の保全を図り、市民の安全安心の確保に努めます。	環境都市推進課

## ■桜をいかしたまちづくりの推進

※さくらのまちづくりの取組等は「ひたちさくら彩プラン(日立市さくらのまちづくり基本計画)」に掲載しています。以下の市の取組は、基本方針を記載。

URL <https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/004/003/p106212.html>



No	項目	取組事項	担当課
ひたちらしさ 1	桜をいかした魅力的な交流拠点の創出	立地に応じた独自性のある桜の拠点整備を推進し、既存の名所の再整備や新たな名所づくりに取り組むことで、魅力的な交流拠点を創出します。	さくら課
ひたちらしさ 2	さくらのまちづくりによる地域の活性化	桜と観光資源を連携させて、相乗効果で人を呼び込む取組や積極的な情報発信を行うことにより、「さくらのまち日立」の魅力をPRし、交流人口の拡大を図り、地域活性化につなげます。	さくら課



平和通りの桜



十王パノラマ公園の桜



かみね公園の桜

## 行動方針3 豊かな自然環境等の活用

### 現状と課題

本市は、日本有数の工業都市として成長してきた「ものづくりのまち」でもあり、自然と産業が調和した様々な魅力に満ちあふれています。

環境保護活動の先駆けである「大煙突とさくら」という煙害克服の歴史のほか、小木津山自然公園で見ることができる日本最古の地層※や豊かな自然があります。

本市のこうした魅力や地域資源等が、「ものづくり産業」や「海」、「さくら」、「パワースポット」、多くの海や山の幸に代表される「豊かな食文化」などを育んでいることから、これらの魅力や地域資源をより一層磨き上げ、活用を図る必要があります。



#### 日立さくらまつり

日本の「さくら名所100選」の一つである「かみね公園・平和通り」の桜をはじめ、満開に咲き誇る桜の中で行われる「日立さくらまつり」は、本市の春の風物詩です。

ユネスコ無形文化遺産の「日立風流物」の一般公開など数々のイベントが催され、多くの人でにぎわいます。



#### サーフィンの聖地

本市には、多くのサーフィンスポットが存在します。特に河原子海岸はサーフィンの全国大会が開かれるなど、日本でも有数のサーフィンスポットとなっています。

### 数値目標

目標指標	基準値	目標値
観光入込客数	3,009千人(2019年) 925千人(2020年)	3,009千人 (2026年)
観光関連ホームページ閲覧件数	1,402千人(2019年) 933千人(2020年)	2,455千人 (2026年)

## 市の取組

### ■自然環境・地域資源の活用

No	項目	取組事項	担当課
1	都市・農村交流の推進	自然あふれる中山間地域での農業体験や交流事業などを通じて、自然とのふれあいや都市と農村の交流を推進します。	農林水産課
ひたちらしさ 2	グリーンツーリズム※の推進	中里地区観光案内所やたかはら自然体験交流施設を拠点に中山間地域の魅力を発信するとともに、茨城県が進めている県北ロングトレイルなどと連携して日立アルプスを活用した観光誘客の取組を進めます。	観光物産課
ひたちらしさ 3	豊かな自然をいかした観光誘客の促進	海・山の豊かな自然環境をいかしたツーリズムの創出などにより、本市への誘客促進に取り組みます。	観光物産課 にぎわい施設課
4	地域の食材を使った観光資源化の促進	茨城県、県北地方広域観光連絡協議会及び(一社)日立市観光物産協会と連携し、地域特有の食材を活用したガストロノミーツアーの造成に取り組みます。	観光物産課
5	地域ブランドのPR	本市特産品の発掘、高付加価値化及び認知度向上について、日立商工会議所や(一社)日立市観光物産協会などの関係機関と連携して、取組を進めます。	観光物産課



中里地区観光案内所



たかはら自然塾



## ■ ■ 茨城県北ロングトレイルとは ■ ■

茨城県北ロングトレイルは、関東北端の茨城県北部6市町にまたがる全長320kmのロングトレイルです。

山岳地帯に入山したまま長距離踏破を目指すだけのロングトレイルコースではなく、里と山を繰り返し訪れながら多様な地形や眺望、歴史的遺構をつないで歩くことのできる「里山・地域・環境」トレイルとなっています。

茨城県北ロングトレイルは里山をめぐる周回コースで、アクセスにも優れどこからでも始められ、かつ、どこまで歩くのかも自由に計画ができることが特徴です。

6つの市町にまたがり、それぞれの地元で大切にされてきた特徴的な地域資源と里山とをつなぐように歩けるコースとなっています。



出典：茨城県北ロングトレイル

茨城県北ロングトレイルでは、里と山をつなぐように歩いて、様々な日常の中の非日常を体験し、繰り返し感動に出会うことができます。

地元の誇らしいシンボルとして里山文化と地域資源をとらえ直し、持続可能な環境維持管理を目指しています。

地域の有志が組織した「茨城県北ロングトレイル協力隊」を中心として、地元の大勢が関わり合いながら、地域に根差したトレイル整備・維持保全活動を展開していきます。

市民

- ❁ 農業体験に参加してみましよう。
- ❁ 農産物等を購入する際は、地場産品を積極的に選択しましょう。
- ❁ 市や市民団体等が行う貴重な野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- ❁ 地域の生態系を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。
- ❁ 森林や里山整備、海岸の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ❁ 自然とふれあう場に出したごみは必ず持ち帰りましょう。
- ❁ 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。



事業者

- ❁ 開発事業を行う際は、鳥獣保護区などの指定地域の規則に従い、生態系等への負荷を抑制した計画的な事業活動に努めましょう。
- ❁ 開発事業に際しては、周辺の自然景観への影響を最小化するように配慮しましょう。
- ❁ 環境に配慮した農林水産業に努めましょう。
- ❁ 農業体験の受入を促進しましょう。
- ❁ 森林や里山整備、海岸の環境保全活動に積極的に参加しましょう。



## 環境目標3 健やかで快適に暮らせるまち

生活環境  
など

日常生活や事業活動などに伴い発生する大気汚染等の環境への影響の未然防止及び負荷低減に努めるとともに、地域の環境美化に取り組むことで、健やかで快適に暮らせるまちを目指します。

関連する  
SDGs  
のゴール



## 行動方針1 大気・水・土壌等環境の保全

### 現状と課題

私たちが健康で快適に暮らしていくためには、良好な大気や水環境等を大切に保全していく必要があります。そのため、本市では以下の5つの項目について、取り組みます。

#### (1)大気環境

本市の大気環境は、環境基準の定められている大気汚染物質(二酸化窒素※、浮遊粒子状物質※、二酸化硫黄※、一酸化炭素※、光化学オキシダント※、微小粒子状物質(PM2.5※)のうち、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。

#### (2)水環境

市内河川の水質は、悪化が著しかった昭和40年代と比べると大きく改善しています。河川のBOD※評価で環境基準を達成しており、良好な水質を保っています。

#### (3)土壌・地下水

土壌汚染は一度発生すると元の状態に戻るまでに長い年月がかかるとともに、その対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要です。

#### (4)化学物質

化学物質による汚染を防止するためには、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律によるPRTR制度※に基づき、事業者による化学物質の排出量と移動量の届出と適正処理を徹底していく必要があります。

#### (5)事故由来放射性物質

福島第一原子力発電所の事故直後から、小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、公園などにおける放射線量※を測定しており、ここ数年は、国が長期的な目標としている、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)を下回っています。



## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
浮遊粒子状物質に関する環境基準の達成率	100% (2020年)	100% (2030年)
BODの環境基準達成率(河川)	100% (2020年)	100% (2030年)
公共下水道接続率	99.21% (2019年度)	99.42% (2029年)

## 市の取組

## ■大気、水質及び土壌環境の保全

No	項目	取組事項	担当課
1	事業所等の大気質の監視・観測等	関係機関と連携し、事業所等の大気質の監視・観測を行うとともに、ダイオキシン類の発生抑制や特定粉じん解体作業時のアスベスト適正処理等必要に応じた改善指導に努めます。	環境都市推進課
2	野外焼却に関する指導・啓発	野外焼却に関する法令順守の徹底及び家庭ごみの適正な処理方法の指導・啓発に努めます。	資源循環推進課
3	農業に伴う廃棄物の適正処理の周知・指導	農家から排出される使用済みビニールなどの適正処理について、周知・指導の徹底に努めます。	農林水産課
4	光化学スモッグ・微小粒子状物質への対策	関係機関と連携し、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報提供を行うとともに緊急時情報の発令時には迅速に市民等へ周知し、健康被害発生の防止に努めます。	環境都市推進課
5	事業所等の排水の監視・指導	関係機関と連携し、事業所等の排水の水質監視を行うとともに、必要に応じた改善指導に努めます。	環境都市推進課
6	下水道施設の整備・維持管理	下水道施設の適正な維持管理を行うとともに、施設の老朽化及び災害に備えた計画的な更新及び耐震化を進めます。	下水道課 浄化センター
7	下水道の意識啓発	効果的な広報活動を行うことにより、市民の下水道への意識啓発に努めます。	下水道課 浄化センター

No	項目	取組事項	担当課
8	合併処理浄化槽の設置補助	公共下水道区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置費に対する助成により、生活排水の適切な処理を推進します。	環境衛生課
9	河川水質の監視・指導	関係機関と連携し、河川水質の監視を行うとともに、必要に応じた改善指導に努めます。	環境都市推進課
10	水質に関する意識啓発	水生生物観察会の開催等を通じて、水質汚濁の防止・水質の改善活動などの意識啓発に努めます。	環境都市推進課
11	工場・事業所に対する指導	関係機関と連携し、工場・事業所における土壌の汚染防止に関する指導に努めます。	環境都市推進課
12	土壌汚染の現状把握	関係機関と連携し、井戸水等の調査を行い、土壌汚染の現状把握に努めます。	環境都市推進課



■ ■ 汚れた水をきれいにするために必要な水の量 ■ ■

私たちが生活の中で出している生活排水は、そのまま川や海に流すと汚れてしまうため、下水処理場できれいにして川や海に流しています。  
生活排水を魚がすすめる水質にするためにはたくさんのお水が必要です。



汚れのもと	魚がすすめる水質にするには	汚れのもと	魚がすすめる水質にするには
マヨネーズ (大さじ1杯)	お風呂 (300ℓ) 13杯	天ぷら油 (20ml)	お風呂 (300ℓ) 20杯
牛乳 (コップ1杯)	お風呂 (300ℓ) 11杯	味噌汁 (お椀1杯)	お風呂 (300ℓ) 4.7杯

出典：平成19年版こども環境白書（環境省）

## ■有害化学物質の適正な管理

No	項目	取組事項	担当課
1	ゴルフ場に対する農薬の適正使用の確認・報告	ゴルフ場における適正な農薬の使用を確認し、関係機関に報告します。	農林水産課 環境都市推進課
2	農薬散布における近隣配慮の啓発	農薬を散布する際は、近隣の畑や住宅等への影響を十分に考慮するように関係機関と連携し、啓発を進めます。	農林水産課 環境都市推進課
3	化学物質に関する情報の収集・提供	化学物質に関する情報の収集・提供に努めます。	環境都市推進課
4	化学物質の監視・観測	関係機関と連携し、環境中にある化学物質の監視・観測(現状把握)を行うとともに、必要に応じた指導等に努めます。	環境都市推進課
5	有害化学物質の適性使用・管理指導	関係機関と連携して工場等の立入調査を行い、有害化学物質などの適正な使用・管理について、必要に応じた改善指導等に努めます。	環境都市推進課
6	清掃センターの有害化学物質の測定・施設の適正管理	清掃センターから発生する排ガス等に含まれる有害化学物質の濃度を定期的に測定し、施設の適正な管理に努めます。	清掃センター
7	下水道へ排出される化学物質の適正な管理・監視	関係機関と連携し、公共施設から下水道への排出される化学物質の適正な管理・監視に努めます。	浄化センター
8	清掃センターのごみ質等の測定・施設の適正管理	清掃センターに搬入される可燃ごみのごみ質等を定期的に測定し、施設の適正な管理に努めます。	清掃センター



環境を考えるポスター展作品

## ■放射性物質対策

No	項目	取組事項	担当課
1	指定廃棄物への適切な対応	指定廃棄物に指定された焼却灰(ばいじん)について、旧清掃センター建物内に保管を継続するとともに、国・県と協議しながら、適切な対応に努めます。	清掃センター
2	汚染土への対応	除染で発生した除去土壌について、国が最終処分方法を決定するまでの間、国の方針に従い、除染を実施した施設の敷地内において埋設仮保管します。	防災対策課
3	空間放射線量率の測定・結果公表	小中学校や幼稚園、保育園、認定こども園、公園における空間放射線量率の測定及び結果公表を継続実施します。	防災対策課
4	食品等放射能※濃度の測定・結果公表	小中学校、保育園、認定こども園で提供する給食用食材の農水産物等について、放射能濃度の測定及び結果公表を継続実施します。	防災対策課 子ども施設課 学校給食共同調理場
5	放射線※測定器の貸出し	市民が空間放射線量率を測定できるように、市役所及び各支所において、放射線測定器の貸出しを継続実施します。	防災対策課
6	除染に対する市民への支援	一般住宅敷地などで除染を行う市民に対し、市役所及び各支所において、市が作成した除染の手引きや土のう袋等を配布する支援を継続実施します。	防災対策課



環境を考えるポスター展作品

## 行動方針2 暮らしやすい生活環境の確保

### 現状と課題

近年では、生活様式の多様化や地域のつながりの希薄化などを背景に、日常生活で発生する騒音や振動、悪臭などの近隣公害が増加傾向にあります。

例えば、家庭生活から発生する騒音や深夜営業などの営業騒音、建設作業の騒音など多種多様な近隣騒音が問題となっています。

また、自動車騒音、振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直しを行っていく必要があります。

### 数値目標

目標指標	基準値	目標値
法令に基づく工場・事業場への確認件数	77件 (3か年平均)	77件 (2030年度)

### 市の取組

#### ■騒音・振動・悪臭への対応

No	項目	取組事項	担当課
1	環境に配慮した建設機器等の利用促進	建設工事や解体工事などの公共事業において、低騒音・低振動型機械の利用促進に努めます。	公共建築課
2	工場・事業所に対する規制・指導(悪臭)	「悪臭防止法」に基づき、工場、事業所に対する規制及び改善指導を行うとともに、市民相談への適切な対応に努めます。	環境都市推進課
3	浄化槽(生活排水)からの悪臭の発生抑制	単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置(転換)を促進し、生活排水による悪臭の防止に努めます。	環境衛生課
4	家畜排せつ物法に基づく指導・助言	関係機関と連携し、家畜ふん尿の野積みや素掘りなど不適切な管理により発生する悪臭に対する指導・助言を行います。	農林水産課
5	悪臭防止に関する意識啓発	市民の臭気に関する相談に対応するとともに、事業所への悪臭防止対策の改善啓発を行います。	環境都市推進課

No	項目	取組事項	担当課
6	法律に基づく監視・要請等(騒音・振動)	幹線道路の騒音・振動を監視するとともに、必要に応じて道路管理者へ改善を要請します。	環境都市推進課
7	低騒音舗装の整備等の推進	老朽化によるひび割れ、わだち等に伴う騒音や振動の著しい道路において、計画的な舗装の整備を推進します。 速度抑制による騒音振動対策として、薄層舗装や減速表示等の整備、ヒートアイランド*対策も兼ねた歩道透水性舗装の整備を推進します。	道路管理課 道路建設課
8	工場・事業所等に対する規制・指導(騒音・振動)	「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、工場、事業所及び建設工事による騒音・振動に対する規制及び改善指導に努めます。	環境都市推進課
9	深夜の騒音に対する規制・指導	深夜営業等におけるカラオケや音響機器などの騒音について、必要に応じた改善指導に努めます。	環境都市推進課



### ■ ■ 典型7公害とは ■ ■

環境基本法（第2条第3項）では公害について、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、相当範囲にわたるものとして7種類の公害を挙げており、これらを「典型7公害」と呼びます。

- ① 大気汚染
- ② 水質汚濁
- ③ 土壌汚染
- ④ 騒音
- ⑤ 振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 悪臭



たいきおせん  
大気汚染



あくしゅう  
悪臭



そうおん  
騒音



しんどう  
振動



すいじつおたく  
水質汚濁



じばんちんか  
地盤沈下



どじょうおせん  
土壌汚染

出典：平成14年版子ども環境白書（環境省）

# 行動方針3 きれいなまちづくりの推進

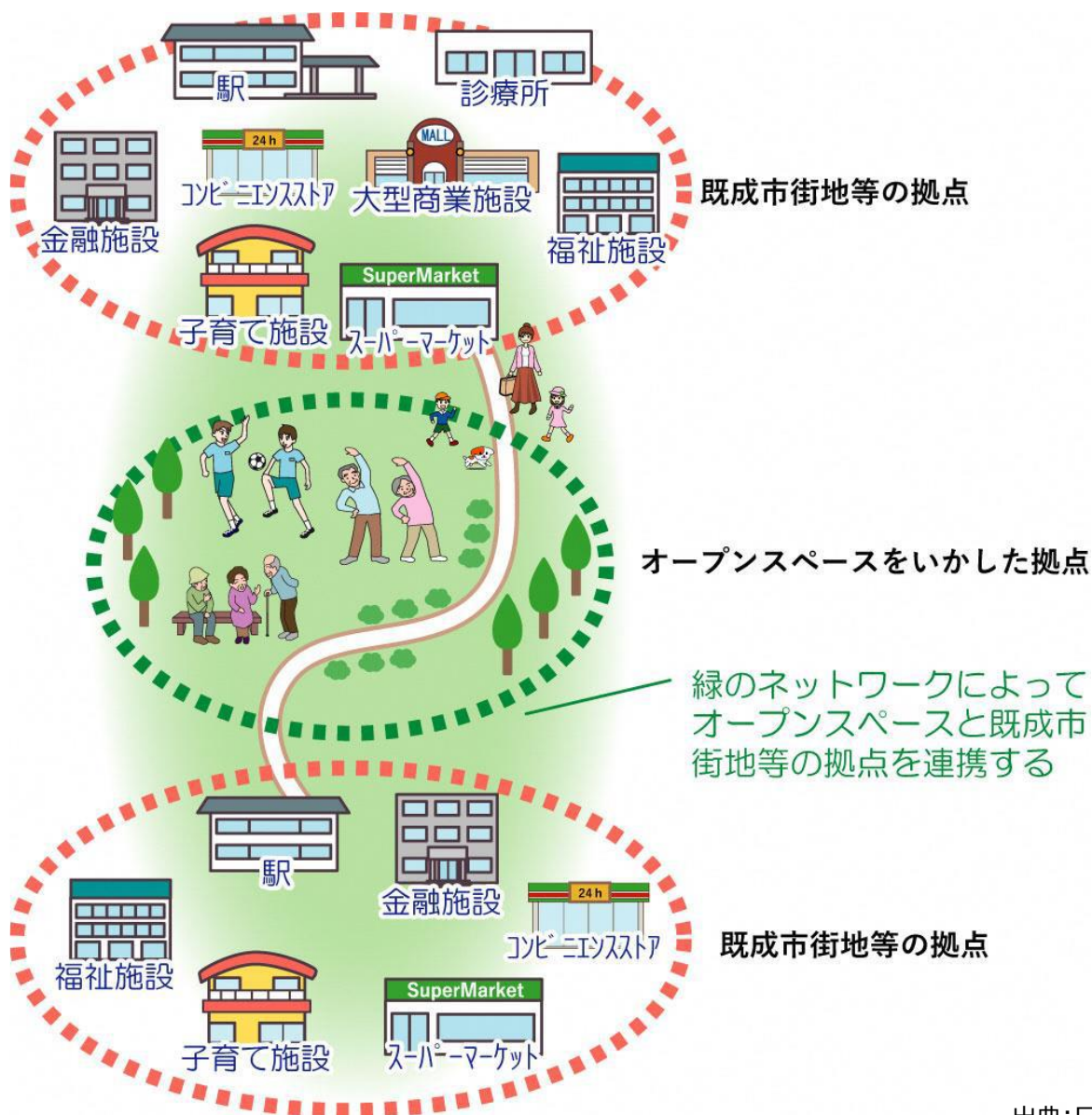
## 現状と課題

本市は、市民運動公園を始めとして、市街地に大小の公園が整備されています。

これらのオープンスペースを人々が集まる拠点に位置付け、市民の憩いの場やにぎわいの創出の場として活用し、魅力ある空間の形成を創出することが必要となります。

市街地内の公園・緑などをいかした都市空間やオープンスペースは、今後の本市の魅力を演出する重要な要素となりえるため、市街地や公園など個々の機能強化を行うだけでなく、これらを結んでいる交通軸については、歩行者を重視した緑のネットワークを形成し、各拠点の連携を図ることで、総合的に魅力のある都市空間や歩いて楽しい空間の形成を図ります。

オープンスペースを拠点と捉えた都市空間・市街地づくり



出典：日立市

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値 (2030年度)
空き家戸数	4,214戸 (2021年度)	6,000戸 (2030年度)

※空き家戸数の目標値は、今後、空き家戸数が増加見込みであるため、対策による増加の抑制を想定した目標値となっています。

## 市の取組

### ■都市景観の形成

No	項目	取組事項	担当課
1	街区表示板の更新	市内街区表示板の実態を調査し、更新計画の策定を行います。更新にあたっては、市のイメージアップを図るため、新たなデザインを決定し、計画的に進めます。	建築指導課
2	施設整備時の景観配慮	市施設の整備・改修にあたっては、周囲の景観との調和に配慮した都市環境づくりを推進します。 常陸多賀駅の改築にあたっては、整備する東口広場や東西自由通路などを含めた一体的な空間デザインとして、都市景観の形成を図ります。 また、ひたちBRT沿線においては、停留所や標識などを含め、ひたちBRTと周辺施設が一体となった特色ある景観の形成を図ります。	都市政策課 常陸多賀駅周辺 地区整備課
3	空き家・空き地に対する適切な管理等の助言・指導	まちの景観を損なうことがないように、空き家・空き地の所有者などに対し、管理者意識の啓発を行うとともに、状況に応じた適切な管理の助言・指導を行います。	住政策推進課 環境都市推進課



## ■環境美化活動の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	道路や公園の環境美化	地域住民に対し道路や公園での協働による環境美化の理解を深め、引き続き市民との協働による活動に努めます。	都市整備課 道路管理課
2	「ごみゼロキャンペーン」及び「ひたち・くさゼロ大作戦」の実施	5月30日を「ごみゼロの日」、9月30日を「くさゼロの日」とし、市民・事業者・市が一体となって、環境美化の意識向上等を図るとともに、地域のごみ拾いや草刈りなどの環境美化活動を推進します。	資源循環推進課
3	落書き防止対策の推進	関係機関と連携し、市内の公共物等の落書き防止対策を推進し、落書きのないきれいなまちづくりに努めます。	環境都市推進課

ひたちらしさ



公園の環境美化



ごみゼロキャンペーン



ひたち・くさゼロ大作戦

## 環境目標 3 に関する各主体の取組

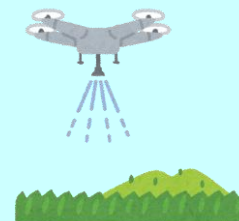
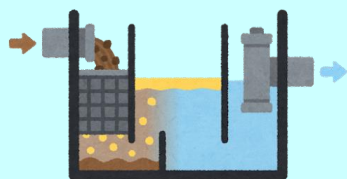
### 市民

- ❁ 身近な道路や公園等の緑化・美化活動の取組や530(ごみゼロ)キャンペーンに参加しましょう。
- ❁ 減農薬・減化学肥料や有機栽培でつくられた作物を積極的に購入しましょう。
- ❁ 除草剤などの使用にあたっては、必要最小限に抑えましょう。
- ❁ 下水道への接続や浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による公共水域の汚濁防止に努めましょう。
- ❁ 浄化槽の適正管理や自宅周辺の側溝の定期的な清掃等により、悪臭の発生を抑制しましょう。
- ❁ 家庭でのピアノやテレビなどは、近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮しましょう。
- ❁ 化学物質に関する正しい知識や情報の把握に努めましょう。
- ❁ 家庭のごみや庭木の剪定枝等は、簡易焼却炉での焼却や野焼きは行わず、燃えるごみとして適正に処理しましょう。



### 事業者

- ❁ 事業所からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めましょう。
- ❁ 事業活動に伴う排水は敷地内において適正に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- ❁ 工場や事業所では「悪臭防止法」を順守し、悪臭の防止に努めましょう。
- ❁ 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めましょう。
- ❁ 化学物質を扱う事業所では、適正な使用、管理を行いましょ。特に「PRTR法」に基づき、環境中への排出量や廃棄物としての場外への移動量を把握し、公表しましょう。
- ❁ 農林業等に伴うごみの焼却や野焼きは行わず、適正に処理しましょう。
- ❁ ゴルフ場など農薬を多く使用する事業者は、農薬使用による環境負荷の軽減に努めましょう。



ライフスタイルの変化に対応したごみ処理体制の見直しを図るとともに、排出者としての認識を共有し、ごみの減量化・資源化を更に進めることで、有限である資源を有効活用する循環型のまちを目指します。

関連する  
SDGs  
のゴール



## 行動方針1 効率的・効果的なごみ処理体制の構築

### 現状と課題

#### (1)再生資源収集システム

近年のライフスタイルの変化や自治会未加入により、集積所を利用することができない世帯が存在しており、再生資源等の収集頻度については、回数が少ない現状もあります。また、自治会においては、再生資源の収集日に表示看板や回収袋等の準備及び撤去作業を当番制により行っており、住民負担が生じていることもあることから、住民負担が軽減される収集システムの再構築と、集積所を誰もが利用できるよう検討する必要があります。

#### (2)プラスチック資源循環促進法の施行

2022(令和4)年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村において、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に努めることが義務付けられました。今後、廃プラスチックなど、新たな再生資源収集品目を選定すると共に、分別収集及び再資源化の方法を検討する必要があります。

家庭ごみの集積所収集(2022(令和4)年4月1日現在)

区分	収集 回収	集積所の数 (箇所)	収集品目	集積所設置 の目安
燃えるごみ	週2回	6,552	生ごみ、資源にならない紙くず、ビニール・プラスチック類、庭木の剪定枝など	10世帯に 1箇所
燃えないごみ	月1回	1,472	陶磁器類、コップ類、耐熱ガラス製品、板ガラスなど	50世帯に 1箇所
粗大ごみ(小)	月1回	1,472	小型家電、時計、カメラ、ホッチキス、電卓など	50世帯に 1箇所
粗大ごみ(中・大)	随時	—	タンス、応接イス、ベッド、学習机、自転車、鏡台など	戸別収集
有害ごみ	月1回	1,472	蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計	50世帯に 1箇所
再生資源	月1回	1,472	金属類、紙類、ビン類、布類、ペットボトル	50世帯に 1箇所

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
市民1人1日当たりごみ排出量 (生活系ごみと事業系ごみの合計)	955g (2021年度)	840g以下 (2029年度)
市民1人1日当たり生活系ごみ排出量	710g (2021年度)	580g以下 (2029年度)

## 市の取組

## ■新たなごみ等収集システムの構築

No	項目	取組事項	担当課
1	再生資源収集システムの見直し	住民負担が軽減される収集システムの再構築と、集積所を誰もが利用できるように検討します。	資源循環推進課
2	再生資源収集品目の見直し	廃プラスチックなど、新たな再生資源収集品目を選定すると共に、分別収集及び再資源化の方法を検討します。	資源循環推進課
3	ごみ等排出困難世帯への支援	集積所へごみ等の排出が困難な高齢者世帯等を対象に戸別収集を実施し、生活に合わせた支援を行います。	資源循環推進課



ふれあい戸別収集



拠点回収



再生資源集積所

## 行動方針2 資源循環の推進

### 現状と課題

市内で発生したごみ(一般家庭から排出される「生活系ごみ」と事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」があります。)は、分別区分[燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ(大中小)・有害ごみ・再生資源]され、清掃センター等で処理されています。

可燃物の焼却残渣や不燃物等は、滑川山一般廃棄物※最終処分場(管理型最終処分場※)で埋め立て処分されています。2021(令和3)年における焼却量は54,050トン、不燃物埋立量1,079トン、資源化量※11,782トンとなっています。

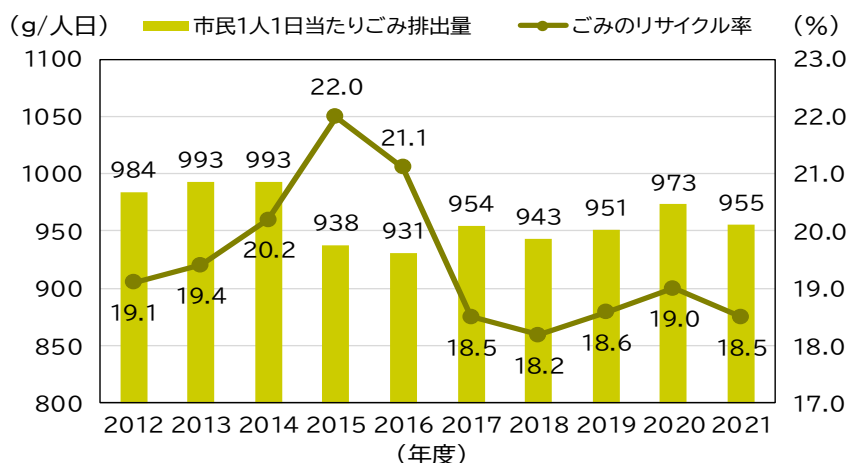
生活系燃えるごみの組成調査

区分	処理処分量(kg)	比率(%)
直接焼却	54,050,352	84.79
直接最終処分	1,970	
中間処理	4,444,079	6.98
可燃物	537,030	
不燃物	1,078,680	
プレス鉄	518,150	
スチール缶	12,370	
その他の資源化	2,188,879	
外部処理委託	108,970	
直接資源化	5,247,575	8.23
合計	63,743,976	100.00

出典:清掃事業概要(日立市)

市民1人1日当たりのごみ排出量をみると、過去10年間で減少と上昇を繰り返しており、減少傾向にはなっておらず、今後、より一層のごみの削減が求められます。

また、ごみのリサイクル率に関しては、2015(平成27)年度をピークに減少傾向にあり、更なるリサイクルの促進が求められます。



市民1人1日当たりごみ排出量およびごみのリサイクル率の推移

出典:清掃事業概要(日立市)

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値
市民1人1日当たりごみ排出量【再掲】 (生活系ごみと事業系ごみの合計)	955g (2021年度)	840g以下 (2029年度)
市民1人1日当たり生活系ごみ排出量【再掲】	710g (2021年度)	580g以下 (2029年度)
ごみのリサイクル率	19.0% (2020年度)	24.9%以上 (2029年度)
生ごみ堆肥化容器等購入補助金申請件数	79件 (2020年度)	100件 (2029年度)

## 市の取組

### ■ごみの発生抑制・再利用の推進(市民・事業者を対象)

No	項目	取組事項	担当課
1	ごみを減らす4R活動の推進	ごみを減らす4R活動(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため、家庭、事業所、学校などへの広報啓発活動を行います。	資源循環推進課
2	マイバッグ利用の普及啓発	小売店に簡易包装やレジ袋有料化の取組を指導・啓発を行うと共に、市民にマイバッグの持参を積極的に呼びかけ、レジ袋の削減を推進します。	資源循環推進課

ひたちらしざ



## ■ ■ ごみ減らし4R運動 ■ ■

4R運動とは、次の4つの頭文字(R)からとった運動のことを指し、次の順序で取り組むことが、もっともごみを減らす効果があります。

本市では、家庭系ごみの減量化・資源化をすすめるため、市民に広報し啓発しています。

### ① Refuse (リフューズ)：断る

ごみとなるものを家庭に持ち込まないという考え方。

### ② Reduce (リデュース)：減らす

買う量・使う量ともに減らしていくという考え方。

### ③ Reuse (リユース)：繰り返し使う

不要なものが出ても、そのまま使えるならば、繰り返し使用しものの寿命を最大限いかすという考え方。

### ④ Recycle (リサイクル)：資源として再生利用する

リユースできない場合は、大切な資源として活用できるように正しく分別して、資源として再生利用するという考え方。



### ■ごみの発生抑制・再利用の推進(事業者を対象)

No	項目	取組事項	担当課
1	事業者への指導・周知	事業所で発生するごみや再生資源の適正な処理方法等を事業者に対して周知徹底するため、パンフレット等による指導と周知に努めます。	資源循環推進課

### ■分別・リサイクルの推進(市民を対象)

No	項目	取組事項	担当課
1	再生資源拠点回収の充実	誰もが資源物が出しやすいうように拠点回収を充実させて、限りある資源の再利用を推進します。	資源循環推進課
2	家庭用生ごみ処理機器の購入補助	家庭における食品残さ等の減量やたい肥化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入補助を行います。	資源循環推進課
3	ごみ・資源物の収集の周知徹底	ごみカレンダーの発行及び配布(市報3/5号同時配布及び交流センターや支所窓口)、FMひたちや市ホームページを利用したごみの出し方の広報、総合アプリひたちナビ「ごみ・リサイクル」の利用促進及び内容の充実に努めます。	清掃センター

### ■分別・リサイクルの推進(事業者を対象)

No	項目	取組事項	担当課
1	飲食店等による食材のロスや食べ残し削減の推進	飲食店や宿泊施設に対して、「ひたち食品ロス削減パートナー制度」の登録を推進し、食材のロスや食べ残し削減の活動を積極的に取り組むよう周知します。	資源循環推進課
2	民間団体の育成・支援	ごみ減量や資源化に取り組む民間団体の情報収集を行い、支援体制の整備に努めます。	資源循環推進課
3	民間事業者との連携	市内で排出される不用品のリユース活動を促進するため、民間事業者と連携し、ごみの減量化、処分に伴う二酸化炭素の排出抑制を図ります。	資源循環推進課
4	食品ロス削減の推進	非常用に備蓄している食料等の賞味期限を管理し、期限が近づいたものについて、コミュニティへの配布やフードバンクへの寄付等を行います。	防災対策課
5	学校給食の残さの資源化	市内小中学校の給食から排出される野菜の残さを資源化します。	学校給食共同調理場
6	除籍図書のリサイクル図書としての活用	除籍図書をリサイクル図書とし、学校、保育園等の施設や市民に提供して有効活用を図るとともに、廃棄図書の減量を継続します。	各図書館

No	項目	取組事項	担当課
7	建設発生廃棄物の再資源化等の促進	関係機関と連携した現場パトロールを通じて、建築廃棄物の分別解体や法令の遵守など、現場監視や指導の徹底に取り組みます。	建築指導課
8	建設副産物の再資源化	公共事業(建設・解体工事)において発生するコンクリート塊など建設副産物について、県の指針に基づき、再資源化を図ります。	公共建築課
9	事業所で発生する再生資源の資源化への指導	事業所で発生する再生資源の適切な処理方法に関する指導に継続して取り組みます。	清掃センター

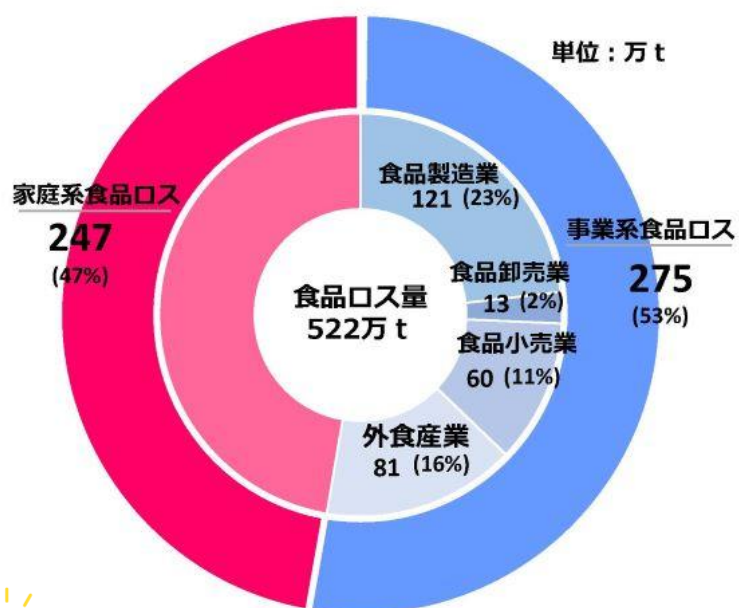


## ■ ■ 食品ロスとは ■ ■

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪影響を与えてしまいます。

日本では年間522万t(令和2年度推計値)の食品ロスが発生しており、日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約41kgとなっています。これは日本人1人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと近い量になります。

食品ロスは大きく分けると、事業活動を伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」の2つに分けられます。



国民1人当たり食品ロス量

**1日 約113g**

※ 茶碗約1杯のご飯の量(約150g)に近い量

**年間 約41kg**

※ 年間1人当たりの米の消費量(約53kg)に近い量



資料：総務省人口推計(2020年10月1日)  
令和元年度食料需給表(確定値)

出典：農林水産省ホームページ



食品ロスを減らすためには、家庭で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食べ物を買うお店、食べるお店でも食品ロスを減らすことを意識することが大切です。こうした行動は、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制にも繋がります。



## 行動方針3 廃棄物の適正処理

### 現状と課題

市内の河川や山林などへのごみの不法投棄や集積所への不適正な排出から、自然環境や生活環境の保全のため、不法投棄対策を積極的に講じていく必要があります。

清掃センターや滑川クリーンセンターは、市民生活に不可欠な施設であり、安定した稼働の維持が重要であることから、機器の保守点検や計画的な改修を行う必要があります。

#### ごみ処理施設



清掃センター

開設:2001(平成13)年3月  
敷地面積:19,831.32㎡  
延床面積:17,873.63㎡  
処理能力:300t/日(100t×3基)

#### し尿処理施設



滑川クリーンセンター

開設:2008(平成20)年11月  
敷地面積:1,537.73㎡  
延床面積:543.44㎡  
処理能力:13kl/日

### 数値目標

目標指標	目標
不法投棄防止のための周知啓発人数	5,000人 (2030(令和12)年度)
清掃センターの延命化	2038(令和20)年度
滑川クリーンセンターの長寿命化	2028(令和10)年度

※「日立市公共施設マネジメント基本方針」の基本方針期間の方向性

## 市の取組

### ■適正な廃棄物処理の推進

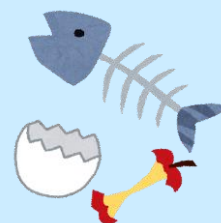
No	項目	取組事項	担当課
1	不法投棄の未然防止対策の強化	今後も不法投棄監視員による地域でのパトロール活動の推進を図るとともに、公共施設の所管課や関係機関との連携、監視カメラ設置による不法投棄の防止対策に努めます。	清掃センター
2	清掃センターの維持管理	2038(令和20)年度までの運用を目指し、各施設の定期的な点検や計画的な修繕等により、適正な維持管理を図ります。	清掃センター
3	滑川クリーンセンターの維持管理	機能維持を保ちつつ長寿命化を図るため、中長期的な状態を予測しながら、計画的な設備改修を進めます。	環境衛生課



環境を考えるポスター展作品

市民

- ❁ごみのポイ捨てはやめましょう。
- ❁燃えるごみや不燃ごみ、再生資源は適切に分別して出しましょう。
- ❁買い物の際は、簡易包装商品の選択に努めるとともに、マイバックやマイバスケットを持参するなど、レジ袋の利用を控えましょう。
- ❁食材購入や調理方法、献立等の工夫により、家庭から出る調理くずや食べ残し等の生ごみを減らしましょう。
- ❁家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機器を活用するなど、減量化やリサイクルに努めましょう。



事業者

- ❁リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- ❁飲食店や調理施設では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯等の生ごみ減量化に努めましょう。
- ❁事業系ごみは排出ルールを守り、排出事業者の責任において適切に処理しましょう。



## 環境目標5 持続可能な環境活動が広がるまち

環境教育、  
連携・協働

次世代を担う子どもたちの環境教育を支援するとともに、市民や事業者、各種団体と行政が一体となり、人と自然が共生していくために、持続可能な環境活動が広がるまちを目指します。

関連する  
SDGs  
のゴール



## 行動方針1 環境教育・環境学習の充実

### 現状と課題

本市では、市内の子どもたちが中心となって行う、自然を守るための実践活動や環境に関する活動に対して、日立市環境教育基金※を活用した補助事業を行っているほか、市民・事業者・市が一体となり、「エコフェスひたち※」を開催し、市民の環境意識の高揚を図っています。

また、日立市立小・中・義務教育学校・特別支援学校では、総合的な学習の時間や理科で環境をテーマとした学習を行っており、その際、自ら課題を見つけ、解決する探究活動により、実践的な態度を身に付けることを重視しています。さらに、市内の小学校4年生を対象に、環境教育の一環として、ごみの減量化、資源化に関する市の取組や、基礎知識を学ぶリサイクル読本を配布しています。

各学校では、実態に応じて、学校花壇や校内ビオトープ※の整備、グリーンカーテン等に取り組んでおり、児童生徒が学習の成果を発揮し、積極的に環境活動を行っており、小学校では、全校で環境実践プログラム「キッズミッション」に取り組んでいます。

豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、次世代を担う子どもたちへの環境教育は、極めて重要な意義を有します。

そして、市民一人一人が環境との関係を正しく理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくために、その基盤となる環境教育において、自然環境を大切にしようとする意識醸成を図る必要があります。引き続き、自然体験や環境についての問題解決活動等を実施し、環境学習や体験の場・機会を更に充実させていくことが求められます。

### 環境教育活動の様子



植物の栽培・観察



マイクロ水力発電の可能性調査

## 数値目標

目標指標	基準値	目標値 (2030年度)
エコフェスひたち参加者数	5,000人 (2021年度)	7,500人 (2030年度)
こどもエコクラブ累計会員数	7人 (2022年度)	87人 (2030年度)
環境教育活動支援事業補助金活用累計団体数	25団体 (2022年度)	240団体 (2030年度)

## 市の取組

## ■環境教育・環境学習の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	環境に関する図書及び資料の収集、保存、貸出	環境に関する図書及び資料の更なる収集、保存、貸出をするとともに、時節の社会情勢に応じたテーマ展示(例:SDGs、脱炭素等)等を行います。	各図書館
2	ひたちらしさ ひたちこどもエコクラブ活動の推進	子どもたちの環境への関心の芽を育てるため、ひたちこどもエコクラブによる自然観察会、環境保全活動、環境に配慮した工場の見学、環境についての学習会などを行います。	環境都市推進課
3	ひたちらしさ 子どもたちへの環境教育活動への支援	次世代を担う子どもたちが中心となって、自然を守るための実践活動や環境に関する活動を行う団体に対して補助を行い、環境意識の醸成や、地域の環境リーダーの育成を図ります。	環境都市推進課
4	環境を考えるポスター展の開催	環境問題への理解を深めるため、小中学生が描く「環境を考えるポスター展」を開催し、環境保全の啓発を図ります。	環境都市推進課
5	学校における環境学習の推進	自然体験や社会体験を通じて、環境に対する感受性を育成するとともに、各教科等と関連させて環境学習を推進します。	指導課
6	自然とのふれあいによる学習の推進	学校のビオトープの整備・清掃活動など自然とのふれあいを通じて、環境の大切さを学ぶ学習を進めます。	指導課
7	学校給食における地場農産物の使用促進	子どもたちの地場農産物や地域農業への興味・関心を深めるため、学校給食での地場農産物の使用を促進します。	学校給食共同調理場

No	項目	取組事項	担当課
8	ごみ処理施設を活用した環境学習の推進	清掃センターに見学者を受け入れ、ごみの減量・資源化に対する意識付けを図ります。	清掃センター
9	エコドライブの周知の実施	環境に配慮した自動車のエコドライブについて周知します。	環境都市推進課
10	誇れるふるさとのシンボルとしての意識の醸成	コミュニティ単位の市民活動や子どもの頃から桜について学ぶ機会を通じて、地域への愛着や誇りを生み出し、桜を大切に思う意識の醸成を図ります。	さくら課

ひたちらしざ

### ■環境意識の高揚

No	項目	取組事項	担当課
1	エコフェスひたちの開催	多くの事業者・団体・学校・行政が参加する、環境イベント「エコフェスひたち」の開催により、市民へ広く環境情報を提供し、環境に対する意識の高揚を図ります。	環境都市推進課
2	「環境の日」などに合わせた普及啓発	6月5日の「環境の日」、6月の「環境月間」等に合せ、環境保全についての関心と理解を深めるための普及啓発に取り組みます。	環境都市推進課
3	市報等による啓発の推進	市報やホームページ、ケーブルテレビなど様々な広報媒体を活用して、環境に関する啓発を行います。	環境都市推進課
4	年次報告書の作成・公表	市が行う環境保全施策の実施状況等を取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。	環境都市推進課

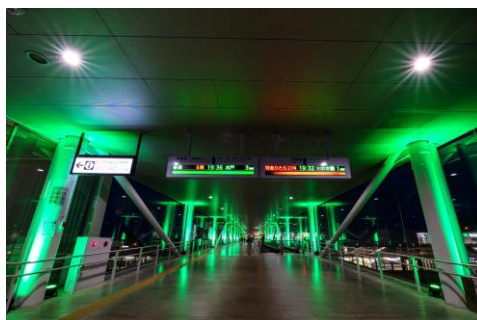
ひたちらしざ



ひたち子どもエコクラブの活動



「エコフェスひたち」の工作ブース



「環境の日」グリーンライトアップ

## 行動方針2 連携・協働による環境活動の促進

### 現状と課題

持続可能な社会の構築及び維持には、市民・事業者・市の連携・協働が不可欠であり、互いに協力して問題解決していくことが大切です。

本市では、市民、市民団体、事業者などで構成する「環境を創る日立市民会議」の事業として、自然観察会などの環境保全活動を行っています。

また、本市には、かつて地域住民と事業者が一体となって煙害を克服した歴史があり、その歴史的シンボルであるオオシマザクラを守り育てるとともに、環境教育の場としても活用するため、2008（平成20）年度から、事業者やコミュニティ、学校からなる「鞍掛山さくら100年委員会」を中心に、事業者、高校生、市民ボランティアなどと協働し、鞍掛山さくらの山づくり整備活動を行っています。今後、さくらの山づくりを継続していくためには、コンセプトに賛同し、長期的にさくらを見守り、活動を継続していくことができる人材の育成が必要となります。

さらに、2009（平成21）年度から、地域住民と市の連携により、久慈川河口の河川敷において菜の花を栽培する「菜の花エコネットワーク事業」を推進しています。今後も、河川敷の景観向上、不法投棄の抑止などを図るため、活動を継続する必要があります。



鞍掛山でのボランティア活動



久慈川菜の花畑

### 数値目標

目標指標	基準値	目標値
地域の桜を守り育てる活動団体数	17団体 (2021年度)	36団体 (2026年度)

## 市の取組

### ■環境保全活動の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	環境を創る日立市民会議との協働	「環境を創る日立市民会議」と協働して、自然観察会や巨樹・野鳥観察会などを実施し、市民の環境保全への意識の向上を図ります。	環境都市推進課 <span style="color: #e91e63;">ひたちらしさ</span>
2	鞍掛山さくらの山づくり整備活動の推進	日立市さくらのまちづくり推進市民会議の専門部会である、「鞍掛山さくら100年委員会」を中心として、鞍掛山さくらの山づくり整備活動を推進し、環境保全についても意識醸成を図ります。	さくら課 <span style="color: #e91e63;">ひたちらしさ</span>
3	久慈川菜の花エコネットワーク事業の推進	地域住民と市の連携により、「久慈川菜の花エコネットワーク事業」を推進し、河川敷の景観向上や不法投棄の抑制などを図ります。	資源循環推進課 <span style="color: #e91e63;">ひたちらしさ</span>
4	「さくらのまち日立」の原風景を次の世代に引き継ぐまちづくり	市民・事業者・学校・行政との協働による「さくらのまちづくり」を推進するため、地域の桜を地域で守り育てる仕組みづくりと桜の管理、保全活動を推進します。	さくら課 <span style="color: #e91e63;">ひたちらしさ</span>

### ■地球温暖化防止活動の推進

No	項目	取組事項	担当課
1	地球温暖化防止活動推進員などとの協働	茨城県地球温暖化防止活動推進員や環境を創る日立市民会議などと協働して、地球温暖化防止キャンペーンを行い、市民に節電や省エネを呼びかけます。	環境都市推進課
2	脱炭素社会に向けた全世代型コミュニティ環境活動の充実	楽しみながら環境美化について考えるイベントの開催や、自然環境をいかした地域間の交流など、各コミュニティと連携しながら、全世代参加による環境活動を通し、意識の高揚を図ります。	コミュニティ推進課



巨樹観察会



スポGOMI大会



## 行動方針3 人材の活用・育成

### 現状と課題

持続可能な社会の実現のため、環境について専門的な知識を持つ人、地域のことをよく知る人、体験活動や実践活動を指導できる人など、効果的な環境教育を行うことができる人材や団体を活用・育成し、継続的な活動を支えるため、環境保全活動を担う人材を育てるプログラムや機会を充実し、提供していく必要があります。

地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、国や地域を超えた喫緊の課題を解決するために、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動などを自主的に実践し、環境の保全と創造の活動に積極的に取り組める人材の育成を図ります。

### 数値目標

目標指標	基準値	目標値
環境保全に関するNPO法人数	9法人 (2022年1月)	12法人 (2030年度)

### 市の取組

#### ■人材の活用

No	項目	取組事項	担当課
1	地域人材の活用	環境学習等において、環境を創る日立市民会議委員や茨城県環境アドバイザーなど地域人材の活用を図ります。	環境都市推進課

#### ■人材の育成

No	項目	取組事項	担当課
1	次世代の担い手の育成	子どもたちが環境や自然を学び研究するための活動を支援することで、次の時代の担い手の育成を図ります。	環境都市推進課
2	環境保全活動家などの育成	環境教育、観察会等における環境保全活動家や、地球温暖化対策の推進を図るために積極的に活動する地球温暖化防止活動推進員などの育成に努めます。	環境都市推進課
3	環境情報の収集・発信	各種環境情報を収集するほか、最新の環境情報の提供に努めます。	環境都市推進課

No	項目	取組事項	担当課
4	環境イベント等の開催支援	環境イベント等の開催に協力・支援するとともに、成果を共有するための機会の充実に努めます。	環境都市推進課
5	顕彰制度の活用	環境保全活動に貢献している、市民や市内の学校、団体、事業者等について、県及び関係機関の顕彰制度に推薦し、環境保全意識の高揚を図ります。	環境都市推進課

## 環境目標5に関する各主体の取組

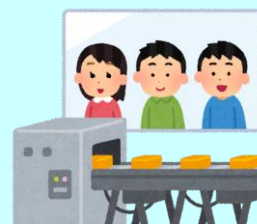
### 市民

- ❁「エコフェスひたち」など環境に関するイベントや研修会、講習会等に積極的に参加しましょう。
- ❁学校教育におけるビオトープ整備や清掃活動を通じて、環境の大切さを学習しましょう。
- ❁環境教育や環境学習を通じて学んだことを、家庭内で実践してみましょう。
- ❁地域の環境美化活動に参加し、活動の輪を広げましょう。
- ❁鞍掛山さくらの山づくり整備活動ボランティアなどボランティア活動に参加しましょう。
- ❁子どもたちが中心となって行う環境に関する活動を実践しましょう。



### 事業者

- ❁ボランティアなどへの従業員の参加を奨励しましょう。
- ❁体験型の環境学習機会の創出に努めましょう。
- ❁環境関連の知識や技術を高める研修や講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育や環境学習を充実させましょう。
- ❁事業者は相互に交流・情報交換を行い、環境保全の取組を活性化させましょう。
- ❁自然観察会や環境保全に関する講習会等に積極的に参加しましょう。
- ❁自社で実施している取組事例を紹介したり、施設見学会を開催しましょう。



## 2 市の取組一覧表

環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ
環境目標1	行動方針1	CO2排出量46%削減実現に向けたあらゆる主体との協働	○	○
		市民・事業者等の行動変容・意識改革の促進	○	○
		ゼロカーボンシティひたちを実現するための取組の推進	○	○
	行動方針2	まちなかオアシスの普及推進	○	
		クールスポットの紹介	○	○
		グラウンド芝生化の促進	○	
		グリーンカーテン等施設の普及促進		
		熱中症予防の普及・啓発	○	
		感染症の情報提供	○	
		防災体制の整備(災害時情報収集・伝達体制の充実)	○	
		総合防災マップ(ハザードマップ)の作成・活用	○	
		緊急避難施設の確保	○	
		避難行動計画(マイタイムライン)の作成	○	
		治水対策の推進	○	
		大規模盛土造成地の状況調査	○	
	気象情報活用の充実	○	○	
	行動方針3	多極ネットワーク型コンパクトシティの実現	○	○
		公共交通体系の再編と利用者の利便性の向上		
		交通空白地の地域公共交通の支援		
		ひたちBRT自動走行の実証試験への協力		○
		ひたちBRTの延伸整備		○
		ひたちBRTに係る駅周辺地区の歩道整備		○
		幹線道路網の整備・充実		
		自転車の利用促進		
		安全な歩道の整備		
		緑化意識の向上		
		沿道の植栽等の保全		

環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ
環境目標2	行動方針1	貴重な動植物の生息・生育環境の保全		○
		重要生態系監視地域の保全		○
		生物多様性の保全の取組		
		法令による適正な地域指定と管理		
		生存基盤としての農地の保全		
		自然に配慮した河川整備・管理		
		有害鳥獣による被害防止対策		
		貴重な動植物の生息・生育状況の把握・公表		
		外来種に関する情報提供		
		動物園の情報発信	○	○
		動物園教育の普及	○	○
	行動方針2	自然景観の源となる森林保全		
		森林の再整備・維持管理		
		鞍掛山のさくらの山づくり		○
		日立アルプスなどのハイキングコースの整備		○
		公園等の適正管理		
		海岸清掃の実施		○
		河川の清掃活動等		○
		農業生産基盤の整備		○
		太陽光発電設備の適正な設置及び管理	○	
		桜をいかした魅力的な交流拠点の創出	○	○
		さくらのまちづくりによる地域の活性化	○	○
	行動方針3	都市・農村交流の推進		
		グリーンツーリズムの推進		○
		豊かな自然をいかした観光誘客の促進	○	○
		地域の食材を使った観光資源化の促進		
		地域ブランドのPR		

環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ
環境目標3	行動方針1	事業所等の大気質の監視・観測等		
		野外焼却に関する指導・啓発		
		農業に伴う廃棄物の適正処理の周知・指導		
		光化学スモッグ・微小粒子状物質への対策		
		事業所等の排水の監視・指導		
		下水道施設の整備・維持管理		
		下水道の意識啓発		
		合併処理浄化槽の設置補助		
		河川水質の監視・指導		
		水質に関する意識啓発		
		工場・事業所に対する指導		
		土壌汚染の現状把握		
		ゴルフ場に対する農業の適正使用の確認・報告		
		農業散布における近隣配慮の啓発		
		化学物質に関する情報の収集・提供		
		化学物質の監視・観測		
		有害化学物質の適性使用・管理指導		
		清掃センターの有害化学物質の測定・施設の適正管理		
		下水道へ排出される化学物質の適正な管理・監視		
		清掃センターのごみ質等の測定・施設の適正管理		
		指定廃棄物への適切な対応		
		汚染土への対応		
	空間放射線量率の測定・結果公表			
	食品等放射能濃度の測定・結果公表			
	放射線測定器の貸出し			
	除染に対する市民への支援			
	行動方針2	環境に配慮した建設機器等の利用促進		
		工場・事業所に対する規制・指導(悪臭)		
		浄化槽(生活排水)からの悪臭の発生抑制		
		家畜排せつ物法に基づく指導・助言		
		悪臭防止に関する意識啓発		
		法律に基づく監視・要請等(騒音・振動)		
		低騒音舗装の整備等の推進		
工場・事業所等に対する規制・指導(騒音・振動)				
深夜の騒音に対する規制・指導				

環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ
環境目標3	行動方針3	街区表示板の更新	○	
		施設整備時の景観配慮	○	
		空き家・空き地に対する適切な管理等の助言・指導		
		道路や公園の環境美化		
		「ごみゼロキャンペーン」及び「ひたち・くさゼロ大作戦」の実施		○
		落書き防止対策の推進		

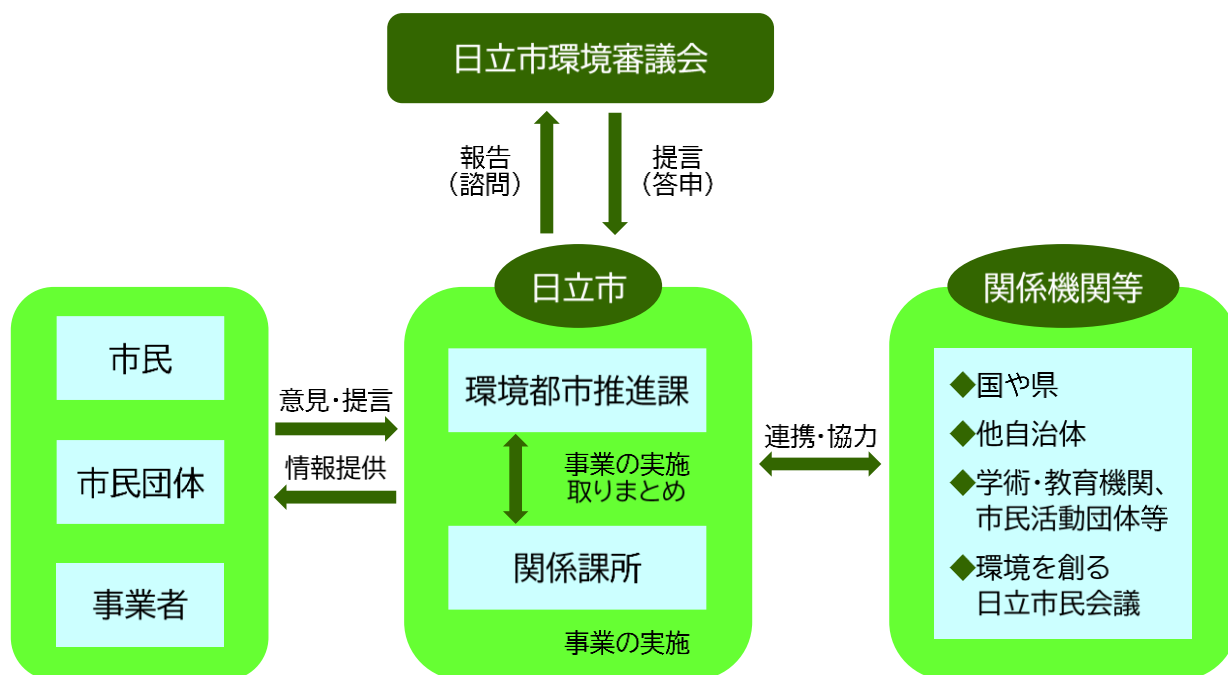
環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ	
環境目標4	行動方針1	再生資源収集システムの見直し			
		再生資源収集品目の見直し			
		ごみ等排出困難世帯への支援			
	行動方針2	ごみを減らす4R活動の推進			○
		マイバッグ利用の普及啓発			
		事業者への指導・周知			
		再生資源拠点回収の充実			
		家庭用生ごみ処理機器の購入補助			
		ごみ・資源物の収集の周知徹底			
		飲食店等による食材のロスや食べ残し削減の推進	○		
		民間団体の育成・支援			
		民間事業者との連携	○		
		食品ロス削減の推進	○		
		学校給食の残さの資源化			
		除籍図書のリサイクル図書としての活用	○		
		建設発生廃棄物の再資源化等の促進	○		
		建設副産物の再資源化			
	事業所で発生する再生資源の資源化への指導				
	行動方針3	不法投棄の未然防止対策の強化			
		清掃センターの維持管理			
滑川クリーンセンターの維持管理					

環境目標	行動方針	取組(項目)	新規	ひたちらしさ	
環境目標5	行動方針1	環境に関する図書及び資料の収集、保存、貸出	○		
		ひたちこどもエコクラブ活動の推進	○	○	
		子どもたちへの環境教育活動への支援		○	
		環境を考えるポスター展の開催			
		学校における環境学習の推進			
		自然とのふれあいによる学習の推進			
		学校給食における地場農産物の使用促進			
		ごみ処理施設を活用した環境学習の推進			
		エコドライブの周知の実施			
		誇れるふるさとのシンボルとしての意識の醸成	○	○	
		エコフェスひたちの開催		○	
		「環境の日」などに合わせた普及啓発			
		市報等による啓発の推進			
	年次報告書の作成・公表				
	行動方針2	環境を創る日立市民会議との協働			○
		鞍掛山さくらの山づくり整備活動の推進			○
		久慈川菜の花エコネットワーク事業の推進			○
		「さくらのまち日立」の原風景を次の世代に引き継ぐまちづくり	○	○	
		地球温暖化防止活動推進員などとの協働			
		脱炭素社会に向けた全世代型コミュニティ環境活動の充実	○		
	行動方針3	地域人材の活用			
次世代の担い手の育成					
環境保全活動家などの育成					
環境情報の収集・発信		○			
環境イベント等の開催支援		○			
顕彰制度の活用					

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係課所はもとより、市民、市民団体、事業者、関係機関など全ての主体の連携・協働により推進を図る必要があります。



### (1)市民・市民団体・事業者

市民、市民団体、事業者は、環境の保全と創造に関する市の施策に積極的に参加・協力し、協働を図りながら推進します。

### (2)市(関係課所)

庁内関係課所は、本計画に掲げられた取組内容を具体化するための実施計画を作成し、環境の保全と創造に関する各種施策を推進します。

環境都市推進課は、実施計画を作成し、環境の保全と創造に関する各種施策を推進するとともに、庁内関係課所の各種施策の進捗状況を取りまとめ、日立市環境審議会に報告します。

### (3)日立市環境審議会

日立市環境審議会は、基本条例第26条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する日立市長の諮問機関であり、市民団体等・事業所の代表者、学識経験者、市議会議員などで構成されています。

同審議会では、市の報告を受け本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針等について提言を行います。



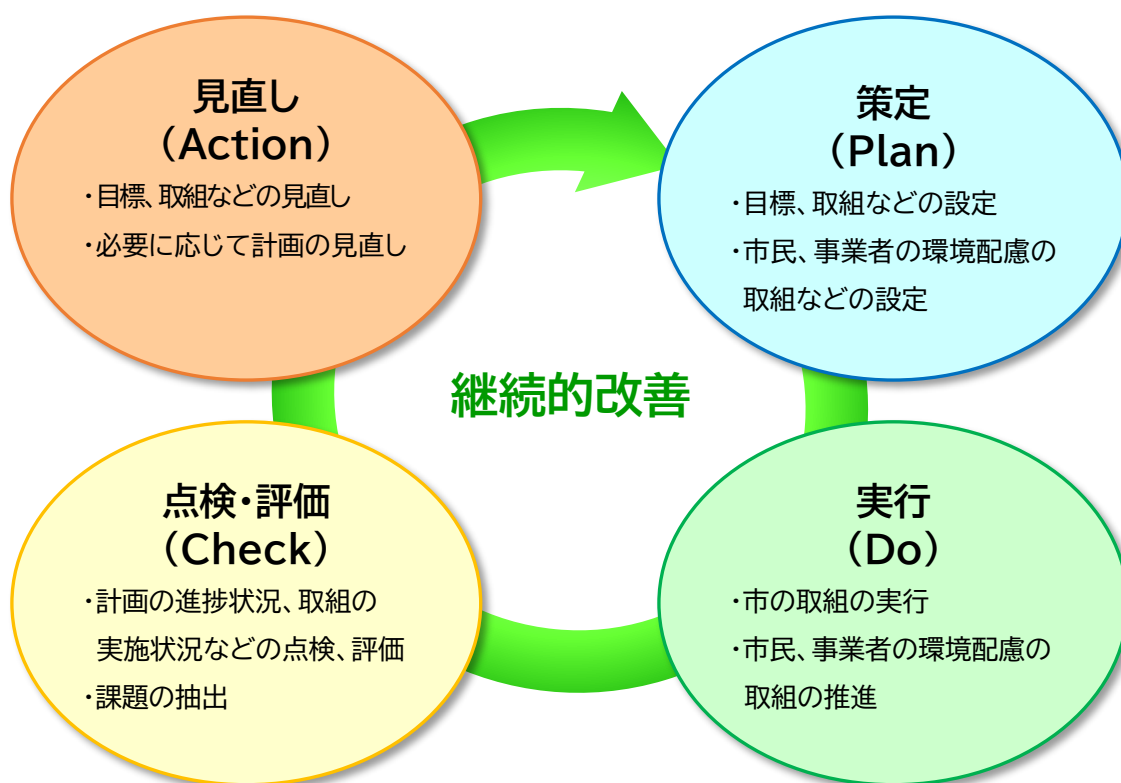
#### (4) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁、気候変動による影響への対策など広域的な取組が求められる環境問題の対応について、国や県、他自治体との連携・協力のもとに広域的な視点に立ち、効果的な施策を展開します。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)」のPDCAサイクルに則り、計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を取組の見直しなどにフィードバックさせ、継続的な改善を図るものとします。

また、市は、計画の進捗状況の点検結果等について、日立市環境審議会へ報告するとともに、施策改善への反映に努めます。



# 資料編

## 1 計画策定の経過

年度	月日	市民	環境審議会	市議会	市
令和3年度	9月17日～ 11月2日	●アンケート			
	2月17日			●環境建設 委員協議会	
	2月18日				●令和3年度第1回ゼロ カーボンシティひたち 推進本部会議
令和4年度	5月17日		●令和4年度 第1回環境審議会 ●諮問		
	6月10日			●環境建設 委員協議会	
	6月27日				●令和4年度第1回ゼロ カーボンシティひたち 推進本部会議
	7月13日		●令和4年度 第2回環境審議会		
	10月18日				●令和4年度第2回ゼロ カーボンシティひたち 推進本部会議
	11月2日		●令和4年度 第3回環境審議会		
	11月18日			●環境建設 委員協議会	
	12月9日～ 12月23日	●パブリック コメント			
	1月23日				●令和4年度第3回ゼロ カーボンシティひたち 推進本部会議
	2月1日		●令和4年度 第4回環境審議会		
	2月17日			●環境建設 委員協議会	
	2月21日		●答申		
	3月				●日立市環境基本計画公表

## 2 日立市環境審議会委員名簿

区分	氏名	所属(職名等)	備考
市民団体	大内 正典	環境を創る市民会議 議長	
	泉 聡二	日立市コミュニティ推進協議会 会長	副会長
	廣瀬 泰和	赤羽緑地を守る会 会長	
事業所	池辺 明文	JX金属(株)日立事業所 総務部長	
	前島 康 (武田 太志)	日立商工会議所 副会頭	
	水出 浩司	(株)日立製作所 エネルギービジネスユニット日立事業所 総務部長	
	古賀 寛之	東京ガスネットワーク(株) 茨城支社 日立支店 共創推進部長	
	柏 広和 (多田 健一)	東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 日立事業所 所長	
	茅根 謙一	常陸農業協同組合 日立支店長	
学識経験者	中廣 一善	日立市医師会 副会長	
	小林 薫	茨城大学大学院工学研究科都市システム工学専攻 教授	会長
	石川 祐一	茨城キリスト教大学生生活科学学部食物健康科学科 教授	
	近藤 識之	弁護士	
	井澤 智子	茨城県日立保健所長	
市議会議員	青木 俊一	総務産業委員会	
	助川 悟	教育福祉委員会	
	粕谷 圭	環境建設委員会	
公募	福地 美喜	公募選出委員	
	富田 美貴	公募選出委員	

( )内は前任者

## 3 日立市環境基本条例

平成11年12月22日

条例第19号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第7条・第8条)

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第9条—第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

第5章 雑則(第27条・第28条)

附則

日立市は、阿武隈あぶくま山地と太平洋に囲まれた自然環境に恵まれたまちである。先人たちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、市民、事業者及び市が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵みを受るとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

**第7条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にの

つとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ日立市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第9条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

**第10条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

**第11条** 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評

働を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

**第12条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は開発行為を行おうとする者と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(経済的措置)

**第13条** 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

**第14条** 市は、環境への負荷の低減のための施設の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第15条** 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

**第16条** 市は、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

**第17条** 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第18条** 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例その他の環境の保全及び創造に関し、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

**第19条** 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

**第20条** 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

**第21条** 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協力)

第23条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第26条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、日立市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 第5章 雑則

(年次報告)

第27条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(個別条例の制定)

第28条 この基本条例の施行に必要な個別条例は、別に定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日立市環境をまもる基本条例の廃止)

2 日立市環境をまもる基本条例(昭和49年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に日立市公害対策審議会規則(昭和49年規則第62号)第2条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における日立市公害対策審議会規則第3条の規定により委嘱又は任命された日立市公害対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。



## 4 日立市環境審議会への諮問書

日立市諮問環都第5号  
日立市環境審議会  
会長 小林 薫 殿

本市では、平成30年3月に「第3次日立市環境基本計画」を策定しましたが、この間、環境を取り巻く社会経済情勢や地球環境問題なども大きく変化しており、令和2年の国によるカーボンニュートラル宣言以降、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正などにより、地球温暖化対策が大きくクローズアップされております。

また、本市は、平成17年に「環境都市・日立」を宣言しておりますが、この宣言にあらたな命を吹き込むため、本年3月に「ゼロカーボンシティひたち」を表明したところでございます。

つきましては、このような環境に関する変化に対応しながら、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、日立市環境基本条例第8条第4項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問します。

令和4年5月17日

日立市長 小川 春 樹

記

### 1 第4次日立市環境基本計画の策定について

以 上



## 5 日立市環境審議会からの答申書

令和5年2月21日

日立市長 小川 春樹 殿

日立市環境審議会  
会長 小林 薫

### 第4次日立市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年5月17日付け日立市諮問環都第5号で諮問がありました「第4次日立市環境基本計画の策定について」は、別添「第4次日立市環境基本計画（案）」のとおり答申します。

また、本計画に掲げられている、本市の目指す環境の将来像及び環境目標の達成に向けて、鋭意、取り組みを推進されますようお願いいたします。

なお、環境分野の対象は、地球規模の環境問題から、身近な地域の環境問題までを総合的に捉えていくことが求められることから、本計画の実行性を高めるために、以下の点についてご配慮をお願いします。

### 記

- 1 本計画の目的や内容をわかりやすい形で広く周知し、市民、事業者、市が一体となり推進すること。
- 2 本計画に位置付けた施策・事業の推進に当たっては、庁内各部門の連携を強化するとともに、横断的かつ効率的な組織体制を構築すること。

以上



## 6 市民・事業者への環境に関するアンケート調査

### (1)目的

本計画を策定するにあたり、本市の環境の現状や満足度、脱炭素社会の実現に向け取り組みたいこと、SDGsについてなど、市民や事業者の方から広く意見を伺うため、環境に関するアンケート調査を実施しました。

### (2)調査の対象

調査名	調査対象
市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の男女3,000人(無作為抽出)
事業者アンケート調査	市内で事業活動を行う事業者200社(無作為抽出)

### (3)調査方法と回収状況

ア 調査方法:郵送配布・郵送回収による無記名アンケート

イ 調査期間:2021(令和3)年9月17日(金)~11月2日(火)

ウ 回収状況

調査名	発送数	回収数	回収率	前回の回収率 <sup>※1</sup>
市民アンケート調査	3,000件	1,494件	49.8%	52.6% <sup>※2</sup>
事業者アンケート調査	200件	126件	63.0%	70.0%

※1 前回のアンケート調査は2016(平成28)年9月23日(金)~10月24日(月)に実施。

※2 前回の市民アンケート調査の発送数は2,000件。

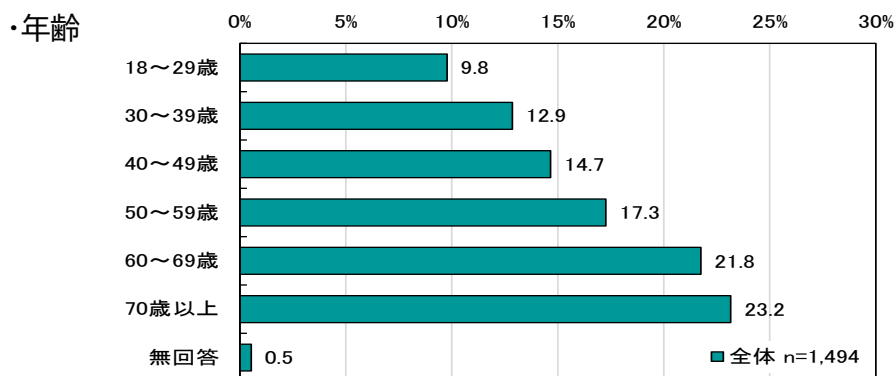
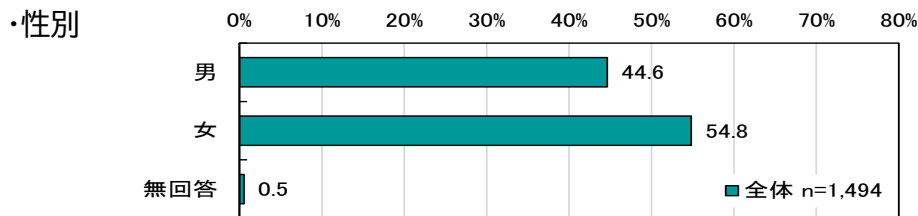
### (4)調査項目

調査名	調査項目
市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 回答者の属性</li> <li>➤ 生活環境全般について</li> <li>➤ あなたのお住まいの周辺環境について</li> <li>➤ ごみに対する取組について</li> <li>➤ 環境保全への取組について</li> <li>➤ 国が温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度と比べて46%削減する目標について</li> <li>➤ 炭素社会の実現に向け、どのようなことに主に取り組んでいきたいか</li> <li>➤ SDGs(持続可能な開発目標)をどのくらい知っているか</li> </ul>
事業者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 回答者の属性</li> <li>➤ 事業所の取組について</li> <li>➤ 行政に望む対策や要望等について</li> </ul>

## (5) アンケート調査結果の主な内容

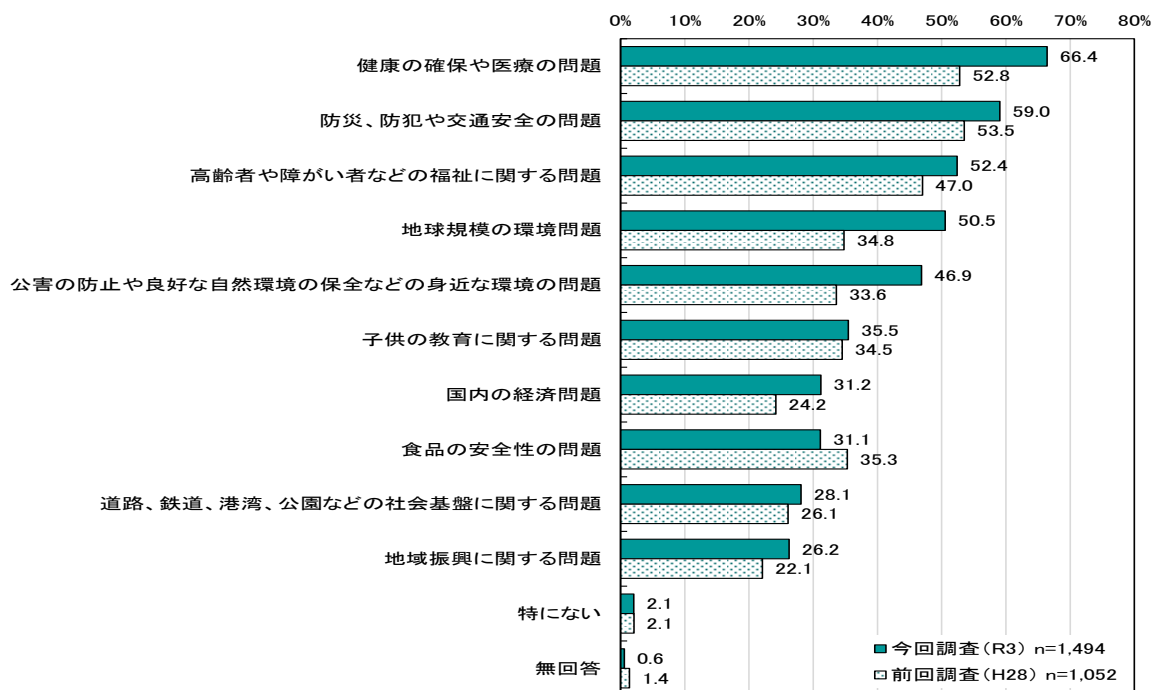
### ア 市民調査

#### (ア) 回答者の属性



#### (イ) 重要と考えている社会的問題

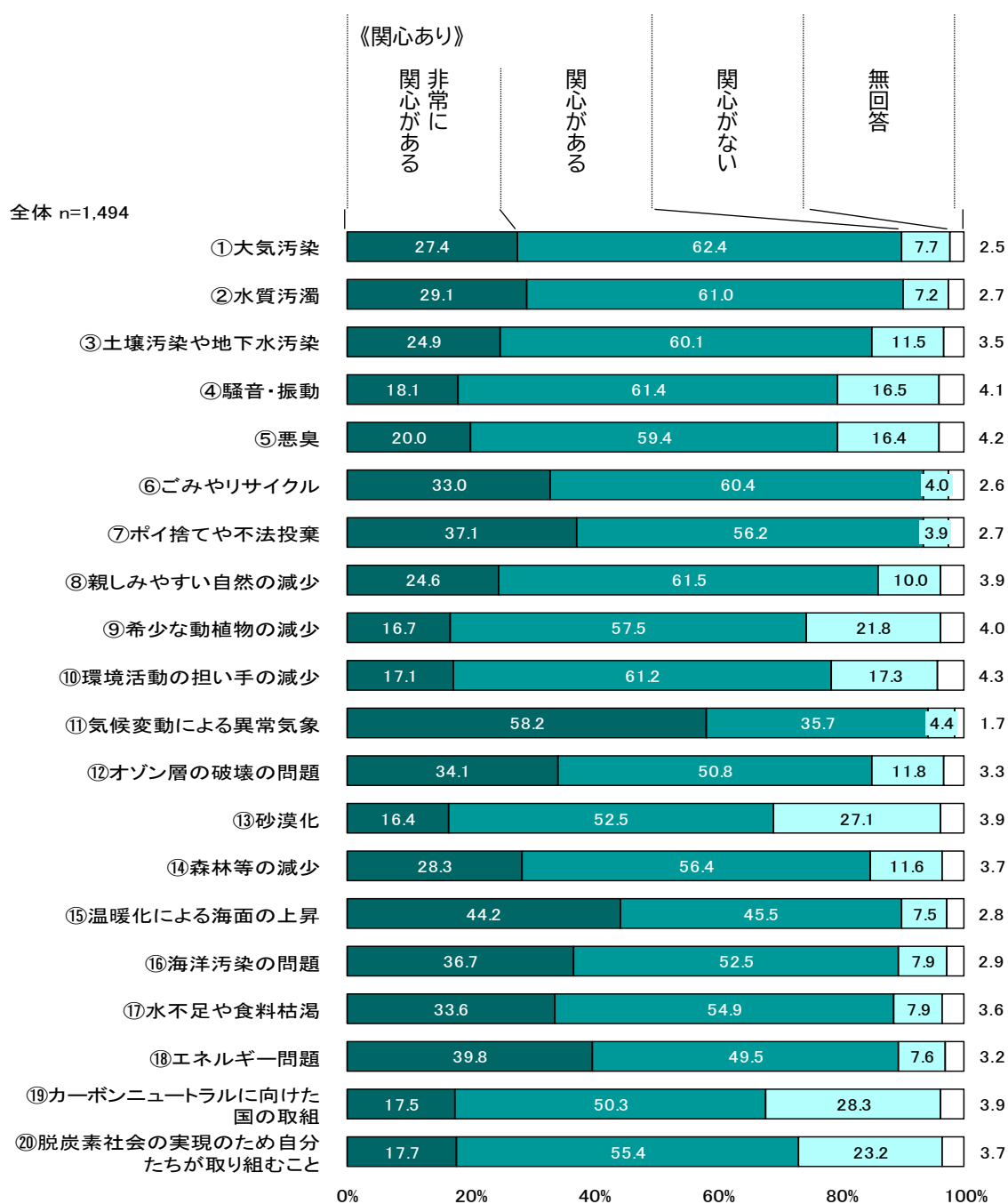
全般的に前回調査より重要と考える数値が高まっており、特に「地球規模の環境問題」は5年前の調査に比べて15.7%増で項目中最も増加しており、地球温暖化など地球環境への関心の強まりが表れています。



### (ウ)環境問題への関心度

《関心あり》の割合は、「気候変動による異常気象」、「ごみやりサイクル」、「ポイ捨てや不法投棄」、「水質汚濁」の順に高くなっており、いずれの項目も《関心あり》の割合が90%以上を占めています。特に「気候変動による異常気象」は、「非常に関心がある」との割合が58.2%を占めるなど関心度が非常に高くなっています。

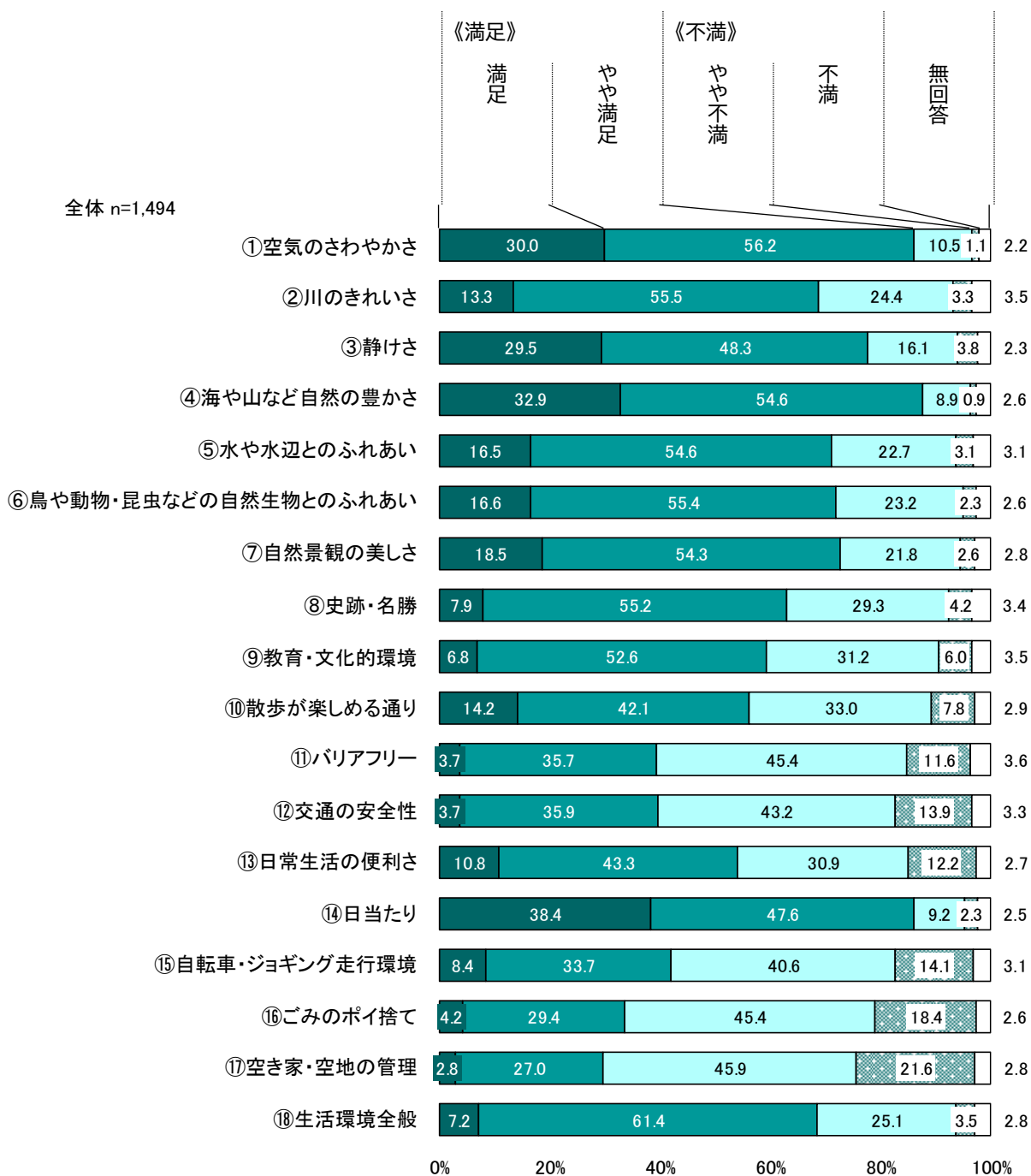
一方、「カーボンニュートラルに向けた国の取組」、「脱炭素社会の実現のため自分たちが取り組むこと」は、「関心がない」の割合がともに約4分の1を占めており、現状では脱炭素化社会に向けた関心は低い傾向にあります。



## (工) 周辺環境の満足度

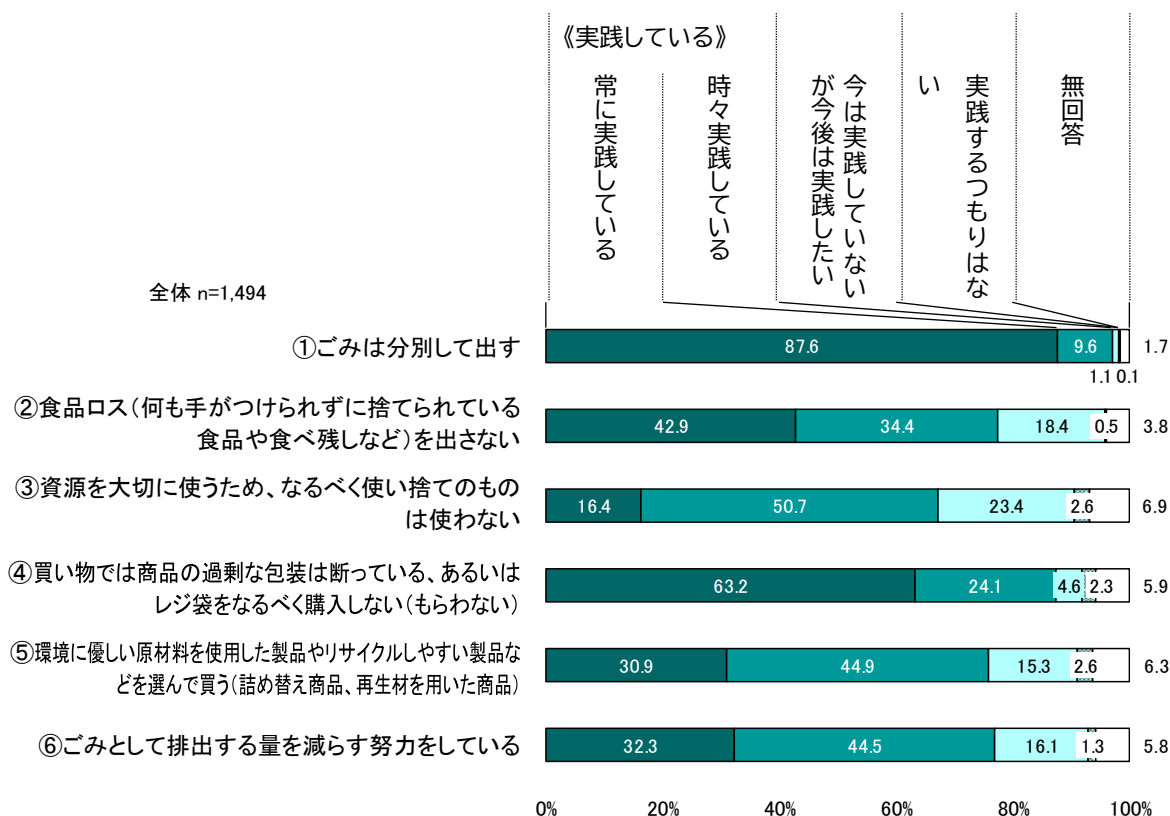
《満足》の合計値は「海や山など自然の豊かさ」87.5%と最も高く、次いで「日当たり」が86%となっています。本市には6つの海水浴場やハイキングコースなど自然を身近に感じられる環境が整備されていることもあり、海や山など自然環境の満足度が高くなっています。

《不満》の合計値は、「空き家・空地の管理」が67.5%で最も高く、次いで「ごみのポイ捨て」が63.8%となっており、ともに半数以上の方が不満と回答しています。

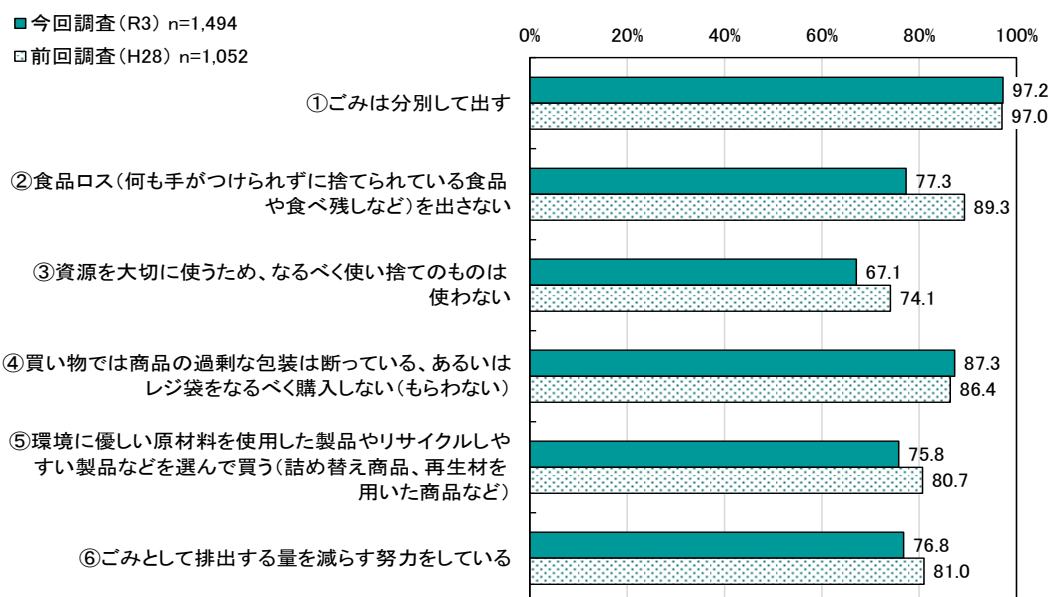


### (オ)ごみ減量のための実践状況について

全ての項目が3分の2以上実践されており、ごみ減量のための取組は関心が高い傾向にあります。しかしながら、「食品ロスを出さない」、「なるべく使い捨てのものは使わない」、「ごみ排出の削減」、「環境にやさしい原材料を使用した製品やリサイクルしやすい製品などを選んで買う」については、前回の調査より数値が減少しています。



### ごみ減量のための実践状況について 《実践している》前回調査との比較

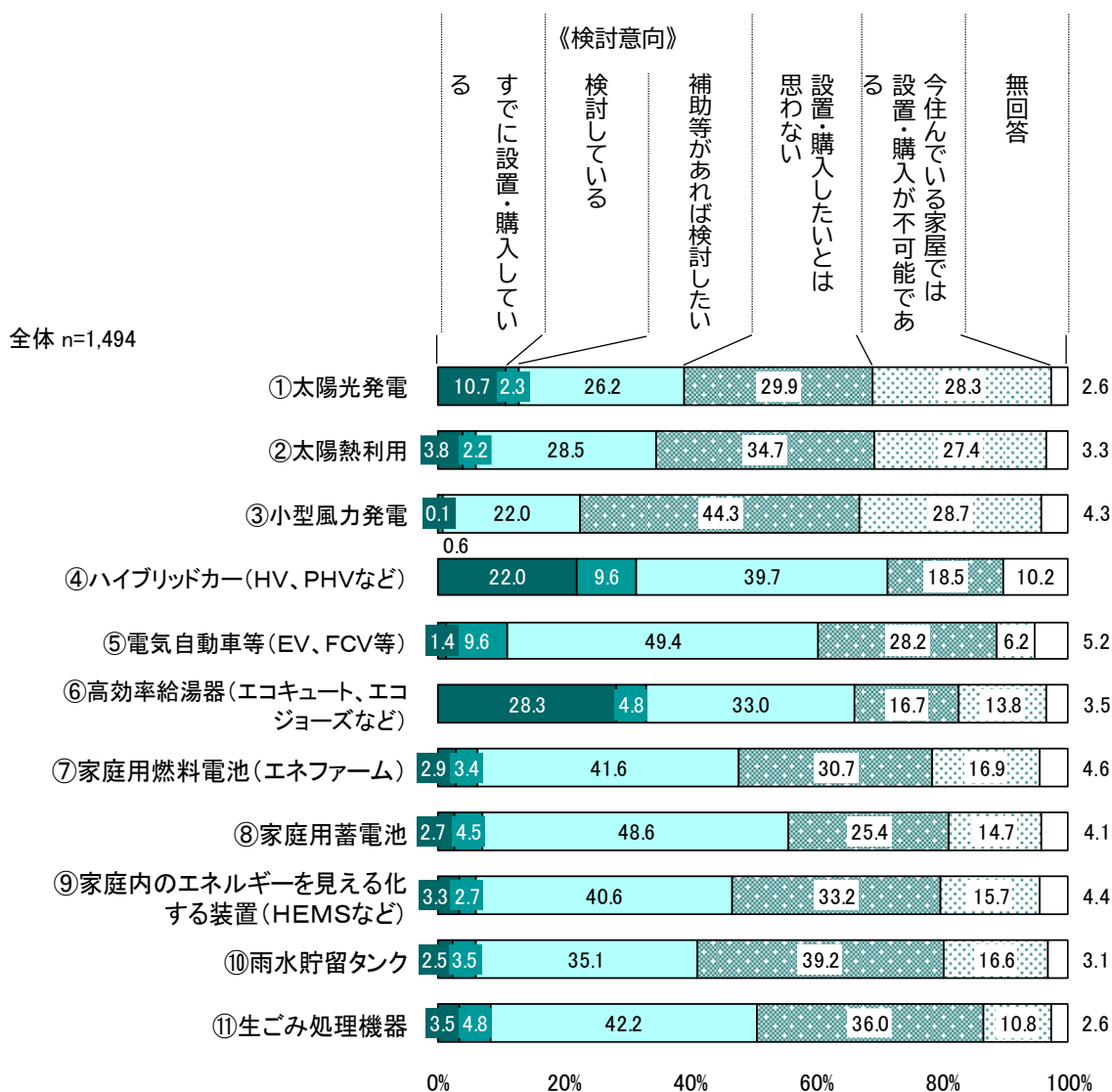


### (カ)環境に配慮した住宅設備等の導入意向

《検討意向》の合計値は、「電気自動車等(EV、FCV等)」「家庭用蓄電池」「ハイブリッドカー(HV、PHVなど)」の順で高くなっており、いずれの項目も半数近くに検討意向があります。

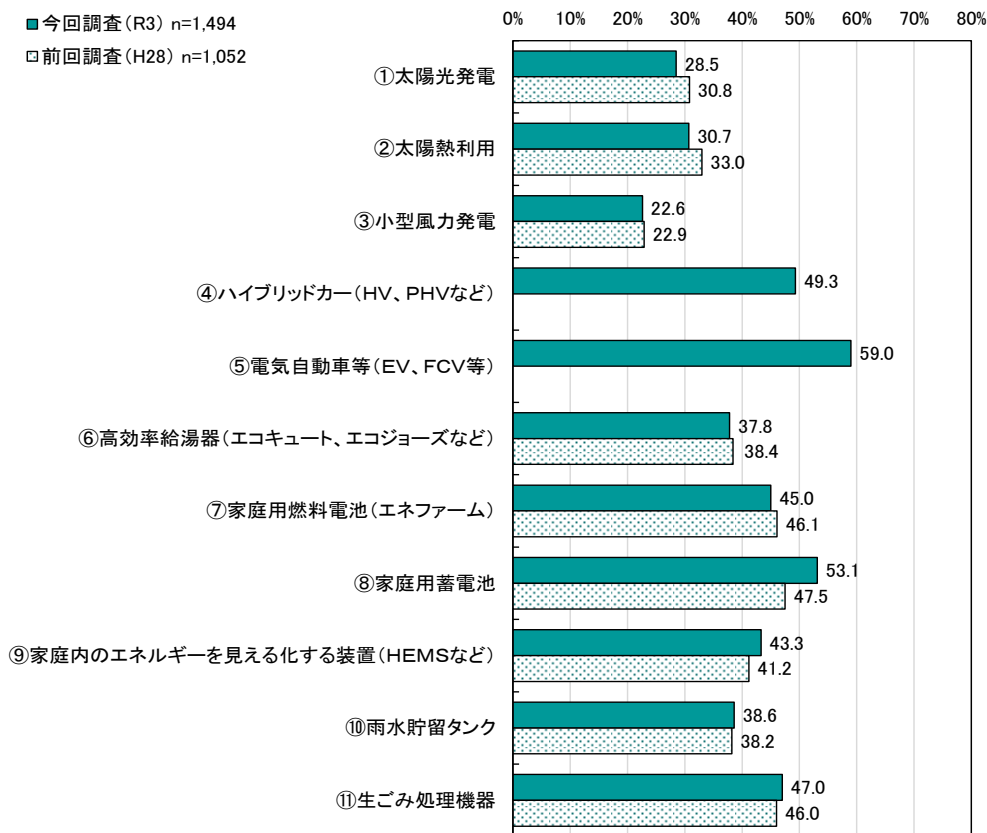
市が補助対象としている「家庭用燃料電池(エネファーム)」「家庭用蓄電池」について、「すでに設置・購入している」の割合は3%未満となっていますが、補助等があれば検討したいとの割合は両者とも半数近くとなっていることから、今後、導入の伸びしろがあると思われます。

前回の調査と比べ、「家庭用蓄電池」のみ導入に対する検討意向が増加しており、すでに太陽光パネルを設置済みである世帯において、売電価格の低下や省エネルギーの流れ、停電時の非常電源として自家消費する傾向が強まっていると考えられます。



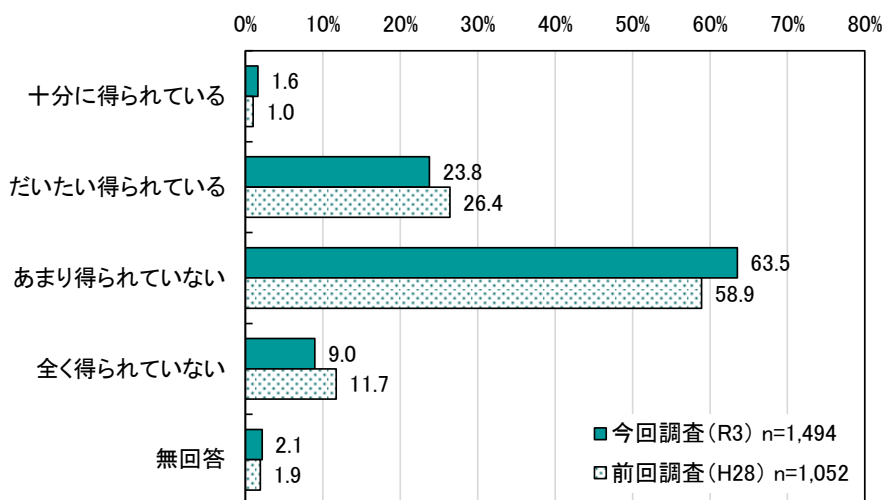


環境に配慮した住宅設備等の導入意向 《検討意向》前回調査との比較



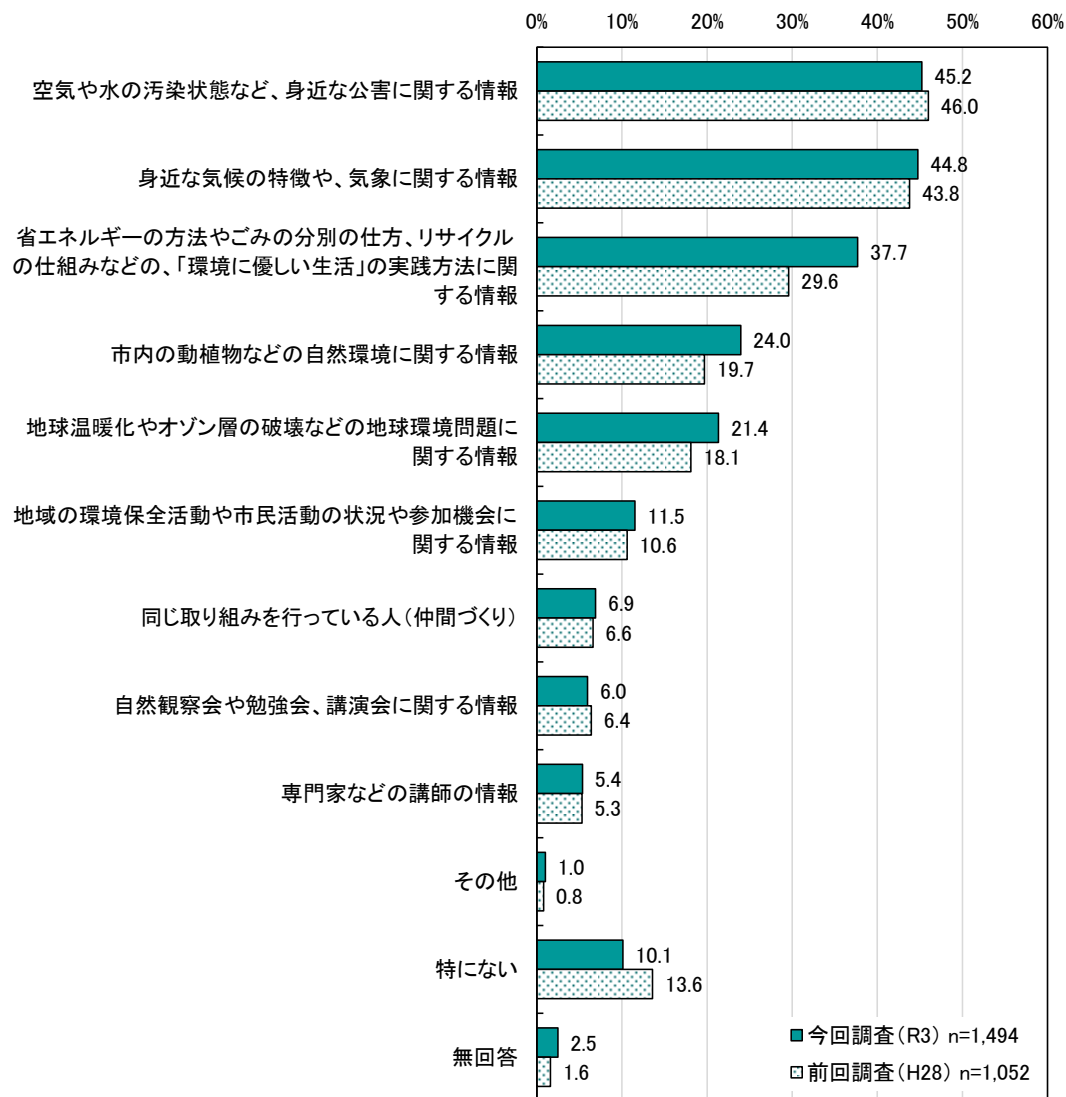
(キ)環境問題や環境活動に関して必要な情報が得られているか

「あまり得られていない」とする回答が63.5%と最も多く、「全く得られていない」を含めた合計値では72.5%と、必要な情報が得られていないとの回答が4分の3近くを占めています。



## (ク)特に知りたい情報

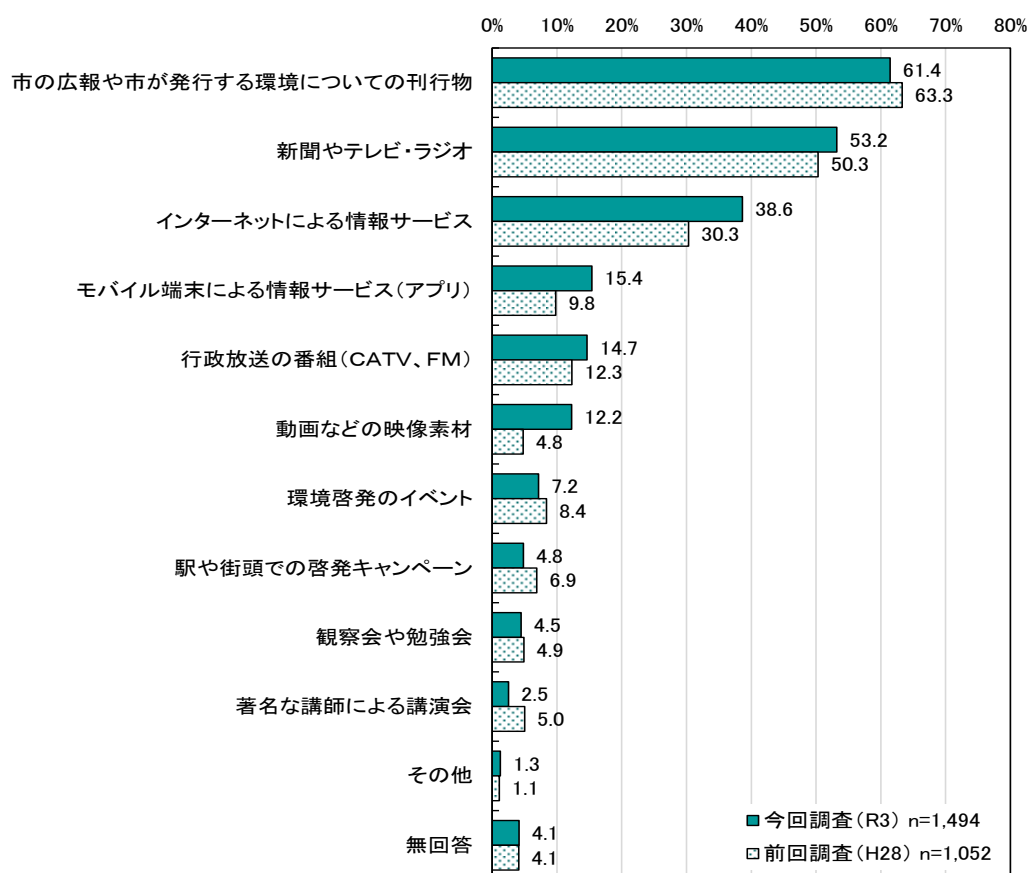
「身近な公害に関する情報」が半数近くで最も多く、5年前の調査に比べ、「省エネルギーの方法やごみの分別の仕方、リサイクルの仕組みなどの『環境に優しい生活』の実践方法に関する情報」が特に増加(8.1%増加)しました。



### (ケ)環境に関する情報を、どのような方法で入手したいか

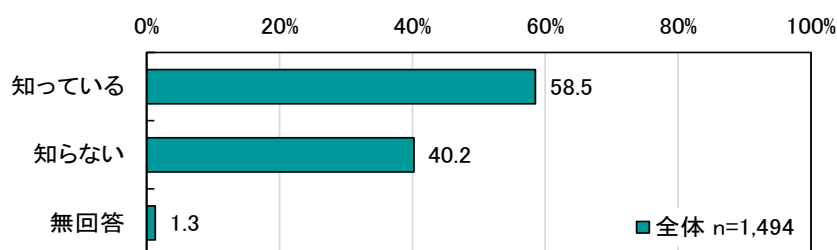
情報の入手先で最も多いのは「市の広報や市が発行する環境についての刊行物」、次いで「新聞やテレビ・ラジオ」となっています。

前回の調査から最も増加したのは「インターネットによる情報サービス」、次いで「動画などの映像素材」となっており、若い世代を中心にデジタル媒体での情報提供が求められています。



(コ)国が温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度と比べて46%削減する目標について【新規設問】

温室効果ガス削減の目標値について、「知らない」との割合が約4割を占めており、年齢が低くなるほど「知らない」の割合が高くなる傾向にあります。

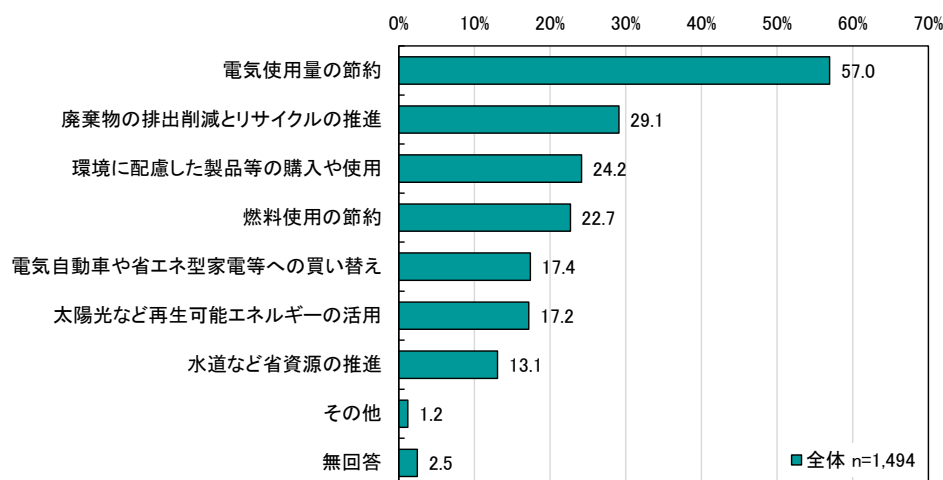


単位: %		知っている	知らない	無回答	
全体	n=1,494	58.5	40.2	1.3	
年齢別	18~29歳	n=146	39.0	59.6	1.4
	30~39歳	n=192	50.0	49.5	0.5
	40~49歳	n=219	51.1	48.4	0.5
	50~59歳	n=258	58.9	40.3	0.8
	60~69歳	n=325	66.2	32.6	1.2
	70歳以上	n=346	68.5	28.9	2.6

(サ)脱炭素社会の実現に向け、どのようなことに主に取り組んでいきたいか【新規設問】

取り組んでいきたいものとして、「電気使用量の節約」が57.0%と最も多く、次いで「廃棄物の排出削減とリサイクルの推進」29.1%となっています。

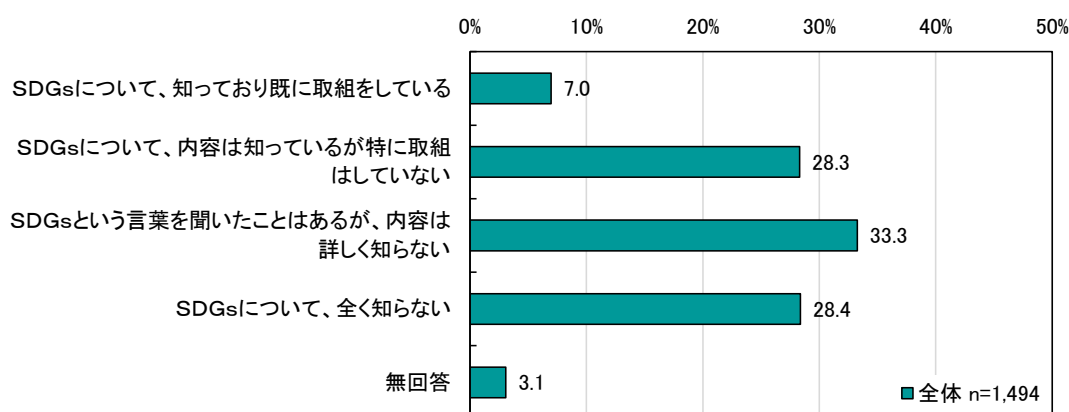
一方、「電気自動車や省エネ型家電等への買い替え」、「太陽光など再生可能エネルギーの活用」といった設備等の導入が必要なものは割合が低い傾向にあります。



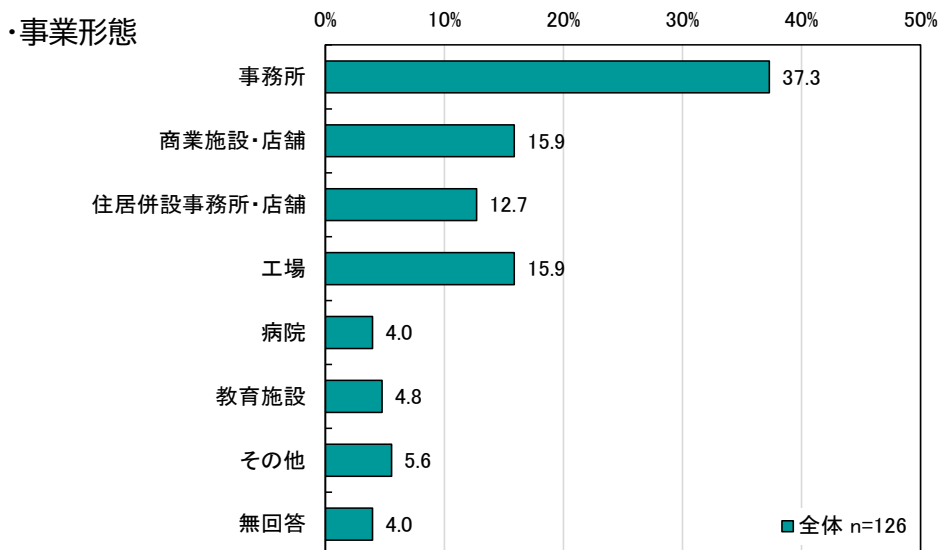
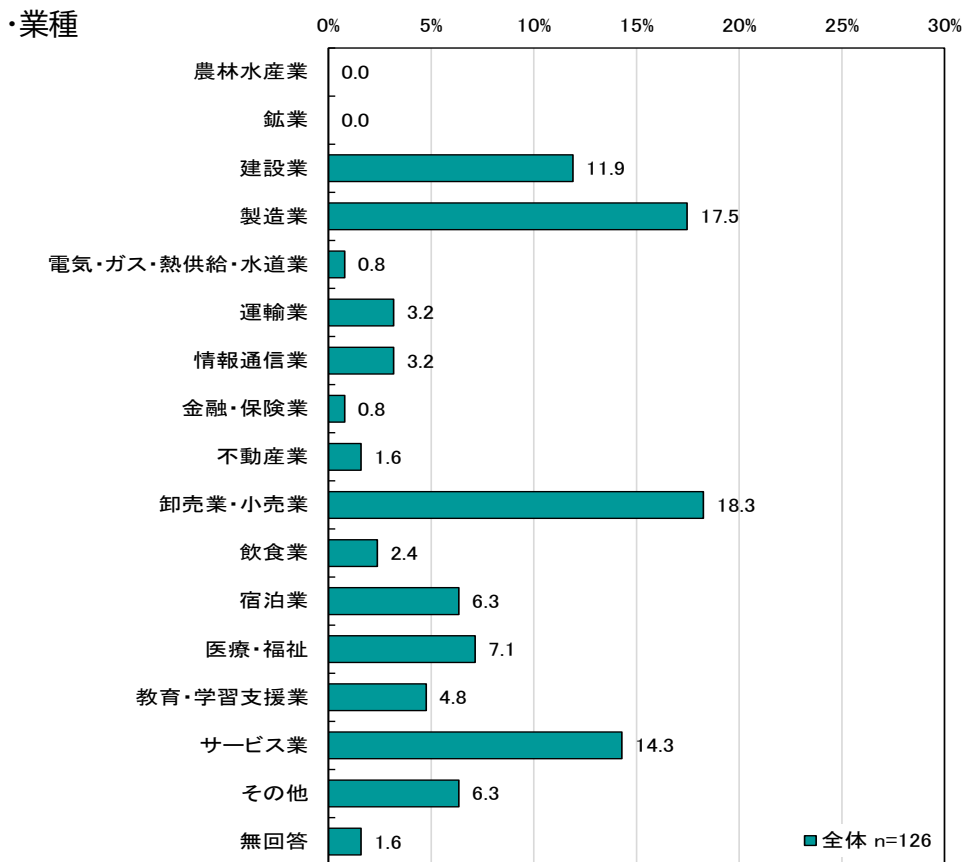
### (シ)SDGs(持続可能な開発目標)をどのくらい知っているか【新規設問】

SDGsについて内容を認知している割合は35.3%と約3分の1程度となっている一方、内容を認知していない割合は61.7%と半数以上は認知していないという結果となりました。

認知していても取り組んでいる割合は7%と1割に満たず、現状SDGsへの関心は低い傾向にあります。



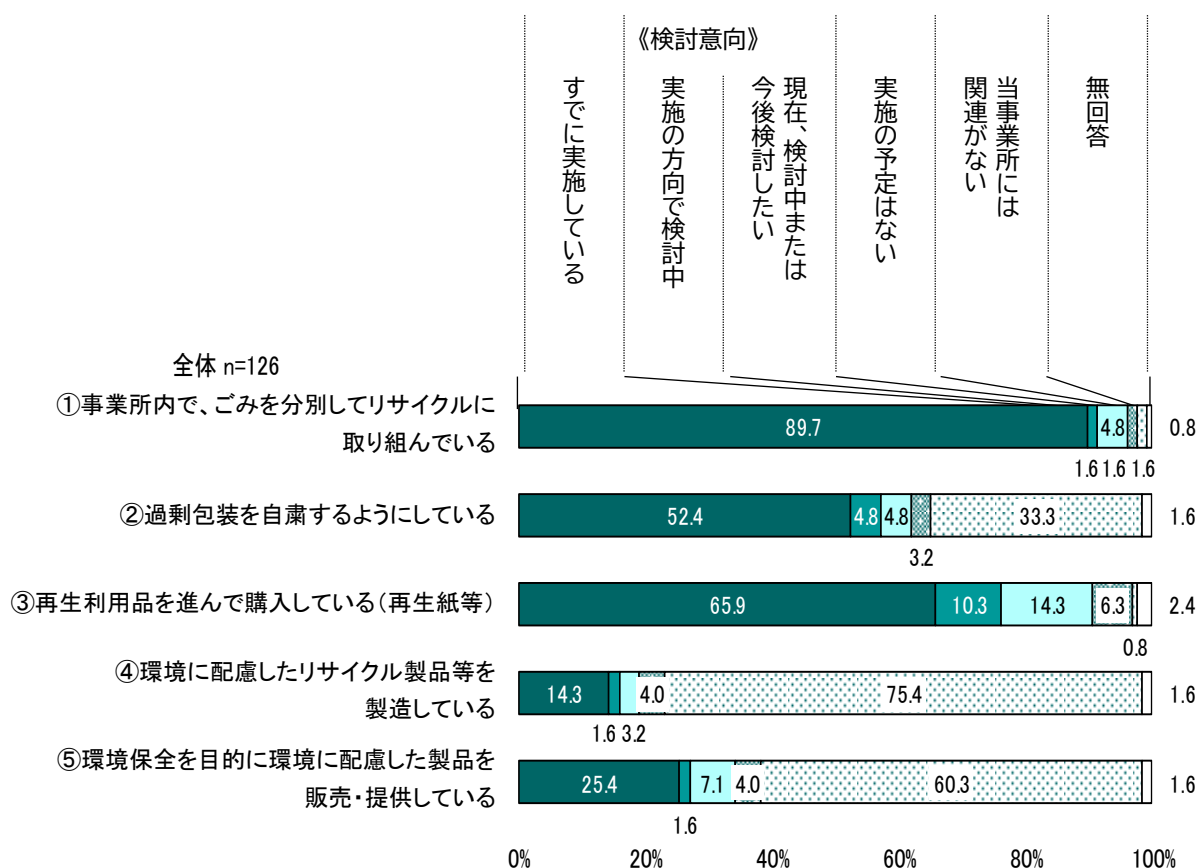
## イ 事業者調査 (ア)回答者の属性

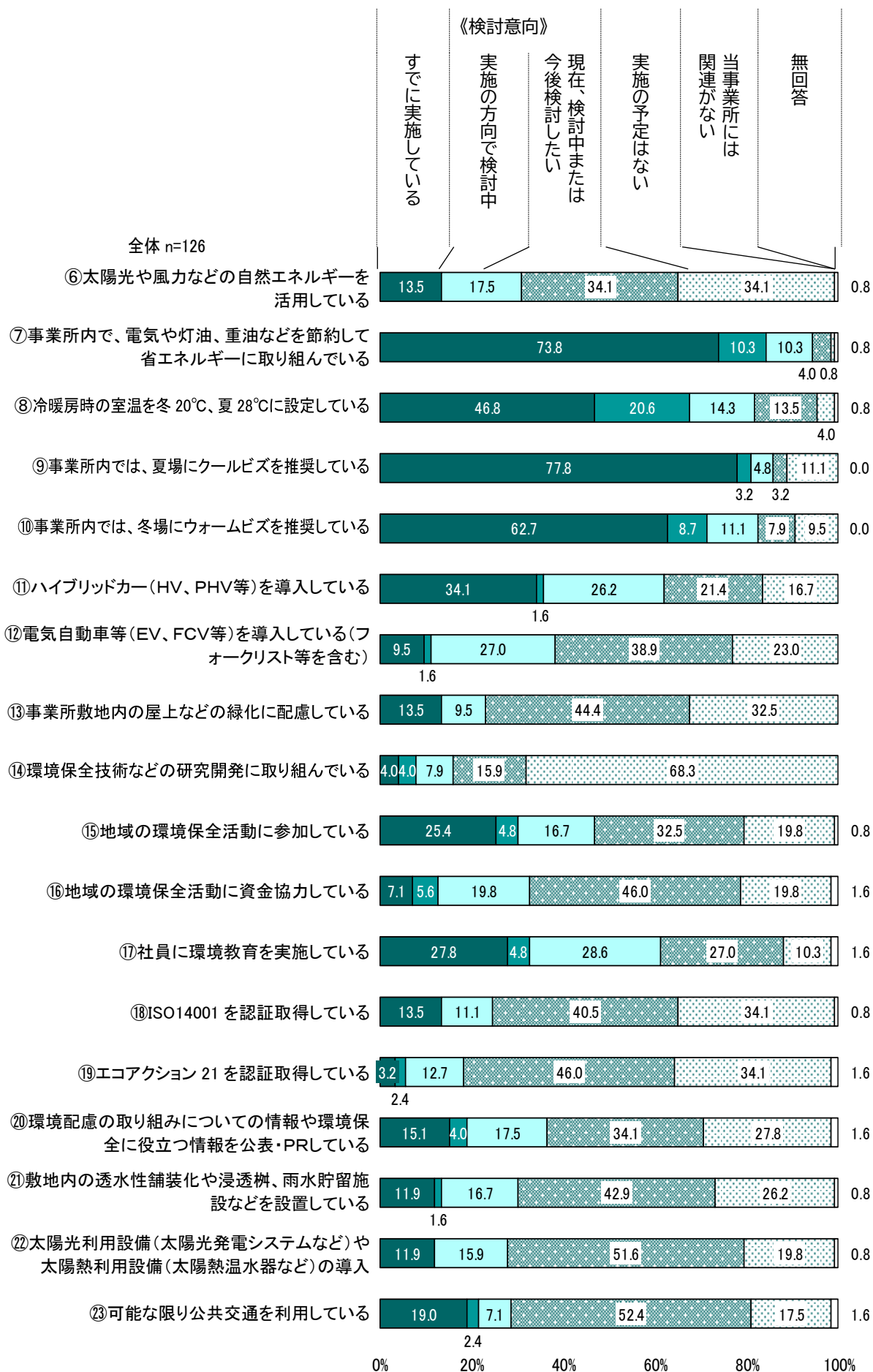


### (イ)環境に配慮した取組の実施状況

「すでに実施している」の割合は「ごみを分別してリサイクルに取り組んでいる」、「夏場にクールビズを推奨している」、「電気や灯油、重油などを節約して省エネルギーに取り組んでいる」の順に多くなっており、いずれも7割以上の事業所で実施されています。

前回の調査と比べると、《検討意向》とするものは、「事業所内で、電気や灯油、重油などを節約して省エネルギーに取り組んでいる」が13.5%、「社員に環境教育を実施している」が11.3%と特に増加しています。

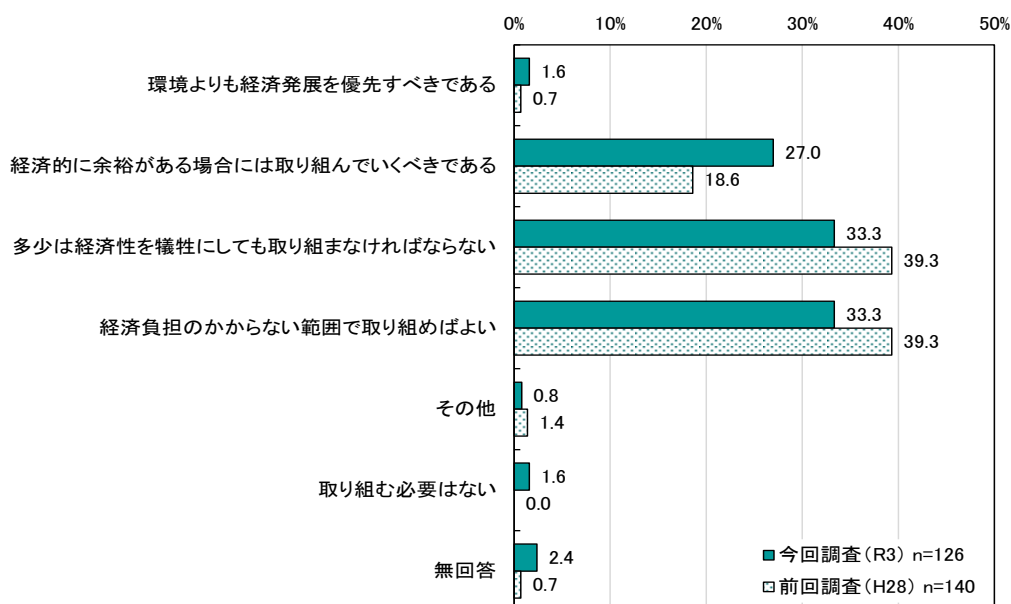






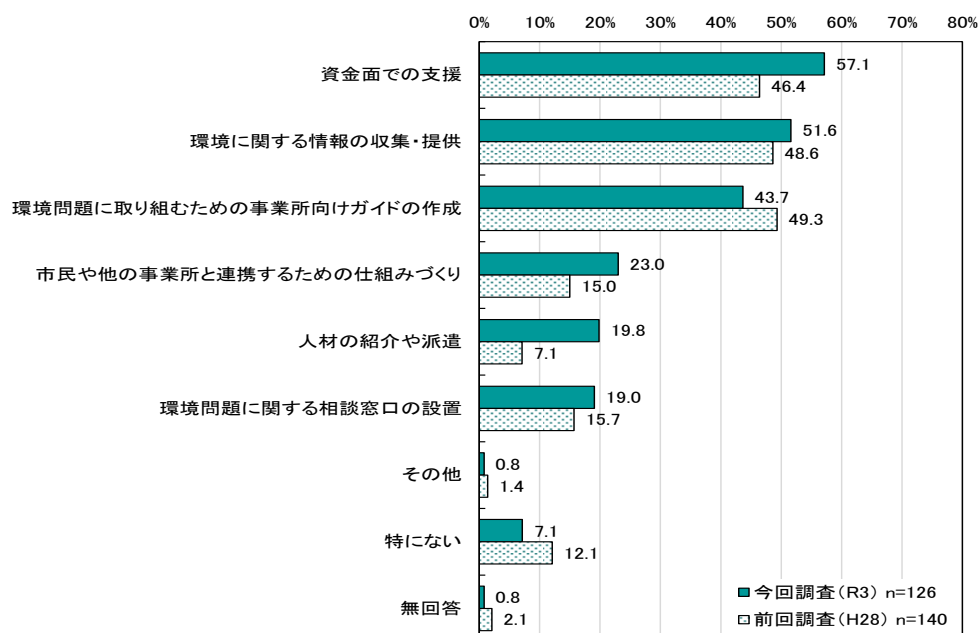
### (ウ)環境を保全することと、経済発展や開発との関係について

「多少は経済性を犠牲にしても取り組まなければならない」、「経済負担のかからない範囲で取り組めばよい」が共に33.3%で最も高く、次いで「経済的に余裕がある場合には取り組んでいくべきである」が27.0%で、5年前の調査より約10%増加しています。



### (エ)行政に期待する支援

行政に期待する支援として、「資金面での支援」が57.1%で最も高く、次いで「環境に関する情報の収集・提供」(51.6%)となっており、補助金や環境関連の情報提供が望まれている傾向にあります。




## 7 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間	令和4年12月9日(金)から令和4年12月23日(金)までの15日間				
(2) 募集方法	第4次日立市環境基本計画(案)を市のホームページに掲載したほか、環境都市推進課、各支所、各交流センター、図書館の34か所に配架し、配架箇所の回収箱への投函、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかにより募集を行った。				
(3) 周知方法	12月5日号市報、デジタルサイネージ、市ホームページ、FMひたちなど				
(4) 提出数	5人(18件)【提出の内訳】回収箱4人、電子メール1人				
(5) 意見の内訳	区分	件数	意見反映	記載済み	参考
	第1章	—			
	第2章	4件	2件	1件	1件
	第3章	—			
	第4章	14件	3件	2件	9件
	第5章	—			
(6) 意見の内容	資源循環(ごみ)	6件	プラごみの回収、4R運動、廃棄物の適正処理など		
	気象(天気資料、予報)	3件	気象の特徴、降水量グラフ、予報		
	CO2削減	3件	公共交通機関の利用促進		
	自然環境の保全と活用	3件	日立アルプス、最古の地層など		
	生態系・生物多様性	2件	茨城県版レッドデータブック		
	その他	1件	原子力再稼働アンケート		

## 8 用語解説

### 【あ行】

用語	解説
一酸化炭素(CO)	無色・無臭の気体で、水に溶けにくく、木炭・燃料用ガスなどの不完全燃焼によって発生する。猛毒であり、血液中のヘモグロビンと結合し、その機能を失わせる。点火すると青い炎を出して燃え二酸化炭素になる。
一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち、事務所・商店などから排出される紙ごみや飲食店から排出される生ごみなどの産業廃棄物以外のごみのこと。
イノベーション	革新的なモノ・サービス・システム・ビジネスモデル・組織などによって、従来の常識がくつがえされるような新たな価値を生み出し、社会全体に大きな革新をもたらすこと。
茨城県版レッドデータブック	茨城県では、希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として、『茨城県版レッドリスト』を作成しており、レッドリストに掲載された種について、生息状況等を取りまとめて編さんし、茨城県版レッドデータブックとして刊行している。 URL <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/kyo/shizen/tayousei/redbook/ibaraki_re_dbook.html">https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/kyo/shizen/tayousei/redbook/ibaraki_re_dbook.html</a> 
エコフェスひたち	企業・団体・学校(約50団体)による環境活動の報告や環境に関する製品の紹介など、実験・体験を通して環境について学べるブースが並ぶ、茨城県内最大級の環境イベント。
オープンスペース	大規模なビルやマンションに設けられる空地(くうち:敷地のうち建築物が建てられていない部分)であって、歩行者用通路や植栽などを整備した空間のこと。広い意味では、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して「オープンスペース」と呼ぶ場合もある。
温室効果ガス	太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖める。暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ逃がすが、大気はその熱の一部を吸収する。これは、大気中に熱(赤外線)を吸収する性質を持つ「温室効果ガス(Greenhouse(グリーンハウス)Gas(ガス))」があるため。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。温室効果ガスには様々なものがあるが、人間の活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )やメタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)、フロンガスなどがある。

## 【か行】

用語	解説
カーボンニュートラル	二酸化炭素排出量と二酸化炭素吸収量の差し引きがゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)の状態。
外来種	原産地より意図的あるいは偶然に運ばれて、新たな場所に定着した生物種。
環境を創る日立市民会議	市民、市民団体、事業者、市が連携・協働して、人と自然との共生が確保された良好な環境を将来の世代に継承するため、1972(昭和47)年に発足した「環境を守る日立市民会議」が、1990(平成2)年に「環境を創る日立市民会議」に名称を変更したもの。環境保全活動や地球温暖化対策など様々な活動を行っている。
管理型最終処分場	「安定型産業廃棄物」と「有害な産業廃棄物」以外を埋め立てる処分場である。管理型最終処分場は様々な種類の廃棄物を処分するため、廃棄物から発生する水を外部と遮断する遮水工や、発生した水を処理する水処理施設を備えている。
クールスポット	樹木などによる日陰、散水などによる水分の蒸発、地面に蓄熱により局所的に形成される場所のこと。森林、公園、など夏の午後に涼しく過ごせる場所。
グリーン購入	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任に努める事業者から優先して購入すること。
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
グリーンリカバリー	新型コロナウイルス感染症の流行で冷え切った世界経済の再起を図るのに際し、脱炭素社会など環境問題への取組も合わせて行おうとするアフターコロナの政策の一つ。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

## 【さ行】


用語	解説
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギー。
資源化量	資源化したごみの量を言い、具体的には、缶、ビン、ペットボトル、古紙等を資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の量、及び、焼却残渣のスラグ等を再利用した量等が挙げられる。

用語	解説
持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。
省資源	製品の過剰な生産・消費を抑制し、再利用などによって資源の効率的な利用をはかること。
生態系	自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。エコシステムともいう。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念で、生態系、生物群系、または地球全体に多様な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性(遺伝子の多様性、種内の多様性とも言う)から構成される。

## 【た行】

用語	解説
地域循環共生圏	各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるもの。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、我が国が、2021(令和3)年4月に、2030(令和12)年度において、温室効果ガス46%削減(2013(平成25)年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえ、2021(令和3)年10月22日に、2016(平成28)年5月13日に閣議決定した前回の計画を5年ぶりに改訂した。改訂された地球温暖化対策計画は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載している。
特定外来生物	海外起源の外来種で、生態系、人命・身体や農林水産業への被害を及ぼす、また、及ぼすおそれがあるものの中から政令で指定されたものをいう。生存しているものを対象とし、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれ、輸入・栽培・飼育・運搬などが規制される。アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル、ブルーギル、セアカゴケグモなど100種以上が指定されている。

## 【な行】


用語	解説
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。
日本最古の地層	日立市から常陸太田市にかけての山地で発見された日本で最も古い約5億年前の地層。古生代の日本の地層の成り立ちを知るうえで極めて貴重なもので、日立市郷土博物館特別専門員で茨城大学名誉教授の田切美智雄氏が、2008(平成20)年に日立変成岩の一部が約5億600万年前のカンブリア紀のものであることを発見・発表した。
日本の重要湿地	<p>湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に、環境省によって2001年(平成13年)12月に選定された日本国内の500箇所の重要な湿地。</p> <p>URL <a href="https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html">https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html</a></p> 

## 【は行】

用語	解説
ハザードマップ	地震・台風・火山噴火などにより発生が予測される被害について、その種類・場所・危険度などを示した地図。災害予測地図。
バリアフリー	障害者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。
ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間のこと。公園の造成・河川の整備などに取り入れられる。
日立市環境教育基金	2006(平成18)年に新日鉱ホールディングス株式会社(現ENEOSホールディングス株式会社)100周年事業の一環として、日立市へ1億円の寄附があり、これを原資に、「日立市環境都市宣言」及び「日立市環境基本条例」の基本理念に沿った環境教育事業を推進するため、「日立市環境教育基金」が設置された。
ヒートアイランド	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象のこと。住民の健康や生活、自然環境への影響、例えば夏季は熱中症の増加や不快さの増大、冬季は感染症を媒介する生物の越冬が可能になることが挙げられ、問題視されている。

用語	解説
浮遊粒子状物質(SPM)	粒子状汚染物質のうち、粒子の直径が10マイクロメートル以下のもの。慢性の呼吸器疾患の原因とされる。
放射線	放射性原子核から放出される粒子あるいは電磁波のこと。
放射線量	放射線のエネルギー吸収に関係した量をいうが、広義には照射線量や線量当量を含む。通常は放射線の吸収エネルギーを物質の質量で除した量、すなわち吸収線量をいう。
放射能	原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に壊変(崩壊)する性質のこと。

## 【ま行】

用語	解説
モビリティサービス	自動車による移動や運搬をスムーズに行うためのサービスのこと。カーシェアリングやライドシェアなど、クラウド上で管理される交通サービス。
モニタリングサイト1000	環境省では、日本の複雑で多様な生態系の劣化をいち早くとらえ、適切に生物多様性の保全へつなげることを目的として、2003(平成15)年に「モニタリングサイト1000」事業を開始した。全国に1,000か所以上の調査サイトを設置し、100年以上モニタリングを継続することで、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することを目的としている。  URL <a href="https://www.biodic.go.jp/moni1000/">https://www.biodic.go.jp/moni1000/</a>

## 【A～Z】

用語	解説
AI	「Artificial Intelligence」の略称で、人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。
BCP	災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Planning)のこと。
BOD (生物化学的酸素要求量)	「Biochemical Oxygen Demand」の略称で、水の汚染を表す指標のひとつ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物(汚物)を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量のこと。
COP	「締約国会議(Conference of the Parties)」の略で、「気候変動枠組条約」の加盟国が、地球温暖化を防ぐための枠組みを議論する国際会議。

用語	解説
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に注目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的には、ICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。
IoT	「Internet of Things」の略称で、「モノのインターネット」と呼ばれることもある。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすることを指す。
LNG	気体である天然ガスを冷却することで液体化したもの。液化天然ガスの用途としては、輸入量の7割近くが火力発電所の燃料、残り3割強が都市ガス用として使われている。
PM2.5	浮遊粒子状物質(直径10 $\mu$ m以下)より小さい粒子で、直径2.5 $\mu$ m以下のものはPM2.5と呼ばれる。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いとの研究報告がある。
PRTR制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。2001(平成13)年4月から実地されている。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場などを提供する。



## 表紙デザインについて

令和4年度の「環境を考えるポスター展」に応募のあった228点を活用して「地球」を表現しました。

## 第4次日立市環境基本計画 令和5年3月

発行／日立市

編集／生活環境部 環境都市推進課

〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1

電話番号 (0294)22-3111(代表)

E-mail [kanto@city.hitachi.lg.jp](mailto:kanto@city.hitachi.lg.jp)

日立市ホームページ

<https://www.city.hitachi.lg.jp/>





**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。